

## 戦後職業訓練関係年表

| 月  | 日  | 1945(昭和20)年  |
|----|----|--|
| 8  | 15 | 戦争終結の詔書を放送。『年表』  |
|    | 16 | 文部省・厚生省、農業運輸通信従事者を除く学徒動員解除につき通達。『年表』   |
|    | 21 | 厚生省勤労局長、各地方長官宛「大東亜戦争終結に伴う国民勤労働員令施行ノ為ニスル応急措置ニ関スル件」通牒。国民勤労働員令の実質的停止。[5-1-1]  |
|    | 22 | 次官会議、「工場事業場従業者ノ応急措置」を決定。『行政二』  |
|    | 22 | 厚生次官、各地方長官宛「戦争終結に伴う工場事業場従業者ノ応急措置ニ関スル件」通牒。[5-1-2]   |
|    | 29 | 厚生次官、各地方長官宛、「帰還軍人の復員に関する応急措置の件」通牒。①前職復帰および優先採用を建前、②動員署に専門の係を設置すること、③必要に応じ失業救済、授産の措置を行うこと等を指示した。『行政二』                                       |
|    | 30 | 次官会議、「外地及外国在留邦人引揚者応急援護措置要綱」を決定。『行政二』   |
|    | 一  | 敗戦当時、国民勤労働訓練所4カ所、機械工補導所・女子職業補導所等132ヶ所、機械工養成所40ヶ所、幹部機械工養成所9ヶ所、地方勤労働訓練所47ヶ所、計232ヶ所の戦災を免れた施設を改修して職業補導を再発足させる。『必携』                             |
| 9  | 2  | 降伏文書に調印。『年表』   |
|    | 7  | 厚生省勤労局長、各庁府県長官・地方総監宛「連合軍進駐に伴う労務確保ノ準備措置ニ関スル件」(発勤199号)通牒。準備すべき労務者の供出範囲、供出方法を定める。[5-1-3]  |
|    | 9  | マッカーサー、日本管理方式につき声明発表(間接統治・自由主義助長など)。『年表』   |
|    | 15 | 厚生省勤労局長、各庁府県長官宛「連合軍ニ対スル労務供出ニ関スル給与ノ支払等ニ関スル件」(勤発950号)通牒。『行政二』  |
|    | 15 | 文部省、「新日本建設ノ教育方針」を公表。『年表』   |
|    | 20 | 「昭和21年労働に関する団体の主要役員への就職禁止等に関する件」(厚生、運輸、内務省令第1号)公布  |
|    | 22 | GHQ、指令第3号<対日方針>に基づく<基本的指令>を公布。『年表』   |
|    | 22 | 厚生省分課規程中改正(去月23日施行)。戦時下名称の変更。[3-1]   |
|    | 22 | 勤労制限廃止、民間部門雇入れ自由となる。『年鑑』   |
|    | 28 | 厚生・内務次官、各地方長官・警視総監・地方鉱山局長宛「終戦に伴う産業報告会ニ関スル措置ノ件」(発勤208号・発警104号)通牒。[5-1-4]  |
|    | 30 | 大日本産業報国会及び大日本労務報国会の解散。『行政二』  |
| 10 | 1  | 戦時教育令の廃止(勅令第564号)。   |
|    | 1  | 閣議、「労働組合に関する法制審議立法に関する件」了解。(予想される連合軍司令部の労働政策に対処するため審議機構を設ける)『規定』   |
|    | 9  | ILO、「国際労働機関憲章」を採択。[6-1]  |
|    | 9  | 「職業紹介法施行規則外9件中改正」(厚生省令第39号)公布。「国民勤労働員署」を「勤労署」に、「国民勤労働員署長」を「勤労署長」に改める。職業紹介業務の再発足。   |
|    | 11 | マッカーサー、幣原首相に5大改革を指令。[1-1]  |
|    | 11 | 「国民勤労働員令外7勅令廃止」(勅令第566号)公布。学徒勤労令、学校技能者養成令、工場事業場技能者養成令等の廃止。   |
|    | 11 | 国民勤労働員令施行規則等廃止(厚生・陸軍・海軍・文部省令第1号)公布。工場事業場技能者養成令施行規則、工場事業場技能者養成補助規則、工場事業場技能者養成令施行規則第4条第1項及第11条の特例ニ関スル件、機械技術員養成所規程、工場法戦時特例施行規則、勤労配置観察員規程等の廃止。 |
|    | 11 | 勤労配置規則(厚生省令第40号)公布。第3条;「求職者ニ対シ其ノ就職前ニ於テ」、「勤労訓練ヲ受ケシムルコトヲ得」等を規定。昭和21年9月26日廃止。[4-1-1]  |
|    | 12 | 学徒勤労令施行規則廃止(文部・厚生・商工省令第1号)。  |
|    | 13 | 「昭和20年勅令第542号(ポッドダム宣言ノ受諾に伴ヒ発スル勅令ニ関スル件)施行ニ関スル件」(勅令第568号)公布。国防保安法等の廃止を規定。  |
|    | 13 | 政府、松本丞治國務相を主任として憲法改正に関する研究開始。『年表』  |
|    | 14 | 勤労局長、各庁府県長官宛「職業紹介業務規程ノ施行ニ関スル件」通牒。『行政二』   |
|    | 16 | 昭和20年勅令第542号ニ基ク労務充足ニ関スル件(厚生省令第41号)公布。GHQの要求にかかる労務充足に関する令。  |
|    | 21 | 大日本労務報国会、GHQの命により解散。①進駐軍労務者の斡旋は以後日雇勤労署が行う。②1945.12.労務協会(労務報国会の廃止により設置)も解散。『行政二』  |
|    | 22 | GHQ、「日本教育制度に対する管理政策」を指令。軍国主義、超国家主義的教育を禁止。『年表』  |
|    | 24 | 「工場法戦時特例外一件廃止」(勅令第600号)公布。   |
|    | 24 | 厚生次官、各地方長官宛「昭和20年10月16日厚生省令第41号事務取扱要領ニ関スル件」(発勤第224号)通牒。『行政二』   |
|    | 24 | 「連合軍ニ対スル供出労務ノ給与ニ関スル件」(勤発第1079号)通牒。『行政二』  |
|    | 26 | 閣議、「石炭生産緊急対策要綱」を決定。①治安の確保と中国人・朝鮮人労務者の引揚促進。②外国人労務者引揚後の事態に即応するために、労務者13万人の緊急充足。『行政二』   |
|    | 27 | 厚生省官制中改正(勅令第609号)公布。大臣官房、健民局、衛生局、勤労局を大臣官房、健民局、衛生局、社会局、労政局、勤労局、保険局、防疫局に改組。勤労局を労政局と勤労局に再編。勤労局に企画課、業務課、補導課を設置。[3-2]                           |
|    | 27 | 厚生省に労務法制審議委員会(官制によらない)設置。第一回委員会を開催。労働組合法案の作成審議を開始。『規定』   |
|    | 30 | GHQ、教育関係の軍国主義者・超国家主義者の追放等を指令。『年表』  |
|    | 31 | 厚生省分課規程中改正(27日施行)。勤労局に補導課を置き、職業補導、職業訓練、授産等を掌る。[3-3]  |
| 11 | 10 | 職業紹介業務規程(厚生省令第116号)。第35条;「勤労署ハ其ノ管内ニ就職セル者ニ対シ必要ナル輔導ヲ行フモノトス。」[4-1-2]  |
|    | 11 | 日本共産党、「新憲法の骨子」を公表。「人民の生活権、労働権、教育される権利を具体的設備を以て保証す  |

|    |    |  |
|----|----|--|
|    |    | る」ことを明記。『憲法』   |
| 16 |    | 厚生大臣、閣議において各省庁毎に「終戦に伴フ失業対策ノ遂行」について各省に「終戦ニ伴フ失業対策ノ遂行ニ資セラルル様」対策を要望。[2-1]  |
| 21 |    | 厚生省勤労局長、警視総監・北海道長官・府県知事宛「失業対策委員会ノ設置運営ニ関スル件」(勤発第1,118号)通牒。失業対策委員会の設置とその運営大綱を指示。『失対一』                            |
| 21 |    | 「治安警察法の廃止」(勅令第638号)公布。   |
| 21 |    | 憲法研究会、「第1次案」を起草。[1-2]  |
| 22 |    | 次官會議、「失業対策各省連絡本部」を厚生省に設置。「失業対策各省連絡本部設置要綱」を定める。『失対一』  |
| 22 |    | 近衛文麿、「帝国憲法改正要綱」(近衛案)を天皇に報告。「教育ノ自由」とする。『憲法』   |
| 23 |    | 佐々木惣一、天皇に「帝国憲法改正ノ必要」と報答する。『憲法』   |
| 24 |    | 労務法制審議委員会、「労働組合法案」を答申。答申にあたり労働省の設置を付帯決議する。『行政二』  |
| 26 |    | 厚生省分課規程中改正(22日施行)。社会局に引揚援護課を設置。  |
| 28 |    | GHQ、「職業政策ニ関スル件」覚書を公開。戦後復員軍人の就職につき優先的扱いを禁止。[1-3]  |
| 29 |    | 憲法研究会、「第2次案」を起草。[1-4]  |
| 12 | 1  | 失業対策委員会官制制定(勅令第697号)公布。中央・地方失業対策委員会の設置。職業紹介委員会官制中改正。[3-4]  |
|    | 4  | 芦田首相、貴族院で復員者を含め離職者総数1324万人(この他、知識層の失業者はおよそ140万人に達する見込み。)と発表。『行政二』  |
|    | 5  | 厚生省勤労局長、各庁府県長官宛「昭和21年3月国民学校修了者ノ職業紹介ニ関スル件」(第1,136号)通牒。職業紹介の取扱要領を定める。統制的配置の撤廃、児童の個性に応じた職業紹介。『行政二』                |
|    | 10 | 厚生省労政局長・勤労局長、各地方長官宛「地方勤労行政機構ノ改正整備ニ関スル件」(労発第32号)通牒。勤労行政の主務部課を警察部から内政部に移管することを指示。[5-1-5]                         |
|    | 11 | 憲法研究会、「第3次案」を起草。[1-5]  |
|    | 15 | 厚生次官、東京・北海道長官・府県知事宛「地方行政機構ノ改正ニ伴フ厚生行政整備ニ関スル件」(労発第8号)通牒。今後の勤労行政は失業対策、労働者保護等の社会的施策が中心となるので、「官憲的気風ノ一掃」等を指示。[5-1-6] |
|    | 19 | 厚生省勤労・労政・社会局長、各都道府県長官宛「就職並労務管理に関する件」(発勤第1,166号)通牒。「勤労配置規則のうち、復員軍人の就職斡旋条項は撤廃。『行政二』                              |
|    | 20 | 「国家総動員法及戦時緊急措置法廃止」(法律第44号)公布。  |
|    | 22 | 「労働組合法」(法律第51号)公布。   |
|    | 24 | 「地方官官制等ノ改正ニ伴フ工場法施行規則外18省令中改正ノ件左ノ通定ム」(厚生省令第48号)公布。「警視総監」の削除。  |
|    | 26 | 憲法研究会(鈴木安蔵起草)の「憲法草案要綱」を公表。労働権を重視し、「戦争」とともに「教育」を忌避した草案。GHQは本案を日本人が起草した憲法改正案として唯一参考にする。[1-6]                     |
|    | 27 | 厚生省勤労局長、各庁府県長官宛「日雇労務ニ関スル事務処理ニ関スル件」(勤発第1,181号)通牒。日雇勤労署の設置を決定し、その業務運営方針を示す。[5-1-7]                               |
|    | 30 | 厚生大臣、労務法制審議委員会に労働関係調整法の立案につき諮問。昭和20年11月24日答申。『行政二』   |
|    | 31 | GHQ、修身、日本歴史及び地理の授業停止と教科書回収に関する覚書。『年表』  |

| 月 | 日  | 1946(昭和21)年   |
|---|----|---|
| 1 | 1  | 天皇、神格化否定の詔書〔詔〕。マッカーサー、詔書に満足の意表明。『年表』  |
|   | 4  | GHQ、軍国主義者の公職追放、超国家主義団体の解散を指令。『年表』   |
|   | 9  | 憲法問題調査委員会小委員会(宮沢俊義作成案)起草。「日本臣民は法律の定むる所に従い教育を受くるの権利義務を有する」。1月23日「日本臣民」を「日本国民」と改める。『憲法』 |
|   | 9  | GHQ、米国教育使節団に協力する日本側委員会設置を指令。2月7日発足(委員長:南原繁)。『年表』                                      |
|   | 10 | 「労働者ノ就職及従業ニ関スル件」(厚生省令第2号)公布。労働者の賃金、労働時間等を差別的にしないように勧告した。                              |
|   | 17 | 厚生省分課規程中改正(12日より施行)。社会局に物資課を設置。   |
|   | 21 | 自由党、「憲法改正要綱」を発表。「教育」の規定無し。『憲法』  |
|   | 25 | 厚生省分課規程中改正(昨21年12月27日からこれを施行)。労政局を労政・労働組合、調査、労働保護、給与、労働統計の5課に改める。                     |
|   | 31 | 「神奈川県立厚生職業補導所規程」(告示第36号)公布。[5-2-1]  |
| 2 | 2  | 政府、「憲法改正案」(乙案)を完成する。[1-7]   |
|   | 3  | マッカーサー、GHQ民政局に三原則(天皇は国家の首にある、戦争を放棄する、封建制度を撤廃する)に基づく日本国憲法草案の作成を指示。『年表』                 |
|   | 3  | 厚生省勤労局長、関係地方長官宛「失業指数調査ニ関スル件」(勤発第85号)通牒。『失対一』  |
|   | 8  | 憲法改正要綱(政府:松本試案)をGHQに正式提出。「教育を受ける権利」については明記されない。『憲法』                                   |
|   | 9  | 中央失業対策委員会、厚生省大臣宛「失業対策トシテ急速措置スベキ事項ニ関スル意見」を建議。[2-2]                                     |
|   | 10 | GHQ、「CONSTITUTION OF JAPAN」(マッカーサー草案)を提起。[1-8]  |
|   | 13 | 憲法改正に関するマッカーサー草案"CONSTITUTION OF JAPAN"が公開される。『憲法』                                    |
|   | 14 | 日本進歩党、「憲法改正要綱」を発表。「教育」については規定無し。『憲法』  |
|   | 15 | 閣議、「緊急就業対策要綱」を決定。「本案ノ実施ニ関シテ」、「就職シ難キ者ニ職業補導ヲ加ヘル」等を決定。[2-3]                              |
|   | 17 | 金融緊急措置令。2.25より新円に切り換え。『年表』  |
|   | 24 | 日本社会党、「新憲法要綱」を発表。「就学は国民の義務なり、国は教育普及の施策をなし、文化向上の助長をなすべし」と規定。『憲法』                       |
|   | 25 | 政府、マッカーサー草案の政府訳を閣議で配布する。[1-9]   |
|   | 27 | 「就職禁止、退官、退職等ニ関スル件」(勅令第109号)公布。いわゆる公職追放令。  |
|   | 28 | 職業補導所ノ名称及位置(厚生省告示第29号)。大阪と福岡に傷痍者職業補導所、及び東京に婦人職業補導所                                    |

|   |  |
|---|--|
|   | を設置する。[3-5]  |
| 一 | 勤労局長、「定着地に於ける海外引揚者援護要綱について」通牒。海外引揚者の援護に関し指示。[5-1-8]  |
| 3 | 2 厚生・内務次官より各地方長官宛「緊急就業対策実施ニ関スル訓令ノ件」(厚生省発勤第11号)通牒。職業斡旋機関は責務重大と指示する。『雇用』<br>2 厚生・内務省、「現下ノ経済危機ニ対処シ就業対策ニ付必要ナル措置ヲ講ゼントスルニ際シ健全ナル職業ノ確保ニ遺憾ナキヲ期待方」(厚生省・内務省訓令第1号)公布。「職業ヲ確保シ完全就業ヲ期スルハ……民政ノ安定……産業ノ振興ニ資スル……平和日本ノ基盤ヲ為スモノ」[4-1-3]<br>2 厚生省勤労局長より各地方長官宛「緊急就業対策実施ニ関スルノ件」(厚生省発勤第8号)通牒。「就業斡旋実施要綱」を定め、指示する。就業相談では職業補導の可否を、斡旋では職業補導施設をも斡旋するとする。[5-1-9]<br>5 憲法懇談会、「日本国憲法草案」を発表。「国民は凡て教育に対する均等なる機会を与へられるべし」と規定。『憲法』<br>6 政府、「憲法改正草案要綱」を発表。主権在民、天皇象徴、戦争放棄を規定。「国民は凡て法律の定める所に依り其の能力に応じ均しく教育を受くるの権利を有すること」を規定。マッカーサー、直後に全面的承認を声明。[1-10]<br>13 厚生省労政局労働保護課にて、この頃労働保護法の草案起草の準備が始められる。『規定』<br>18 厚生大臣、中央失業対策委員会宛「人口と失業対策について」諮問。[2-4]<br>18 厚生省分課規程中改正。(13日より施行)[3-6]<br>30 米国教育使節団、合衆国教育使節団報告書を連合国最高指令部に提出。「日本の民主主義を保証するに熟練した、また職場に就いてゐる、物事のよく解った労働者の一団にまさるものはない。それは産業上の財産にも劣らぬ道徳上の財産である。」と記す。[1-11]<br>31 政府、失業者総数を5,839,000人とする。『行政二』 |
| 4 | 1 厚生省官制、失業対策委員会官制中改正・機械技術員養成所官制廃止(勅令第215号)公布。「労務監督官」を「監督官」に変更する等の旧称の改正。機械技術員養成所は東京、大阪及び名古屋に設置されていた。東京校は後の都立工業短大になる。<br>7 厚生省勤労局長、各地方長官宛「公共職業安定所における職業紹介業務運営の方針に関する件」通達。労働条件の劣悪な求人申し込みは受理せず、条件緩和等を指示する。『行政二』<br>11 労政局労働保護課、「労働保護法作成要領」を作成。「本案作成上問題トナルベキ事項」で、「徒弟制度及寄宿舎制度ノ改善並ニ強制労働禁止ニ関スル規定ヲ如何ニスベキヤ」と記す。『規定』<br>12 労政局労働保護課、「労働保護法作成要領」の第一読会を開く。「徒弟を雇傭する事業主の資格は命令をもって定める。」と規定。『規定』<br>17 政府、「憲法改正草案」を発表。[1-12]<br>20 持株会社整理委員会令(勅令第233号)制定。財閥解体の措置。<br>22 厚生省勤労局長、「海外引上者の就職斡旋に関する件」通達。「十年史」<br>24 労働保護課、「労働保護法案要綱」(第二次案)を作成。第二読会を開く。「徒弟」の章内容を「徒弟の作業の種類、契約の期間、賃金及労働時間其の他に付命令の定むる所に依り行政庁の認可を受くべし」、条の内容を「技能の習得に關係なき作業に従事せしめることを得ず」とする。『規定』<br>25 次官会議、「定着地に於ける海外引揚者援護要綱」を決定。[2-5]<br>26 人口調査結果の失業者数574万人(含潜在失業者、不就業者159万人)と公表。『雇用』<br>30 経済同友会設立。『年表』  |
| 5 | 1 船員職業紹介所官制改正(勅令第252号)公布。<br>1 第17回メーデー(11年ぶりで復活、宮城前に50万人参集)。『年表』<br>4 厚生省勤労局長、各地方長官宛「緊急就業対策に基く知識階級失業応急救済事業の実施に関する件(勤発第283号)通達。専門学校卒業以上の失業者に、進駐軍労務供出事務補助や失業調査当の調査業務を与えて救済する「実施要領」を定めた。『失対二』<br>6 引揚援護院次長、戦争調査会次長宛「定着地に於ける海外引揚者援護要綱時間会議決定に関する件」を要望。[2-6]<br>8 労働保護課、「労働保護法案要綱」(第二読会の現行2)を作成。徒弟条項に変化無し。『規定』<br>10 労働保護課(～13日)、第二読会を終え法案の章立てが整う。第六章「徒弟」:「事業主の資格」を「徒弟使用者の制限」と「徒弟の保護」の二つに分けて規定する。『規定』<br>13 労働保護課、「労働保護法案」(第四次案)を作成。第六章「徒弟」:「徒弟の意義」(徒弟とは使用者と生活を共にして技能を修得する目的をもって使用される未発達労働者)を加え、「徒弟使用者制限」と「一般規定に対する例外」との三つに分けて規定する。『規定』<br>22 GHQ、「日本公共事業計画原則」を指令。生産増大と失業者の吸収のため、土地の開発、道路の建設、配電線の架設、低廉住居の建設、戦災地の清掃を指示した。[1-13]<br>28 閣議、「労働省設置に関する件」を決定。『行政二』   |
| 6 | 3 労働保護課、「労働保護法案草案の要旨」をまとめGHQに提出。「事業主の安全教育に対する義務」、「所謂徒弟を禁止し技能習得を目的とする未成年者の使用は資格及技能を有する者に限って之を許可する」等を記す。『規定』<br>6 次官会議、「公共事業の実施に関する件」を了解。[2-7]<br>13 財団法人職業補導協会の創立。職業協会を改組して、国民勤労訓練所を改組した職業補導所を運営させた。『十年史』<br>16 労働省設置準備委員会、「労働省設置要領」を公表。[3-7]<br>20 政府、「帝国憲法改正案」を国会に提出する。[1-14]<br>21 中央失業対策委員会、厚生大臣宛に2/15諮問に対し、学校教育との勤労の結合、「知識階級失業者救済のための具体的方策」等を答申。知識階級専門の職業紹介機関、職業補導所、授産施設の付置等につき答申。[2-8]<br>29 日本共産党、「日本人民共和国憲法(草案)」を発表。「すべて人民は教育をうけ技能を獲得する機会を保障される」を明記。『憲法』  |
| 7 | 9 GHQ、「日本職業紹介制度に対する労働諮問委員会の勧告」を日本政府に交付。(職業安定法は日米双方の)「完全に意見の一致の下、立案も施行もスムーズに進んだ。」という。職業補導については現行組織図には示  |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>しているが、問題点や改善の勧告はない。『厚生省職業安定局、職業紹介報務資料第三集』</p> <p>9 厚生省、臨時法制調査資料を臨時法制調査会幹事に提出。憲法の趣旨に鑑み、労働保護法（仮称）の制定について研究中であること。現在の工場法は女子及び年少者の身体保護を目的としているのに対し、労働保護法は雇傭関係に随伴する身分的拘束を排除し、労働者をして人たるに値する生活を営ませるに必要な最低限の労働条件の基準を定めることを目的とする、等を記す。法案は労務法制審議会で審議するようにした。『規定』</p> <p>9 閣議、「公共事業実施に関する件」を了解。[2-9]</p> <p>12 厚生省勤労局長、各地方長官宛「職業補導実施要綱に関する件」（勤発第 307 号）を通達。戦後の最初の基準の概要となる。[5-2-2]</p> <p>15 厚生省分課規程中改正（3日からこれを施行）。社会局に庶務課を設置し、職員の教育訓練等を掌らせる。</p> <p>15 厚生省労政局長、労働保護法案作成の資料とするため、279の事業主団体と549の労働組合に対し法制定の必要、規定の内容について質問書を発送。（労使双方より147の回答をそれぞれ得る。）教育に関する発言の多かった項目、⑦労働者の最低年齢は何才が適当であるか、⑧年少労働者の特別保護に関しては如何なる規定が必要か、⑨徒弟制度は我国産業の再建に必要なかどうか、必要があるとすれば、その特別保護に関しては如何なる規定が必要か。『規定』</p> <p>16 厚生大臣、議会で「労働保護法をできるだけ早い機会に制定する」と発言。『規定』</p> <p>19 労働保護課、労働組合側代表との座談会を開催。（労働組合総同盟をはじめ、16の組合に案内状を発送。うち113組合より16名出席。政府当局者、労務法制審議委員会の末広巖太郎委員長らも出席。）教育・徒弟制度に関しては○徒弟制度は封建的・非民主的存在であるから直ちに廃止すべきである（労協）。○職工学校の如きものを作って技術性及び地位の向上に資すべきである。16歳の保護年齢低すぎる（国鉄）。『規定』</p> <p>20 労働保護課、使用者代表との座談会を開催。（日本製鉄、三菱重工業をはじめ16事業所の代表に案内状を発送。うち13名出席。政府当局者および労務法制審議委員会委員も出席。）○能率安全衛生等あらゆる面からみても3月位の特別予備訓練が必要（全国鉱山会）。○最低年齢15才、国民学校卒は14才（三菱重工）。○徒弟制度は是非必要（三菱重工）。今後の産業復興は中小工場が中心となるだろう。人道上の問題からも監督は必要（三菱重工）。『規定』</p> <p>22 厚生大臣、労務法制審議会宛に正式に「労働条件の基準に関する法律案を諮問。[2-10]</p> <p>この日の総会で、志賀義雄：徒弟制度は「従来の封建的なものを省くならば日本の技術を向上する上においてかならずしも不可ではありません……」、○足立正：100人未満の工場が93%、職工数にしても52%の実情を考慮していただきたい。○末広巖太郎：中小工場の共同技能者養成施設として「大森機械工業徒弟学校」の例をあげ、中小工場の技能者養成のあり方につき説明。『規定』</p> <p>26 労務法制審議委員会第1回小委員会、「労働保護法案」を「労働基準法案」と変更する。『規定』</p> <p>29 GHQ、「労働諮問委員会最終報告書—日本における労働政策とプログラム—」を発表。解雇された労働者が相談や訓練や就職のサービスをするものでなければならぬ、また、親方＝徒弟関係はしばしば児童労働の搾取へと発展していった。徒弟の適切な訓練を保証する計画に着手すること、および徒弟に規定された最短期間に技能を授けることを保証するのに必要な措置を採ること等を勧告。[1-15]</p> <p>30 閣議、連合関係労務取扱に関する件を決定。『閣議』</p> <p>30 森戸辰男議員、衆議院帝国憲法改正案委員会小委員会において「勤労と言うのは天皇に奉仕するという特別の意味があるのであって、…寧ろ此の際労働と言う言葉に直した方が時勢に合う」と提案する。『審議』</p> <p>30 廿日出展議員（日本自由党）、衆議院帝国憲法改正案委員会小委員会において『『教育を受ける権利』があるは民主的な一切を盛ってある、是はもう社会主義のどなたでも是で結構だと思ひます。』と述べる。『審議』</p> <p>30 労務法制審議委員会第三回小委員会開催。第七章「徒弟」について審議。○鮎沢巖：将来の産業は中小工業で徒弟も増えるのじゃないかと思う。○末広：これと関連して少年工の教育規定が欲しい。徒弟に付いても技術面だけでなく教育・精神面が欲しい。いかなる名儀でもこういうものは徒弟で、これに当らないものは徒弟ではないと規定すべきだ。○志賀：廃止する方向にゆくべきだ。然し組合でやるの又は見習工は必要と思う。○国鉄当局者：何れ（の内部教育制度）も職員で月給取り。『規定』</p> <p>一 財団法人協調会、解散。資産は中央労働学園に寄付される。『行政二』</p> |
| 8 | <p>1 「神奈川県横浜木工補導所設置規程」（告示第329号）公布。[5-2-3]</p> <p>1 「神奈川県第一語要員養成所設置規程」（告示第330号）公布。[5-2-4]</p> <p>1 「神奈川県傷痍者職業補導所設置規程」（告示第331号）公布。[5-2-5]</p> <p>1 神奈川県告示第332号で、神奈川県立厚生職業補導所規程の廃止。</p> <p>6 労務法制審議委員会総会に諮るための第5回小委員会、「労働基準法草案」（第六次案）まとまる。第七章「徒弟」を「徒弟制度」と改め、「所謂徒弟の禁止」、「技能の習得を目的とする未成年者の使用」の二つに分けて規定。『規定』</p> <p>7 労務法制審議委員会総会を開催。末広小委員会会長、小委員会で20項目に纏められた事項につき報告。○法律の名称を「労働保護法」「労働法」「労働基準法」「労働条件基準法」「労働条件最低基準法」のうちの何れを選ぶか。○養成した徒弟の争奪防止の規定を設けるかどうか。○在来徒弟と称して年少労働者を酷使した、他の一面では若い者を充分仕込む必要がある。新しい徒弟制度を作らねばならない。今後日本の産業を考え新徒弟制度の方針を与える必要がある。○末広：「今後の日本の産業のことを考えると、徒弟制度というようなもので、優秀な職工を作るということは、非常に大事だから寧ろ落付いて、新徒弟制度或は徒弟の学校等のことまで考えなければならぬのではないかという議論がありました。」『規定』</p> <p>10 教育刷新委員会官制（勅令第373号）の公布。委員会は内閣総理大臣の所轄だが、「教育に関する重要事項の調査審議を行」い、「内閣総理大臣に報告」し、諮問にも答申する、と規定される。昭和24年6月、教育刷新審議会に改称。昭和27年6月6日、中央教育審議会に改称。</p> <p>12 経済安定本部令（勅令第380号）公布。</p> <p>16 経済団体連合会（経団連）創立。『年表』</p> <p>17 厚生省勤労局長、各地方長官宛「勤労署業務運営に関する通牒」（勤発第438号）。失業問題の解決が職業行政の最緊要事として、指示する。[5-1-10]</p> <p>22 連合軍総司令部労働諮問委員会、司令部に「日本における労働立法及び労働政策に関する勧告」を提出。「特殊勧告」の（ヌ）児童労働で、○最低年齢15才、学校を修了した者は14才。○徒弟のための十分な法的保護もまたこれを設けるべきである。『対日』</p> <p>24 衆議院、憲法改正案を修正可決。（賛成421、反対8）『年表』</p>   |

|    |    |   |
|----|----|---|
|    | 26 | 厚生、内務、農林、運輸各次官及び震災復興院次長各地方長官宛「公共事業の実施に関する件」(発勤第 35 号) 通達。『失対二』  |
| 9  | 3  | 厚生省労政局長、「労働基準法草案に関する公聴会開催について」関係各省との打合せ会を主催。商工省、運輸省、通信省、農林省、大蔵省、内閣印刷局、文部省の関係局長・課長が出席。○文部省：§ 54 について義務教育を修了の者について「就学に差支えない範囲で」を入れて欲しい。○商工局：先山養成のための実習(未成年者を対象とする)を認めたらどうか。局長：18 才までは地上労働のみにしたらどうか。(坑内実習は)進駐軍関係がむずかしい。監督が困難である。○大蔵省：§ 66 は未成年者以外は酷使し又は家事に使用してもよい意見にとれるから表現上工夫はないか。『規定』  |
|    | 3  | 閣議、「公共事業処理要綱」を決定。[2 - 11]   |
|    | 13 | 厚生次官、関係地方長官宛「簡易公共事業の実施に関する件」(発勤第 35 号) 通達。『失対二』   |
|    | 13 | 厚生省勤労局長、各地方長官宛「公共事業の実施に伴う労務者配置に関する件」(発勤第 47 号) 通達。「公共事業の実施に伴う労務者配置に関する取扱要領」を定め指示する。『失対二』  |
|    | 13 | 厚生省勤労局長、各地方長官宛「知識階級失業応急救済事業実施に関する件」(勤発第 473 号) 通達。[5 - 1 - 11]  |
|    | 14 | 労働保護課、「労務法制審議委員会小委員会の原案に対する公聴会意見摘録」をまとめる。労働者側の意見：○進歩的であると認め承認する。○労働者の教育と文化施設の利用について配慮されたい。○16 才未満のものは労働時間を短縮し、職業教育に重点を置き得るような規定を設けよ。○旧式の徒弟制度は全面的に禁止して、合理的な明るい徒弟制度を確立すべきである。○徒弟制度は全敗して、官公立の技能養成の施設を設けよ。○徒弟の雇入等に関し仲介者が利益を得ることを禁止せよ。使用者側の意見：○労働倫理の原則を宣言するするものでなければならない。…それは又労働教育の原則を含まねばならない。○国家は監督や取締りの代りに、労働教育等の積極的な措置を講ずべきである。○§ 66 の第二項(技能習得に関係のない作業に従事させてはならない)は実施が困難である。『規定』 |
|    | 14 | 厚生省勤労局長、各地方長官宛「職業補導所等新設拡充に関する件」(勤発第 475 号) 通達。「授産共同作業施設拡充新設計画要領」を添付する。[5 - 2 - 6]   |
|    | 16 | 厚生省社会局・勤労局長、各地方長官宛「勤労署において取扱ふ失業者中生活困窮者の保護に関する件」(社発第 731 号) 通達。『失対二』   |
|    | 19 | 佐々木惣一(無所属倶楽部・京都帝大教授)、帝国憲法改正案特別委員会において「教育を受けると言うことが権利の内容になるのか」と問う。『審議』   |
|    | 20 | 閣議、「失業対策本部設置に関する件」を決定。厚生省内に設置されていた失業対策各省連絡本部、臨時就業対策本部を拡充し、失業対策本部を設置。『閣議』  |
|    | 26 | 「労働関係調整法」(法律第 25 号) 公布。「労働争議調停法」廃止、「労働組合法」中改正。  |
|    | 30 | 厚生省、「労働基準法案」を発表。技能者養成については変更なし。『規定』   |
| 10 | 6  | 貴族院、特別委員会の修正通り憲法改正案可決、衆議院へ回付。『年表』   |
|    | 7  | 衆議院、憲法改正の貴族院修正案に同意、「日本国憲法」成立。『年表』   |
|    | 22 | 閣議、引揚者等援助緊急対策を決定。『閣議』   |
|    | 25 | 厚生省勤労局長、各地方長官宛「公共事業実施に伴う失業者の吸収活用に関する件」(勤発第 520 号) 通達。特に大都市に付いて指示する。『失対三』  |
|    | 29 | 枢密院、憲法改正案「日本国憲法」を可決。『年表』  |
| 11 | 1  | 政府、「失業対策の概要」を発表。[2 - 12]  |
|    | 3  | 日本国憲法公布、昭和 22 年 5 月 03 日施行。[1 - 16]   |
|    | 3  | 厚生省、「労働および職業行政関係職員の整備刷新実施要領」を定める。戦前の報国会等の職員の転勤を指示した。『雇用』  |
|    | 4  | ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)設立。「ユネスコ憲章」採択。冒頭に、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心のとりでを築かなければならない。」とする。『条約』  |
|    | 4  | 厚生省勤労局長、各地方長官宛「授産共同作業特別施設の設置に関する件」(勤発第 530 号) 通達。[5 - 2 - 7]  |
|    | 5  | 厚生省分課規程中改正(10 月 30 日から施行)。勤労局を企画・業務・監理・紹介・補導課に拡大改組。補導課の「職業訓練」が削除される。[3 - 8]   |
|    | 7  | 大蔵大臣、閣議に経済安定費支出補充について「職業補導施設費補助」の上奏書作成。[2 - 13]   |
|    | 11 | 職業教育並に職業指導委員会の設立準備会の設立決定。昭和 22 年 1 月 21 日第 1 回総会の開催。同委員会は文部、厚生両省共管だった。『産業』  |
|    | 12 | 閣議、「公共事業に失業者を優先雇傭するの件」を決定。[2 - 14]  |
|    | 15 | 経済安定本部、「公共事業に失業者を優先雇傭するの件」を通牒(経四第 33 号)。[5 - 1 - 12]  |
|    | 16 | 労務法制審議委員会第 9 回小委員会を開催。技能者養成につき審議。○許可を受けて酷使した場合、重い罰則をつける。(末広)○商店丁稚を技能者といふことは、どうか。(局長)「商業徒弟は含まないと云う解釈で行こう」。『規定』   |
|    | 20 | 日本商工会議所の創立。『年表』   |
|    | 20 | 労務法制審議委員会、第 10 回小委員会を開催。第七次案につき審議。○第七章「徒弟制度」を「技能者の養成」と改める。「技能者の養成は国又は公共団体がやるべきもので個人がやるのは例外的」と規定。○「所謂徒弟の禁止」を「徒弟の禁止」と改める。○「技能の習得を目的とする未成年者の使用」を「技能者養成のための未成年者の使用」に改める。『規定』  |
|    | 20 | 労働基準法草案(第八次案)を作成。○条文中の「技能者養成の為の未成年者の使用」を「技能者の養成」に改める。○§ 70 における場合を除き、「技能者養成」に関する諸規定から「未成年者」という文字を削除、単に「労働者」とする。三者構成の技能者養成委員会に関する規定を新設。『規定』  |
| 12 | 4  | 厚生省勤労局長、東京都民生局長・各地方長官宛「失業対策としての授産並びに共同作業施設の運営に関する件」(勤発第 569 号) 通達。『失対三』   |
|    | 5  | GHQ の大学担当官フィリップ・ウェンデル・シェイは「教育基本法」の「第 1 条改定案」の A 案として「教育は、人間を特別な職業の訓練に適合させながら、その職業の枠内で優れた〔申し分のない、よく適合した、あるいは良い〕個人的、社会的生活を達成させ易くする精神、意思、感情について修養を分かち与えることを目的とする。」と提言した。『五十年』  |
|    | 11 | 経済安定本部第 4 部長、関係各省次官宛「昭和 22 年度公共事業の定義の件」(経 4 第 47 号) 通達。失業対策   |

|    |   |
|----|---|
|    | 応急事業も挙げられる。『雇用』   |
| 14 | 東京商工会議所設立。『年表』  |
| 20 | 労働基準法草案（第九次案）を作成。技能者養成を許可制から認可制等に改める。『規定』                                     |
| 27 | 閣議、「昭和第四半期基礎物資需給計画策定並に実施要領」を決定。（石炭増産に集中、石炭・鉄鋼・セメント等を中心とする増産と、進駐軍物資の確保を決定。『閣議』 |
| 27 | 教育刷新委員会、義務教育の9年制・教育委員会の設置などを建議。『年表』   |
| 28 | 失業対策本部長・厚生省勤労局長、各地方長官宛「海外引揚者等失業者吸収活用に関する事」（勤発第 604号）通達。『失対三』                  |

| 月 | 日  | 1947(昭和22)年  |
|---|----|--|
| 1 | 25 | 厚生省分課規程中改正（昨 21 年 12 月 27 日から施行）。労政局等の改変。[3 - 9]   |
|   | 30 | 厚生省勤労局長、各地方長官宛「授産共同作業特別施設の利用に関する契約について」（勤発第 36 号）通達。『失対三』  |
|   | 30 | 勤労局長、各地方長官宛「公共事業就労者勤労加配米に関する件」（勤発第 38 号）通達。『失対三』   |
|   | 31 | マッカーサー、「2・1ゼネスト」に対し中止を命令。『年表』  |
| 2 | 1  | 中央職業紹介委員会、厚生大臣に「労務供給事業に関する事項に対する答申」を提出。『通信』  |
|   | 6  | 厚生省労政局労働保護課長、厚生大臣宛、「労働基準法案要綱に関する件」を提出。法律第 27 条により、労働者の生活を保障するため労働基準法制定の必要を強調。『規定』  |
|   | 8  | 厚生省、労務法制審議委員会答申の「労働基準法案」を閣議提出。2.1 スト直後であったため、労働情勢は一変したとする意見もあり、容易に決せず、議を重ねること数回に及ぶ。『規定』  |
|   | 22 | 閣議、「労働基準法案」（第 12 次案）を決定。第七章タイトル「徒弟の禁止」を「徒弟の弊害排除」と改める。法文に変化は無し。『規定』   |
| 3 | 4  | 勤労局企画課長、各県主務部長宛「勤労署業務運営要綱による報告に関する件」（企発第 13 号）通達。  |
|   | 4  | 厚生大臣、衆議院に「労働基準法」を提案。新憲法に基づくことを表明。[2 - 15]  |
|   | 4  | 勤労局長、各地方長官宛「昭和 22 年度職業補導並びに授産共同作業実施計画調の件」（勤発第 98 号）通達。経済安定本部の認証のため、継続を中心とする職業補導計画の樹立を指示。そこで補導種目として、建築工、建具家具工、木船工、建築関係技能者、機械器具修理工、手工業、食品加工関係技能者、和洋裁、事務関係の 9 職種を指示。[5 - 2 - 8] |
|   | 17 | 厚生大臣、衆議院委員会で「労働基準法」を説明。新憲法に基づくことを表明。[2 - 16]   |
|   | 19 | 「労働基準法案」、貴族院へ上程。『規定』   |
|   | 19 | 厚生省官制中改正（勅令第 87 号）。児童局の設置。   |
|   | 19 | 厚生次官、各地方長官宛「昭和 22 年度失業応急事業実施に関する件」（発勤第 22 号）通達。これまでの「知識階級失業応急救済事業」と「簡易公共事業」を一元化し、「失業応急事業」とする。昭和 23 年度以降、前者を「知識層失業応急事業」、後者を「都市失業応急事業」と正式に呼称することになる。[5 - 1 - 13]               |
|   | 20 | 厚生省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共事業日雇労働者標準賃金に関する件」（労発第 155 号）通達。別表に地方別標準賃金表。[5 - 1 - 14]   |
|   | 25 | 厚生省分課規程中改正。（19 日から施行）社会局の改変。[3 - 10]   |
|   | 26 | 東京商工会議所、商工大臣・安本長官・東京都長官宛「中小工業振興大作要綱に対する意見」を提出。『東京』   |
|   | 27 | 貴族院、「労働基準法案」を、4 項目の希望条件付きで可決。[2 - 17]  |
|   | 31 | 職業補導所 432 所、補導種目延 523（建築 145、付属建築 23、木工 112、木船 12、機械 51、手工業 61、事務 18、和洋裁 40、食品加工 6、石炭 44）となる。『解説』  |
|   | 31 | 「教育基本法」（法律第 25 号）公布。第 7 条に「勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」を規定。[4 - 1 - 4]  |
|   | 31 | G H Q、「教育基本法」の訳として"FUNDAMENTAL LAW OF EDUCATION"を報告。第 7 条「社会教育」の前半の「勤労の場所……において行われる教育」が訳されていない。[1 - 17]  |
|   | 31 | 学校教育法（法律第 26 号）公布。「第 52 条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と規定。  |
|   | —  | 連合国軍労働諮問委員会、「日本職業紹介制度に対する労働諮問委員会の勧告」発表。目的として「職業補導計画の展開」等を勧告している。[1 - 18]   |
| 4 | 1  | 新学制による小学校（国民学校初等科を改称）および中学校発足（財政難のため中学校の建築はかどらず）。『年表』  |
|   | 7  | 「労働基準法」（法律第 49 号）公布。①第 7 章技能者の養成の全部、第 5 章安全衛生の全部、第 6 章女子及び年少者の一部、第 10 章寄宿舎規則の主要部につき 22.11.1 施行。その他は 22.9.1 施行。②「工場法」の廃止。[4 - 3 - 1]  |
|   | 8  | 公共職業安定所官制（勅令第 118 号）公布。勤労署、日雇勤労所をそれぞれ、公共職業安定所、公共労働安定所に改称。公共職業安定所 = 455 ヶ所、公共労働者職業安定所 = 85 ヶ所。[3 - 11]  |
|   | 10 | 公共職業安定所の業務運営方針を通達。「十年史」  |
|   | 18 | 職業安定局長、各地方長官宛「公共事業年間実績報告に関する件」（職発第 199 号）通達。昭和 21 年度における職業補導、授産、共同作業施設等の年間実績の報告を求める。[5 - 2 - 9]  |
|   | 22 | 厚生省分課規程中改正（4 月 15 日から施行）。勤労局の職業安定局への名称変更。[3 - 12]  |
|   | 30 | G H Q、職業協会の解散を命令。（戦前の国民勤労訓練所を運営していたため。）『行政二』   |
|   | 30 | 職業教育並びに職業指導委員会、「職業指導員並びに相談員の養成計画」を意見具申。『産業』  |
| 5 | 2  | 厚生省官制中改正（勅令第 198 号）公布。労政局から労働基準局が分離独立。労働保護行政の強化。[3 - 13]   |
|   | 2  | 職業安定局長、各地方長官宛「公共事業就労状況調に関する件」（職発第 231 号）通達。『失対三』   |
|   | 2  | 都道府県労働基準局管制（勅令第 199 号）公布。都道府県に労働基準局を設置。[3 - 14]  |
|   | 17 | 職業安定局企画課長、東京都労政局総務課長・各都道府県労働（教育・民政）部長宛「企業整備に伴う離職者趨勢に関する件」（企発 45 号）通達。『失対三』   |
|   | 19 | 経営者団体連合会創立。昭和 23 年 4 月 12 日、日本経営者団体連盟（日経連）に改称。『年表』   |
|   | 26 | 厚生省分課規程中改正（5 月 2 日より施行）。労政局に調査果を設置し、労働教育を分掌させる。労働基準局等の改編では技能関係業務は規定されない。   |



|    |    |   |
|----|----|---|
|    | 26 | 厚生省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和 22 年度失業応急事業の実施に関する件」(職発第 298 号) 通達。<br>[5-1-15]   |
|    | 29 | 厚生省分課規程中改正(5月1日より施行)。国立栄養研究所の新設。  |
| 6  | 5  | 閣議、労働省設置準備委員会、「労働省設置要領」を決定。『行政二』  |
|    | 5  | 厚生省分課規程中改正(5月30日から施行)。職業安定局の分掌の決定。[3-15]  |
|    | 5  | 職業安定局長、各都道府県知事宛「授産共同作業特別施設の設置について」(職発第 329 号) 通達。「授産共同作業特別施設運営要綱」を定める。[5-2-10]  |
|    | 11 | G H Q 東京神奈川軍東京支部、12 日まで日比谷公会堂にて労働者教育大会を開催。『中央』  |
|    | 11 | 政府、「経済緊急対策」を決定。積極的失業対策として職業補導施設の拡充強化、等の創設。[2-18]  |
|    | 12 | 内閣、「労働省設置準備委員会規程」の決定。[3-16]   |
|    | 16 | 第 2 回労働省設置準備委員会、「労働省設置要領」を決定。[2-19]   |
|    | 21 | 職業安定局長、各都道府県知事宛「公共事業四半期報告について」(職発 395 号) 通達。[5-2-11]  |
|    | 30 | 次官会議、官公庁における身体障害者の採用については欠員補充の方針の適用外を申し合わせ。『十年史』  |
|    | —  | 職業教育並びに職業指導委員会、「職業教育並びに職業指導行政機構の刷新拡充計画」を意見具申。『産業』   |
| 7  | 4  | 経済安定本部、第一回経済白書(経済実相報告書)を発表。『経済』   |
|    | 19 | 米国学術顧問団来日。8月20日、報告書「日本における学術と技術の改組」を作成。『年表』   |
|    | 22 | 政府、第一回国会へ「労働省設置案」を提出。『規定』   |
|    | 29 | 厚生省職業安定局、「職業補導施設の拡充に関する事項」を起案。[2-20]  |
|    | —  | 職業教育並びに職業指導委員会、「各種工業に於ける見習い工教育計画基準案」等を具申。[2-21]   |
| 8  | 15 | 厚生大臣、衆議院労働委員会における職業安定法の提案理由として、憲法 22 条の「職業選択の自由」に基づいていることを説明。[2-22]   |
|    | 30 | 労働基準法施行規則(厚生省令第 23 号)の公布。技能者養成に関する規定は無い。  |
|    | 31 | 労働省設置法(法律第 97 号)公布。大臣官房、労政、労働基準、婦人少年、職業安定、労働統計調査の 5 局を設置。[3-17]   |
|    | 31 | 労働基準法の一部の施行期日を定める件(政令第 170 号)公布。  |
|    | 31 | 労働省設置法施行令(政令第 173 号)制定。[3-18]   |
|    | 31 | 労働基準監督機関官制(政令第 174 号)公布。[3-19]  |
| 9  | 1  | 労働省新設に伴う訓令(労働省訓令第 1 号)公布。[4-1-5]  |
|    | 1  | 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「労働基準法の施行に伴う処置に関する件」(基発第 29 号) 通達。『行政二』   |
|    | 1  | 労働省分課規程制定。大臣官房と労働基準、婦人少年、職業安定、労働統計調査の 5 局の設置について規定。労働基準局に監督・労災保険・安全・衛生・給与・鉱山の 6 課、職業安定局に監査室の他に庶務・失業対策・雇用安定・職業補導・労働市場調査の 5 課および監察室を設置。[3-20]   |
|    | 3  | 労働省労政局、「労働者教育諮問委員会設置要綱」を決定。[3-21]   |
|    | 4  | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「連合国軍関係労務の提供に関する件」(職発第 3 号) 通達。業者の介在を止めさせるように指示した。『時報』  |
|    | 7  | 労働大臣(米窪満亮)、労働省発足に関しラジオ放送。「要覧誌」  |
|    | 8  | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「受刑者の一般工場事業場における就労に関する件」(職発 11 号) 通達。『時報』   |
|    | 8  | 厚生省分課規程中改正(1日より施行)。職業安定行政の廃止。[3-22]   |
|    | 30 | 衆議院、附帯決議を伏して「職業安定法」を可決して参議院に送付。『安定』   |
| 10 | 18 | 技能者養成委員会第 1 回総会が開催。技能者養成規程案が諮問され逐条審議。『監督』   |
|    | 29 | 技能者養成委員会第 2 回総会が開催。規程案を可決。『監督』  |
|    | 31 | 労働基準法の一部の施行期日を定める政令(第 227 号)公布。①昭和 22 年 9 月 1 日施行されなかった残余部分が 11 月 1 日から施行。②技能者養成は 11 月 1 日施行。   |
|    | 31 | 技能者養成委員会官制(政令第 230 号)公布。[3-23]  |
|    | 31 | 技能者養成規程(労働省令第 6 号)公布。15 職種の養成期間を規定。なお、(G H Q が本国に報告した) 英文では"Apprenticeship Ordinance"としていた。[4-3-2]  |
|    | 31 | 事業付属寄宿規程(労働省令第 7 号)公布。  |
|    | 31 | 女子年少者労働基準規則(労働省令第 8 号)公布。[4-1-6]  |
|    | 31 | 労働安全衛生規則(労働省令第 9 号)公布。  |
|    | 31 | 職業安定局労働市場調査課、米労働省の「職務分析訓練参考書」を翻訳する。戦後の職務分析の開始。後に『職務解説書』を発行。「職務手引草案」昭和 23 年 1 月 1 日発表。『行政二』  |
| 11 | 1  | 技能者養成委員会の設置。労働者代表：滝田実(全織労組技術部長)、秋山喜三(日本製靴(株)労組福委員長)、小柳政雄(王子製紙(株)江戸川工場労組長)、真島光男(関東金属労組横河支部)、菊地隆吾(日本冷蔵(株)労組執行委員)。使用者代表：加藤威夫(三菱電機(株)取締役)、児玉寛一(日立製作所取締役工場長)、宮長平作(日産土木建築(株)社長)、未樹樹三(日本商工会議所専務理事)、中島英信(全日本中小工業協議会中央副委員長)。公益代表：淡路円治郎(日本労務研究会理事長)互選会長、山口貫一(元日本鉄道会大阪支部長)、鈴木京平(東京工芸専門学校長)、藤林敬三(慶大経済学部教授)、国井真太郎(元商工省工芸指導所長)。『監督』 |
|    | 11 | 労働次官、各都道府県労働基準局長宛「労働基準法中女子年少者に関する規定の施行に関する件(発婦第 2 号) 通達。『時報』  |
|    | 11 | 婦人少年局長・労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「婦人少年局職員室設置について」(発婦第 3 号) 通達。『時報史』   |
|    | 11 | 労働省労働基準局長・婦人少年局長、各都道府県知事宛「年少者の就業に関する件」(婦発第 45 号) 通達。[5-1-16]  |
|    | 14 | 参議院、一部修正して「職業安定法」を可決して、衆議院に回付。『安定』  |
|    | 17 | 技能者養成委員会第 3 回総会が開催。専門委員会の設置を決議。『監督』   |
|    | 22 | G H Q ヘプラー人力班長、「職業安定法国会通過に際しての声明」公表。[1-19]  |
|    | 25 | 運輸省鉄道総局職員局長、労働省労働基準局長宛「労働基準法の解釈について」(鉄総職発第 273 号)。『時報』  |

|    |    |   |
|----|----|---|
|    | 27 | 技能者養成委員会第4回総会が開催。指導員養成、指導員資格検定を行う総合技能指導書に関し関係官庁に対する建議を議決。『監督』   |
|    | 29 | 労働省分課規程中改正（22日から施行）。職業安定局失業保険課の所掌事務を規定。[3-24]   |
|    | 30 | 職業安定法（法律第141号）公布。第2章第4節に職業補導を規定する。「職業紹介法」の廃止。[4-2-1]  |
| 12 | 1  | 失業手当法（法律第145号）公布。①失業手当金の支給は昭和23年4月以前に離職した者。②昭和24年5月20日「失業保険法」中改正（法律第87号）により廃止。                                    |
|    | 1  | 失業保険法（法律第146号）公布。①失業保険金の支給は180日以内。昭和35年3月31日第16次改正によって訓練受講者には1年まで延長受給可。②昭和22年11月01日から施行。                          |
|    | 3  | 「身体障害者職業安定に関する件」通達。『十年史』  |
|    | 6  | 失業保険法施行規則（労働省令第10号）公布。  |
|    | 6  | 失業手当法施行規則（労働省令第11号）公布。  |
|    | 8  | 失業保険特別会計法（法律第157号）公布。①保険施設への歳出を規定、②失業保険特別会計の積立金、昭和27年度末220億円、その利子収入も年間9億円。行政措置として、失業保険福祉施設の設置が昭和28年度から具体化。[4-1-7] |
|    | 9  | 労働次官より各都道府県労働基準局長宛「労働基準法中技能者の養成に関する規定の施行に関する件」（労働省発基第53号）通達。[5-3-1]   |
|    | 11 | 技能者養成委員会、専門委員会として電気機械組立部、鋳物部を設置。『監督』  |
|    | 12 | 技能者養成委員会、専門委員会として金属工芸部、漆器部を設置。『監督』  |
|    | 12 | 児童福祉法（法律第164号）公布。   |
|    | 13 | 技能者養成委員会、専門委員会として布帛部を設置。『監督』  |
|    | 16 | 労働次官、各都道府県知事宛「労働部設置に関する件」（労働省発41号）通達。[5-1-17]   |
|    | 17 | 技能者養成委員会第5回総会が開催。第4回の議決の取扱方法を審議。『監督』  |
|    | 18 | 労働次官、「労働部設置に関する件」（労働省発総第43号）通達。労働部設置の督促。[5-1-18]  |
|    | 20 | 臨時石炭鉱業管理法（法律第219号）公布。いわゆる「石炭国家管理」3年間の時限立法。  |
|    | 27 | 職業紹介法施行令等を廃止する政令（政令第291号）制定。職業委員会官制及び公共職業安定所官制の廃止。[4-1-8]   |
|    | 27 | 「失業保険特別会計令」（政令第296号）公布。   |
|    | 29 | 職業安定法施行規則（労働省令第12号）公布。第17条から第23条までに職業補導に関して規定する。[4-2-2]   |
|    | 31 | 閣議、「最近の日本移住者に対する国際情勢の有利な進展に即応するため、このさいすみやかに移住者の大量送出を可能ならしめる諸施策を実施するものとする。」ことを了解。『十年史』                             |
|    | —  | この年、公共職業補導所の施設数434ヶ所、種目：建築144、付属建築13、木工137、木船12、機械51、手工業61、事務17、和洋裁45、食品加工5、石炭44、義肢11。『行政二』                       |

| 月 | 日  | 1948(昭和23)年  |
|---|----|--|
| 1 | 14 | 労働次官、各都道府県知事宛「労働部設置に関する件」（労働省職発総1号）通達。GHQが全面的に賛意を表明してきた事を紹介した。[5-1-19]   |
|   | 16 | 厚生省分課規程中改正（昨年12月22日から施行）。児童局に企画・養護・母子衛生の3課を設置。社会局の課を庶務・保護・福利・物資課に改組。   |
|   | 27 | 「高等学校設置基準」（文部省令第1号）公布。   |
|   | 29 | 労働次官、各都道府県知事宛「職業安定法並びに同施行規則の公布に関する件」（労働省職発第7号）通達。職業補導の運営方針を指示。文部省の施設でも職業補導が行うことができること、職業補導所は学校教育法の各種学校の適用を受けることになっていること等を示唆。補導期間は概ね6ヶ月を標準、3ヶ月短縮又は6ヶ月延長まで可能。その教程基準は建築工、木船工、和洋裁及び公民科については通牒済み。その他は近く通牒することを明示。[5-1-20] |
| 2 | 7  | 職業安定法施行規則中改正（労働省令第3号）公布。業務請負の制約を定める。   |
|   | 7  | 文部・労働次官、各都道府県知事宛「新制中学校の職業指導に関する件」（発学第38号）通達。職業安定法施行に伴い、新制中学校卒業者の職業指導、職業紹介について、学校と安定機関との分担連携について通達。[5-1-21]   |
|   | 16 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業安定法施行に伴う職業補導実施に関する件」（発職第13号）通達。職業安定法施行に伴い「職業補導実施運営方針」を確立。[5-2-12]   |
|   | 28 | 技能者養成委員会第6回総会が開催。追加技能職種案（32職種）を諮問、審議。『監督』  |
|   | 28 | 教育刷新委員会、「労働者に対する社会教育について」（第13回建議）。技能者養成所に大学に進学する単位制クレジットを与えよ」と建議する。[2-23]  |
| 3 | 1  | 学校教育局長、都道府県知事宛「各種学校の取扱いについて」（発学81号）通達。技術を教授する教育施設として職業補導所も認定。[5-1-22]  |
|   | 5  | 技能者養成委員会第7回総会が開催。追加技能職種案を可決。『監督』   |
|   | 8  | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「共同作業施設の運営について」（職発第188号）通達。①所掌担当課を職業補導課より失業対策課へ移管（3月末）、②新たに共同作業施設を設置し、その運営方針を指示。[5-2-13]   |
|   | 10 | 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「東京都立工業専門学校技術専修科生募集依頼について」（基発第438号）通達。（旧機械技術員養成所であり）唯一の指導員養成に適應する施設に協力を依頼。[5-3-2]  |
|   | 16 | 労働省労働基準局長各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程中別表第1に指定する技能に関する件」（基発第454号）通達。[5-3-3]   |
|   | 30 | 労働省労働基準局長各都道府県労働基準局長宛「寄宿舎に関する規定の施行について」通達（基発第508号）。『時報』  |
|   | 31 | 財団法人職業補導協会の解散。『十年史』  |
|   | —  | 労働省、『労働時報』を再刊。   |
| 4 | 1  | 失業対策事業、公共職業補導所関係の定期報告開始。『十年史』  |
|   | 1  | 職務解説書第1輯「電気球製造業」を発行。『十年史』  |



|   |   |
|---|---|
|   | <p>1 新制高等学校（全日制・定時制）発足。『年表』</p> <p>1 「労働省所管公共事業共同作業施設設置方針」の実施。所管が昭和23年3月末に職業補導課から失業対策課へ移管することになる。[5-1-23]</p> <p>7 公共職業補導所の補導期間、指導員資格基準を通牒。『十年史』</p> <p>13 労働省設置法施行令改正（政令第84号）。労働事務官の増員を公示。</p> <p>23 「失業対策委員会官制」廃止。（政令第90号）</p> <p>28 経済安定本部第一副長官、関係各省次官宛「公共事業日雇労働者の雇用について」（経本第696号）を通達。公共事業に失業者吸収率を設定。『行政二』</p> <p>28 労働省設置法施行令の一部改正（政令第91号）。職員定員の改正。[3-25]</p> <p>30 閣議、経済復興計画委員会の委員を決定。『経済』</p> <p>30 「職業安定行政手引」の作成について通達。『十年史』</p>   |
| 5 | <p>1 労働省、公共職業補導所の規模基準を定める。『十年史』</p> <p>11 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「海外引揚者の職業斡旋について」通牒。引揚者のために、地方引揚援護局内に職業相談所の仮設、公共職業補導所への入所あつ旋、共同作業所・公共事業への就労促進を通達。『行政二』</p> <p>14 閣議、「国際労働機関への復帰について」を決定。[2-24]</p> <p>17 第1回経済復興委員会開催。安本より「日本経済復興5カ年計画第一次試案」を提出。『経済』</p> <p>25 閣議、「国際労働機関への復帰について」を使用者、労働者の意見を聴取して再決定。[2-25]</p>   |
| 6 | <p>4 労働省分課規程中改正（1日より施行）。大臣官房に渉外課を設置。</p> <p>5 衆議院本会議、「国際労働機関への復帰に関する決議案」を可決。</p> <p>9 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「地方職業安定行政主務課公共職業安定所の組織及び事務文掌について」（職発第635号）通達。[5-1-24]</p> <p>10 神奈川県、職業補導所及び養成所を各種学校に指定（告示第247号）。1953年2月17日に廃止。[5-2-14]</p> <p>15 全国職業安定主管課長会議の開催（～17日迄）。○労働大臣加藤勘十「職業安定行政の完遂」の説明で「職業補導事業今後のあり方」において「経済再建の一翼を担うことは職業補導に課せられたもっとも重要な責務である。」○職業安定局長齊藤邦吉「新憲法を実生活に活かす職業安定機関の責務……の第一線に立っているのは公共職業安定所と職業補導所」。○百田正弘職業補導課長「新しい職業補導の認識と新方針の実践を望む」で1,予算一般会計に移った。2,方針①補導所の濫設を避けて内容の充実に置く、②職業補導に関する手引きを作成、③各県における職業補導事業の実態調査を行う、④成績不良の補導所の補助金の停止、⑤昭和24年度以降における計画の準備等を説明。『通信』</p> <p>19 衆参両院、教育勅語・軍人勅諭・戊申詔書・青少年学徒に賜りたる勅語の失効確認に関する決議案を可決。『年表』</p> <p>19 技能者養成委員会第8回総会が開催。専門委員会で審議されてきた教習事項の追加による規定中改正案が提出され、議決。『監督』</p> <p>29 労働次官、都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程中別表改正並びに同規程第13条の規定に基づく告示に関する件」（発基第118号）通達。[5-3-4]</p> <p>30 職業安定法中改正（法律第72号）公布。労働者供給事業の禁止措置の強化。昭和23年6月30日施行。</p> <p>30 技能者養成規程中改正（労働省令第9号）公布。指定技能職種を15から47に拡大。同日施行。各職種の必要基準を規定。[4-3-3]</p> <p>30 「昭和22年厚生省告示第46号（公共労働職業安定所の名称、位置、管轄区域及び事務取扱の範囲指定の件）中改正」（労働省告示第22号）。公共職業安定所と公共労働職業安定所は公共職業安定所に統合。昭和23年7月1日適用。</p> <p>30 「技能者養成規程に基き教習事項に関する件」（労働省告示第23号）公布。1年間1470時間で3年間。鎚金師等の伝統産業職種10、電気機械組立工等の近代産業職種2の12職種を規定。[4-3-4]</p> |
| 7 | <p>2 中小企業庁設置法（法律第83号）公布。</p> <p>7 神奈川県相模原病院における身体障害者の職業相談を実施。『十年史』</p> <p>8 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成所教職員適確審査の伺について」（基発第984号）通達。[5-3-5]</p> <p>9 ILO第31回総会、「職業安定組織の構成に関する条約」（条約第88号）を採択。1953年10月20日条約批准発効。[6-2]</p> <p>10 国家行政組織法（法律第120号）公布。</p> <p>10 船員職業安定法（法律第130号）公布。昭和23年11月1日施行。</p> <p>14 「職業安定組織における監察に関する件」（労働省訓令第10号）公布。職業安定局に中央職業安定監察官を設置。[3-26]</p> <p>15 労働省職業安定局、職業補導用教科書第一集として『公民の話』（藤林敬三・勝田守一編著）を発行。以後、数学や各職種の教科書を順次発行。『戦後』</p> <p>17 労働省分課規程中改正（14日より施行）。職業安定局の監察室の廃止。</p> <p>20 政府、米国の援助のもとで日本経済の自立促進のための10項目の施策に関するGHQの勧告を発表（経済安定10原則）『年表』</p> <p>28 「労働者教育に関する労働省（労政局）、文部省（社会教育局）了解事項について」（発社209号）。本通達以降、学校教育と職業訓練との離反が進む。[5-1-25]</p> <p>29 民政委員法（法律第198号）公布。</p> <p>31 7.22 付内閣総理大臣宛連合最高司令官書簡に基き臨時措置に関する件（政令第201号）公布[ポ政]。国家・地方・公務員の団体交渉権・罷免権等を否認する。</p>  |
| 8 | <p>1 東京都身体障害者公共職業補導所の設置。『十年史』</p> <p>2 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「失業応急事業共同作業施設労務者の賃金支払事務取扱要綱」を通達。『十年史』</p> <p>6 経済同友会、「失業対策案」を発表。『年鑑』</p> <p>6 学校教育局長、都道府県知事宛「労働学校の取扱について」（発学81号）通達。「労働学校及びこれに準ずる教育施設は……『各種学校の取扱について』の通牒によって処理せられること」と指示した。[5-1-26]</p>   |

|    |    |  |
|----|----|--|
|    | 13 | 中央職業安定委員会委員発令(18人)、「十年史」   |
|    | 16 | 厚生省分課規程中改正(8月13日施行)。労働基準局に庶務課を新設、労災保険課を労災補償課、衛生課を労働衛生課に改称。[3-27]   |
|    | 20 | 職業安定委員会の開催。会長に淡路円次郎氏を選出。「十年史」  |
|    | 26 | 経済安定本部建設局長、各都道府県知事宛「公共事業総合運営機関設置方に関する件」(経建第292号)通達。「公共事業総合運営機関設置要綱」を示し、設置を推奨する。『雇用』  |
|    | 28 | 労働省職業安定局長・労働基準局長連名「職業安定機関と労働基準機関との連携について」。「十年史」  |
|    | 31 | 経済安定本部建設局長、都道府県知事宛「公共事業総合運営機関設置方に関する件」(経建292号)通達。『行政二』   |
| 9  | 6  | 職業安定局長・厚生省社会局長連名「公共職業安定所において、その斡旋により急速に就職をなし得ない者で生活保護法の適用をうける者の取り扱いについて」通達。「十年史」   |
|    | 14 | 機械及び電気関係の指導員講習会、旧東部補導所で開催。全国から33名参加。補導教程に関する説明等が行われる。『通信』  |
|    | 15 | 『職業通信』第六号、職業補導特集。雇用安定課長百田正弘；職業補導の今後の問題、鈴木事務官；職業訓練の新分野-TWIとは何か-、総務係；職業補導事業の現況、身体障害係；身体障害者職業補導、(不明)；職業補導事業の監査、小林技官；補導所指導員の講習を終えて-機械及び電気関係-、(不明)；実習記録票の活用-静岡県立静岡建築公共職業補導所-、(不明)；技能競争会について、(不明)；同窓会を組織して活動-新潟県長岡公共職業補導所-、(不明)；補導所の性格と反省、職安談話；機械工補導の現状より-将来への考察-鳥取県-。 |
|    | 25 | 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「職業安定法に基く職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者提供事業禁止の規定との関係について」(職発第1185号)通達。[5-2-15]   |
|    | 30 | 労働省設置一周年記念展示会(「労働展」)の開催。職業補導コーナーでは作品も陳列。全国400カ所の公共職業補導所でも開催。『通信』   |
| 10 | 1  | 労働省職業安定局、『職業安定行政手引き』を創刊。第7章職業補導の手引。これは戦後の職業補導に関する最初のマニュアル。ここでは職業補導の方針、補導基準を示す。63項目につき、6ヶ月の補導期間を標準にして(3ヶ月~1年)、教程基準(公民、建築工、木船工、裁縫、木工)を掲げ、指導員の資格基準も定める。[5-2-16]   |
|    | 4  | 職業安定法施行規則中改正(労働省令第14号)公布。  |
|    | 4  | 労働省職業安定局長、都道府県知事宛「連絡委員の廃止について」(職発第1193号)通達。各安定所に設ける巡回職業相談施設に代えるため。『時報』   |
|    | 15 | 技能者養成委員会第9回総会が開催。技能者養成指導員資格検定規則案が諮問、可決。『監督』  |
|    | 26 | 労働省分課規程中改正(19日施行)。労政局の労政課を庶務・労働法規・労働組合・労働教育の4課とする。[3-28]   |
|    | 28 | 労働省労働基準局長、石川県労働基準局長宛「授産施設の労働基準法適用について」(基発第1599号)通達。『デジ』  |
|    | 28 | 日本経営者団体、「生産的職場開発による雇用拡大並びに技能再訓練等による失業緩和方策」を発表。[2-26]   |
| 11 | 6  | 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「授産施設の労働基準法適用について」(基発第1600号)通達。[5-2-17]  |
|    | 6  | 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「授産施設の労働基準法適用について」(基発第1600号の2)通達。[5-2-18]  |
|    | 10 | 日本商工会議所、政府・国会に労働組合法、労働関係調整法並びに労働基準法について労働組合運動が健全に発達するように建議を提出。『日本』   |
|    | 11 | 身体障害者公共職業補導所設置(労働省告示34号)。東京、大阪、福岡に設置。[3-29]  |
|    | 11 | 神奈川県労働部長、各職業補導所長宛「職業安定法に基く職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者供給事業禁止の規定との関係について」(二三職第780号)通達。[5-2-19]   |
|    | 19 | 「職業安定連絡委員会令」(政令第349号)公布。[3-30]   |
|    | 30 | 「職業安定行政手引施行要綱」(訓328号)制定。「十年史」  |
|    | 30 | 「年少者の職業紹介手引」(職業安定行政手引の一部)が完成。新規学校卒業者に対する職業紹介の基盤ができる。『十年史』  |
|    | 30 | 末弘厳太郎、『労働法のはなし』で「労働基準法」において規定した技能者養成を「新徒弟制度と呼ばれるべき」と解説する。  |
| 12 | 10 | 国連、第3回総会にて「世界人権宣言」を採択。[6-3]  |
|    | 15 | 『職業通信第8号』、失業対策特集を組む。共同作業所の使命と運営。神奈川県の共同作業施設-現況とその批判-を掲載。   |
|    | 18 | GHQ、米国務・陸軍両省共同声明で、マッカーサーへ対日自立復興の9原則を指令と発表(経済安定9原則)。これに関し12.19マッカーサー、吉田首相に書簡送付。『年表』   |
|    | 31 | 職務分析(「職業安定法」第15条の規定による)を60産業に予定、20産業で実施。『通信』   |
|    | 31 | 静岡県、新規中卒者に公共職業補導所への入所を宣伝。鳥取県では新規中卒者の増大を予想。『通信』   |
|    | 31 | 公共職業補導施設362ヶ所、製図、通訳、木船等48種目(延べ447)、1回補導定員18,780人。『通信』  |
|    | —  | GHQより、TWI関係資料の提供を受ける。『十年史』   |

| 月 | 日  | 1949(昭和24)年  |
|---|----|--|
| 1 | 8  | 労働大臣、中央職業安定委員会宛「目下予想される失業状況に対応すべき当面の失業対策」を諮問。『通信』  |
|   | 10 | 労働省職業安定局、職業補導用教科書第六集として『木船』を発行。  |
|   | 15 | 『職業通信第10号』福井・妹尾茂「職業補導の期間」において期間の長期化を要請。  |
|   | 15 | 「職業補導月報」(昭和23年8月分)、補導定員21,990人、在所者数13,156人。『通信』  |
|   | 18 | 企業整備に伴う「雇用状態の把握蒐集要領」を定める。『年鑑』  |
|   | 28 | GHQ経済科学局、「労使協議会雇用部会」を開催。「不足している技能者の積極的養成に努力することが日本産業復興の鍵である。」と述べ、職業補導事業の積極化を指摘。また「技能者の養成について……国家は…援助しなければならぬ。」[1-20] |

|   |   |
|---|---|
| 2 | 1 米国陸軍長官ロイヤル、GHQ経済顧問ドッジ公使等来日。『年表』<br>2 労働省職業安定局、職業補導用教科書第二集として『数学』を発行。<br>労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成制度の運用に関する件」（基発第153号）通達。<br>8 [5-3-6]<br>職安弘報係、「着想の交換—新規卒業者に対する職業補導の宣伝—」を公表。新規卒業者の就職難、補導所の<br>15 入所率の低さに対応ため。『通信』<br>中央職業安定委員会、労働大臣宛「目下予想される失業情勢に対処すべき失業対策に関する答申」。「現行の<br>16 職業補導事業を刷新拡充し、民間業者に協力を求め委託補導制度あるいは協同養成制度を実施して熟練工の養<br>成を行う。」と答申。[2-27]<br>閣議、「行政機構刷新及び人員整理に関する件」決定。各省庁の機構規模及び定員の3割縮減を決定。『閣議』<br>25 労働省職業安定局長、都道府県知事宛「公共職業補導所の実習収入金について」（職発第267号）通達。[5-2<br>26 -20]<br>閣議、失業対策審議会の設置を決定。『年鑑』<br>28  |
| 3 | 4 閣議、「現下の失業情勢に対処すべき失業対策に関する件」を決定。「職業補導事業を整備拡充すること」、「新<br>制中卒者の就職打開」等を決定。[2-28]<br>7 技能者養成審議会機械関係専門審議会、機械関係教習事項並びに防護方法の基準案を審議。以下、9月16日<br>までに10種類の専門審議会が開催。『監督』<br>7 ドッジ公使、内外記者団会見で経済安定9原則実行に関し声明（竹馬経済からの脱却、政府支出は税収を限度<br>とするインフレ収束など強調。「ドッジライン」）。『年表』<br>10 岩手県、「“労働文化の発祥は職業補導から”の研究」を『職業通信』に発表。その精神で県下の指導員を集<br>めての研究会を開催した。<br>11 中央職業安定委員会、内閣官房長官・行政管理長官宛「行政整理及び失業対策について」を建議。行政整理<br>及び失業対策について。[2-29]<br>12 経済安定本部、「経済白書」（第3次）（経済自律化への課題）を発表。『年表』<br>12 労政局長、労働保護法草案の作成にあたり、労・使双方との座談会の開催を計画。労・使双方に案内状を出す<br>都道府県知事宛労働教育実施要綱に基く教育活動について通牒。「時報史」<br>15 技能者養成審議会委員の改選。労働者代表；滝田実、秋山喜蔵、斉藤鉄郎、進藤寅雄、小柳政雄。使用者代表<br>；加藤威夫、安藤清太郎、中島英信、児玉貫一、今村五郎。公益委員；淡路円治郎、国井口太郎、鈴木京平、<br>山口貫一、藻利重隆。会長；淡路。『監督』<br>16 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共職業補導所の経営について」（職発第377号）通達。①「職業<br>安定法」改正によって、公共職業補導の委託は公共団体に限定されること。②「昭和24年度において相当数<br>の補導所を整理する方針」を示唆。[5-2-21]<br>17 政府、現状の3割縮減を目標とする行政機構改革案を発表。『年鑑』<br>23 第10回技能者養成審議会、七宝細工職以下11職種の教習事項の基準を審議可決。『監督』<br>23 次官会議、「行政整理による離職者に対する失業対策」を決定。[2-30]<br>25 閣議、「失業対策審議会設置に関する件」を決定。①内閣総理大臣の諮問機関。②失業対策関係会議の廃止。<br>『年鑑』 |
| 4 | 1 昭和29年3月31日「各種技能試験の施行に関する件」（職発第178号）通達の別紙。『神綴り』<br>11 20日まで、労働市場調査関係職員の訓練指導を各都道府県で実施。「時報史」<br>16 労働省、「労働経済の分析」（労働白書）を発表。『経済』<br>20 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「地方職業補導関係職員の調査について」通達。[時報誌]<br>23 GHQ、日本円に対する公式為替レート設定の覚書。（1ドル360円の単一為替レート、4月25日より実施）。<br>『年表』<br>25 労働者教育諮問委員会開催。「時報史」<br>— この頃、GHQ経済科学局、「Labor Division Manual」『労働課便覧』を纏める。GHQ内の労働政策の指針。「職<br>業訓練プログラムを開始するもう一つの同じく重要な理由は、働く権利、能力に応じた教育を受ける権利、職<br>業を選択する権利など、憲法に定められた民主的概念の一部に命を吹き込むことであった。」として、<br>"vocational training"が"education"等の権利を実質化すると整理。[1-21]  |
| 5 | 4 労政局長から各知事宛労働教育大会の開催について通達。「時報史」<br>9 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「補導手当の支給について」通達。[時報誌]<br>10 シヤウブ税制使節団の来日。『年表』<br>11 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和24年度第1・4半期分共同作業施設費国庫補助申請について」<br>通達。「時報史」<br>11 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業補導所職員の効率的配置について」通達。「時報史」<br>11 三田職業安定所で、自由労働者<仕事よこせ>闘争開始（全都に波及）。『年表』<br>13 衆議院、身体障害者保護に関し、その認識を強める等の諸政策の強化を決議。「十年史」<br>17 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和24年度職業補導事業の新規計画について」通達。「時報史」<br>20 緊急失業対策法（法律第89号）公布。深刻な失業情勢に対処するため、いわゆる「一般失業対策事業」を創<br>設。①公共事業を、失業対策事業と公共事業に二分、②失業対策事業は労働省作成の計画によって行う、③公<br>共事業の失業者吸収率を明記すること、④これまでの簡易公共事業は失業対策事業に吸収、⑤知識層失業応急<br>事業・共同作業施設は、昭和24年度第3・四半期以降廃止。<br>20 21日の2日間全国労働教育主任者会議開催。「時報史」<br>20 職業安定法中改正（法律第88号）。①失業情勢の深刻化に対処するため、職業安定機関の刷新強化、身体障害<br>者職業補導、監督者訓練（補導員の設置）等の積極的対策を打ち出す。②労働大臣への届け出制により、学校<br>は職業紹介事業を行うことを可能に。[4-2-3]<br>28 労働次官、各都道府県知事宛「職業安定法の一部を改正する法律、緊急失業対策法及び失業保険法の一部を改<br>正する法律の実施について」（発職第131号）。『時報』<br>31 GHQ経済科学局労働課、共同作業施設の廃止を勧告。共同作業施設は失業対策としては不能率として。昭和24<br>年第3四半期をもって廃止。『年鑑』   |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>31 行政機関職員定員法（法律第 126 号）公布。昭和 24.6.1-9 月末までに 28 万 5、124 人の整理。</p> <p>31 労働省設置法改正（法律第 162 号）。国家行政組織法の公布による。①内部部局；大臣官房・労政・労働基準・婦人少年・職業安定の 4 局、②地方支分部局；都道府県労働基準局、労働基準監督署、公共職業安定所、④外局；中央労働委員会等。[3 - 31]</p> <p>31 労働基準法中改正（法律第 166 号）。昭和 24.6.1 施行。各種委員会を審議会の名称に変更。</p> <p>一 職業安定局、『労働時報』に「職業補導事業の整備拡充について」を公表。失業問題の緊迫に対処する方法として、産業の即戦力となるように整備拡充すべきと主張。</p>  |
| 6 | <p>1 労働組合法中改正（法律第 174 号）。</p> <p>1 「教育刷新審議会令」公布。教育刷新委員会を改称。『百年史』</p> <p>1 職業安定法施行規則中改正（労働省令第 8 号）。職業紹介を行う学校長の役割についての諸規定の制定、学校において職業補導の実施可能性を明記、労働大臣は障害者職業補導基準を定めねばならない、等を改正。[4 - 1 - 9]</p> <p>1 座談会：身体障害者に対する職業補導の諸問題。『通信』</p> <p>7 労働次官、各省次官宛「行政整理の実施に伴う失業情勢の把握とその失業対策実施についての援助方依頼について」（発職第 137 号）通達。[5 - 1 - 27]</p> <p>8 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「行政整理の実施に伴う失業対策に関する件」（職発第 777 号）通達。行政整理に伴う失業情勢の把握及びその失業対策についての公共職業安定所の職業補導所への入所希望の確認等の職責について通達。[5 - 1 - 28]</p> <p>10 失業対策事業就労者賃金制定。「十年史」</p> <p>10 「社会教育法」（法律第 207 号）公布。第五条に「市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。」として、八、職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。」を定める。</p> <p>11 東京都、失業対策事業の日当を 245 円に決定。「ニコヨン」の呼称の始まり。『年表』</p> <p>11 教育刷新審議会、「職業教育振興方策」を建議 [2 - 31]</p> <p>14 閣議、「青少年問題対策協議会」の設置を決定。「十年史」</p> <p>15 第八回労働教育大会、7 月 31 日迄。「時報史」</p> <p>15 労働省職業安定局、職業補導用教科書第四集として『建築』を発行。</p> <p>20 労働教育審議会令（政令第 215 号）公布。[3 - 32]</p> <p>20 「労働省設置に伴う関係省庁の整理に関する省令」（労働省令第 9 号）公布。各種委員会の名称を審議会に改称。（6 月 1 日施行）[3 - 33]</p> <p>20 労働省組織規程（労働省令第 10 号）公布。旧来の労働省分課規程（訓令）の発展。労働基準局に庶務・監督・労災補償・安全・労働衛生・給与・鉱山、又、職業安定局に庶務・失業対策・失業保険・雇用安定・職業補導・労働市場課を設置。[3 - 34]</p> <p>21 「緊急失業対策法施行規則」（経済安定本部第 1 号）公布。</p> <p>21 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「緊急失業対策法の実施について」（職発第 843 号）通達。[5 - 1 - 29]</p> <p>23 労働次官・経済安定本部副長官、各省次官宛「緊急失業対策法の実施について」（発職第 148 号）通達。失業対策事業実施要綱を定める。『行政二』</p> <p>24 労働省労働基準局長・労働省婦人少年局長より労働基準局長宛「看護婦養成所の生徒に対する労働基準法の適用について」（基発第 648 号）通達。[5 - 1 - 30]</p> <p>25 労働省職業安定局、職業補導用教科書第五集として『木工』を発行。</p> <p>27 理容師法の養成施設として、石川県立理容公共職業補導所が指定される（厚生省告示第 127 号）。（指定第 1 号）</p> <p>27 ソ連からの引揚再開第一船高砂丸、2000 人を乗せ舞鶴入港。7. 2 共産党に 240 人入党。後続船の引揚者、上陸拒否・警官らとの騒擾頻発。8.11 引揚者の秩序保持に関する政令公布。『年表』</p> <p>30 労働省組織規程中改正（労働省令第 11 号）。①労働基準局の鉱山課を廃止し、技能課を新設。（昭和 24.5.16 鉱山保安法の公布により、鉱山に関する事項が商工省に移管されたため。）、②技能課設置以前では監督課の一係が担当。地方では都道府県労働基準局の監督課、労働基準監督署の第 1 課または第 2 課が技能者養成行政を所掌。[3 - 35]</p> <p>一 連合国軍最高司令官総司令部経済科学局労働課長チェスター・W・ヒプラー、スイス・ジュネーブにおける国際労働機関第 32 回総会で「日本における労働情勢に関する報告」を報告。労働行政全般にわたって好意的に報告。職業補導を職業安定行政で紹介しているが、技能者養成についての言及は無い。『占領』</p> |
| 7 | <p>1 「新しい補導方法の研究一特に効果を収めた事例一」。『通信』</p> <p>1 ILO 総会、「職業指導に関する勧告」（第 87 号勧告）を採択。『時報』</p> <p>5 職業教育及び職業指導審議会令（政令第 242 号）公布。</p> <p>5 労働者教育審議会令（政令第 250 号）公布。文部省設置法による設置。[3 - 36]</p> <p>21 失業対策事業運営方針の決定。『年鑑』</p> <p>26 第 11 回技能者養成審議会、カットグラス工以下 12 職種の教習事項の基準を審議可決。『監督』</p> <p>26 28 日迄、職業補導所木工科指導員講習会。「時報史」</p> <p>一 企業整備本格化。7 月 1,241 事業所 99,629 人、8 月 1,330 事業所 73,546 人。『年表』</p>   |
| 8 | <p>1 ILO、東京事務所を開設。「時報史」</p> <p>5 「緊急失業対策法による事業費のうち労力費の占める割合を定める件」（労働省告示第 15 号）公布。事業種目を告示。</p> <p>25 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共職業補導所の補導過程修了者の就職あっ旋」を通達。「時報史」</p> <p>26 「失業対策事業開始及び規模決定に関する基準」の決定。『行政二』</p> <p>26 シュワブ税制施設団長、内外記者団に第 1 次税制改革勧告案概要を談話形式で発表。9.15 GHQ、全文を発表。（税制の根本的改変）。（シュワブ勧告）。『年表』</p>  |
| 9 | <p>1 内閣総理大臣、失業対策審議会宛「諮問第 1 号」。「失業対策としてとるべき当面の方策について意見を求める」。[2 - 32]</p> <p>6 第 12 回技能者養成審議会、宝石細工職以下 10 職種の教習事項の基準を審議可決。陶工以下 7 職種防護基準案を審議可決。『監督』</p> <p>9 失業対策審議会、内閣総理大臣宛「答申第 1 号」。失業者の保護対策の 1 として、「職業補導施設の整備拡充」</p>   |

|    |    |   |
|----|----|---|
|    |    | を掲げる。[2 - 33]   |
| 12 |    | ILO職業補導会議がシンガポールにて2週間にわたり開催される。技術補導の組織、必要資料、監督官の訓練、不具者への職業補導が検討される。『ILO』  |
| 12 |    | 第13回技能者養成審議会。「時報史」  |
| 12 |    | 中央職業安定審議会、労働大臣宛に失業対策に関し「建議」。「職業補導施設の整備拡充」を掲げる。[2 - 34]  |
| 13 |    | ラジオ労働の時間(公共職業補導所について)。「時報史」   |
| 14 |    | 全国職業補導所、共同作業所作品展示会。「時報史」  |
| 15 |    | GHQ、シャープ税制勧告書マッカーサー、吉田首相宛書簡で、目標実現の政策立案を指示。『年表』  |
| 30 |    | 日本経営者団体連盟、総理、内閣官房、安本、大蔵、通産、建設、労働各政府当局、国会、失業対策委員会に「失業対策に関する意見」を具申。第一経済産業対策、第二社会政策的対策、第三移民対策等を具申。[2 - 35]   |
| 10 | 1  | 宮城・神奈川身体障害者公共職業補導所設置。「十年史」  |
|    | 1  | 『労働市場弘報第21号』「新しい補導方法の研究(2)一特に効果を収めた事例一」。「随時入所制と個人指導」：出雲木工補導所、「学科と実技の並行」：尾道建築補導所、「地方産業との協力(現場実習)」：浜田建築木工補導所、「家庭連絡と作品競技」：高岡木工補導所・津山木工補導所、「震災復興の建築隊」：敦賀建築補導所、「進級する技能検定」：岐阜県八幡建築補導所、「Trainees and Employers Association (T.E.A.)の組織と活動」：長野県中野木工補導所、「遠隔地へ出張実習」：伊那公共職業補導所、「身体障害者の補導」：瀬戸窯業補導所。                                     |
|    | 1  | 労働省職業安定局職業補導課、『補導事務必携』を刊行。「職業補導の手引」を掲載。教科基準として新たに7職種を追加。基準公開種目は計11職種となる。[5 - 2 - 22]  |
|    | 8  | 労働省職業安定局長・文部省大学学術局長・初等中等教育局長、各都道府県知事・各国公私立大学高等専門学校長・各都道府県教育委員会宛「職業安定法の改正に伴う学生生徒の職業紹介について」(職発第1,318号)通達。[5 - 1 - 31]   |
|    | 13 | 第13回技能者養成審議会、技能者養成規程改正案作成に着手。精密印刷工の防護基準案を審議可決。『監督』  |
|    | 17 | ILO総会、金属産業における職業補導の必要性を協調した報告書を発表。『ILO』   |
| 11 | 7  | 委託職業補導実施。「時報史」  |
|    | 15 | ラジオ労働の時間(働く少年少女の指導と保護)。「時報史」  |
|    | 16 | 技能者養成規程中改正(労働省令第27号)。(1)技能者養成指導員の資格検定の制度化。(2)技能者養成資格者の免許制度の確立。[4 - 3 - 5]   |
|    | 16 | 技能者養成指導員資格検定規則(労働省令第31号)公布。[4 - 3 - 6]  |
|    | 28 | 職業教育及び職業指導審議会、「高等学校総合問題に関する決議」。『産業』   |
|    | 29 | 第14回技能者養成審議会、専門審議会の改組。工芸関係部会を第1部会、第2部会、電気関係部会、機械関係部会、造船関係部会、車両関係部会、建設関係部会の計6部会。『監督』   |
| 12 | 1  | 『労働市場弘報第23号』「新しい補導方法の研究(3)一特に効果を収めた事例一」。「実習収入の効率的運用」一長岡公共職業補導所、「大工道の教義と実習」一名古屋建築工公共職業補導所、「意欲と興味の□□」一三重県一志公共職業補導所、「工場実習で就職促進」一松本公共職業補導所、「向上する複数制の競争」一香川県大川木工補導所、「緊張作業と生活指導」一兵庫県柏原木工補導所、「熟練工と同化する実習」一奈良県吉野木工補導所、「目と耳から情操教育」一大分県総合補導所、「応用実習と資材節約」一長崎公共職業補導所、「1日5問主義の教育」一十勝建築補導所、「品格高いタイプ養成」一宮城県通訳タイプリスト補導所、「上級生の下級生誘導」一米沢建築科□。 |
|    | 2  | 衆議院労働委員会、失業対策の促進について決議。「十年史」  |
|    | 5  | 第1回監督者訓練(TWI)・「仕事の教え方」講習会(於国鉄大井工場)。「十年史」  |
|    | 15 | 労働省組織規程中改正(労働省令第34号)。大臣官房労働統計調査部の課の再編。  |
|    | 24 | 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程の一部改正並びに同規程第18条の規定に基づく技能者養成指導員資格検定規則施行について」(基発第1,440号)通達。[5 - 3 - 7]   |
|    | 26 | 身体障害者福祉法(法律第283号)公布。第18条に職業補導を規定。[4 - 1 - 10]   |
|    | 26 | 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格検定に関する件」(基発第1,441号)通達。[5 - 3 - 8]   |
|    | 27 | 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「告示されていない指定技能の養成実施について」(基発第4,017号)通達。滋賀労働基準局長よりの問いに対する回答[5 - 3 - 9]  |
|    | 31 | GHQの勧告もあり、失業対策として不適当と考え共同作業施設を廃止する。『雇用』   |
|    | —  | この年、技能者養成制度の普及啓蒙のために刊行物を発行。「技能者養成のあらまし」(B 6-86 頁-1000部)、「改正技能者養成規程」(B 6-250 頁-1000部)、「教習事項の基準就業可能業務及び防護方法の基準」(A 5-56 頁-2500部)、「多能工になりましょう」(リーフレット、17450部)、「技能者養成を促進しましょう」(リーフレット、18000部)、「技能者を養成しましょう」(リーフレット、15000部)、「技能者養成 伸びゆく日本」(ポスター、17,000部)。『監督』   |

| 月 | 日  | 1950(昭和25)年   |
|---|----|---|
| 1 | 16 | ILO、第1回アジア地域会議をセイロンで開催。「職業補導並に技術訓練に関する決議」を採択。『ILO』                      |
|   | 18 | 第32回労働者教育諮問委員会。「時報史」  |
|   | 19 | 工芸第1、第2部会及び建設部会(専門審議会)を開催。指導員資格検定問題について審議。『監督』                          |
|   | 20 | 機械部会・電気部会・造船・車両部会(専門審議会)を開催。指導員資格検定問題について審議。『監督』                        |
|   | 23 | 第15回技能者養成審議会を開催。(1)指導員用の指導書及び技能習得者用の教科書の編纂方針について、(2)短期技能者養成についてを審議。『監督』 |
|   | 25 | 「技能者養成指導員資格検定の手数料に件関する件」(労働省令第4号)公布。昭和25.10.28改正                        |
|   | 26 | 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格の検定について」(基収第226号の2)通達。[5 - 3 - 10]     |
|   | 31 | 労働省、TWI「仕事の教え方」手引書の初版発行。『行政二』   |
| 2 | 1  | 労働省職業安定局、『職業安定広報』を発刊。これまでの『労働市場広報』は廃刊。                                  |
|   | 1  | 職業安定局、『労働時報』誌に「職業補導事業の拡充」を掲載。「総合補導所」を各都道府県に設置することが望ましいとする。[2 - 36]      |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>6 建設部会（専門審議会）を開催。技能検定方法の試行について審議。『監督』</p> <p>8 第16回技能者養成審議会を開催。指導員用の指導書の編纂方針について（漆器師、家具職、鋳物工、鍛工、現図工、大工）審議。『監督』</p> <p>10 労働次官、公共の機関が新制中学校卒業者を採用する場合は全面的に公共職業安定所を利用するよう協力依頼。「十年史」</p> <p>11 技能者養成監督官、「技能者養成指導員資格検定問題作成依頼について」伺。通産省工業技術院に問題作成依頼の伺い。[5-3-11]</p> <p>14 技能者養成規程中改正（労働省令第6号）。①就業可能業務及び防護方法基準の一部改正、②製かん工等追加。[4-3-7]</p> <p>16 技能者養成規程第13条の規定に基く教習事項に関する件中改正（労働省告示第2号）。新たに23職種について教習事項を告示、計35職種。[4-3-8]</p> <p>20 労働省職業安定局、職業補導用教科書第七集として『洋裁』を発行。</p> <p>28 労働省労働基準長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成資格免許証の交付について」（基発第150号）通達。[5-3-12]</p> <p>28 労働省労働基準長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程第22条第3項の規定に基く証明の取扱いについて」（基発第151号）通達。[5-3-13]</p>  |
| 3 | <p>1 池田蔵相、記者会見で中小企業の一部倒産もやむを得ないと発言、国会で問題化。『年表』</p> <p>2 技能者養成審議会機械部会・造船・車両部会（専門審議会）を開催。①指導員資格検定問題について審議。②教習事項の基準案について。『監督』</p> <p>6 第17回技能者養成審議会を開催。①指導員資格検定規則の改正、②技能者養成実施状況について。『監督』</p> <p>9 中央職業安定審議会職場補導専門部会開催。「時報史」</p> <p>20 労働省、TWI職場補導員養成講習会（第1回）を開催、～31日まで。『十年史』</p> <p>28 工芸第1部会（専門審議会）を開催。①指導員資格検定問題について審議。『監督』</p> <p>28 失業対策審議会、「失業対策に関する意見」を公表。第四「新規学校卒業生の就職確保」において、「学校並びに各種施設による職業補導、技術教育の徹底化をはかり就業の機会拡大に資すること」を指摘。『年鑑』</p> <p>31 技能者養成指導員検定、初めて実施。これまで、技能者養成規程別表第4による有資格者のみによって占められていた技能者養成指導員に、検定合格者が加わる。『監督』</p> <p>31 職業教育及び職業指導審議会、「職業高等学校及び高等学校職業課程の改善振興方策について」を意見具申。『産業』</p>  |
| 4 | <p>4 ラジオ放送労働の時間（職人気質と労働者）。『時報史』</p> <p>4 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「労働基準法の疑義について」（基収第894号）。[5-3-14]</p> <p>4 労働事務次官、各都道府県知事宛「失業対策事業運営の強化刷新について」（発職第51号）通達。①就労不適合者の排除、②作業監督の強化徹底、③事業の一時停止、等を指示。『行政二』</p> <p>7 「職業指導の目的、対象、職業紹介における役割等の基本方針について」通達。「十年史」</p> <p>14 鳥山身体障害者職業再教育訓練所卒業式。『時報史』</p> <p>14 技能者養成指導員資格検定規則中改正（労働省令第10号）。①昭和25.4.1適用、②検定関連科目に関する別表中、紡機調整工を追加。[4-3-9]</p> <p>17 職場補導員規程（労働省訓令第4号）公布。監督者の訓練方式を規定。[4-4-1]</p> <p>18 ラジオ放送労働の時間（年少者の教育と訓練）。『時報史』</p> <p>21 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格の免許について」（基収第1,057号）通達。[5-3-15]</p> <p>21 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格について」（基収第1,134号）通達。[5-3-16]</p> <p>24 日本経営者団体連盟、労働省に「労基法、労災法に関連し設立された各種団体の整備に関する要望」を建議。労働行政の円滑化を要望する。『日経』</p> <p>28 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「指導員資格の疑義について」（基収第1,232号）通達。徒弟制度と単なる労働経験は異なることを周知した。[5-3-17]</p> <p>29 労働省、第二次「労働白書」を公表。『経済』</p> <p>— 労働省職業安定局、『職業安定行政手引』の改正。身体障害者の職業指導、職業補導、職業紹介の強化。『十年史』</p> |
| 5 | <p>1 労働省設置法及び職業安定法の一部中改正（法律第120号）。地方職業安定委員会の設置等の改正。</p> <p>2 文部省管理局長「学校教育法第83条及び第84条の一部改正について」（文管庶第108号）通達。「職業安定法に基づく職業補導所、…等は、…各種学校の範囲から除外された」と通知。[5-1-32]</p> <p>4 生活保護法改正（法律第144号）。（従前の同法廃止）最低生活保障制度の性格を強化。</p> <p>9 中央職業安定審議会、労働・厚生・大蔵大臣・経済安定本部宛「失業者救済に関する決議」。『年鑑』</p> <p>9 日本経営者団体連盟、「新労務管理に関する見解」を公表。6に「従業員の教育訓練について」を公表。[2-37]</p> <p>9 失業対策審議会、内閣総理大臣宛答申第2号。第1号答申の追加答申。公共職業安定所職員の増員と待遇改善を具申。[2-38]</p> <p>11 「労働基準監督官研修所規程」（労働省令第14号）公布。</p> <p>12 閣議、「失業対策審議会の存置について」を決定。『年鑑』</p> <p>16 25日まで職業補導員訓練講習会。「時報史」</p> <p>18 「神奈川県小田原婦人公職業補導所設置規程」（神奈川県告示第248号）公布。</p> <p>20 労働省職業安定局、職業補導用教科書第八集として『機械』を発行。</p> <p>25 関東地区補導所長会議。「時報史」</p>   |
| 6 | <p>6 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程に関する疑義について」（基収第1,481号）通達。[5-3-18]</p> <p>6 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程第18条別表第4使用者資格第1号の疑義について」（基収第1,661号）通達。[5-3-19]</p> <p>7 職業安定局長、各都道府県知事宛「失業対策事業の就労適格要件について」（職発第483号）通達。『行政二』</p> <p>8 「労働基準監察監督官規程中改正」（労働省訓令第8号）。職場補導員の職位等を改正。[4-1-11]</p>   |



|    |   |
|----|---|
| 14 | 各都道府県に職場補導員設置。「十年史」   |
| 20 | 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「公共職業補導所における実習について」（職発第 469 号の四）通達。実習に於ける建設工事等について指示。[5-2-23]  |
| 23 | 労働省、「失業の実相」を公表。『年鑑』   |
| 24 | 25 の両日補導生作品バザー(牛込補導所)。「時報史」   |
| 25 | 朝鮮戦争始まる。『年表』  |
| 26 | 4 日間「仕事の教え方」指導員研修会。「時報史」  |
| 27 | ラジオ放送労働の時間(TWI 職長教育について)。「時報史」  |
| 30 | 経済安定本部、「経済現況報告—安定計画化の日本経済—」(第四次「経済白書」)を公表。『経済』  |
| 30 | 茨城労働基準局長、労働省労働基準局長宛「技能職種に関する疑義について」(茨基発第 618 号)伺い。[5-3-20]  |
| 30 | ILO「身体障害者を含む成年者の職業訓練に関する勧告」(第 88 号条)を採択。[6-4]   |
| —  | この頃、TWI を応用した「補導予定表」が作成され、公共職業補導所に普及される。同予定表とは、週別、科目別の題目と時間数を一覧にしたもの。『TWI』  |
| —  | 連合国軍最高司令官総司令部経済科学局労働課長ロバート・T・エーミス、スイス・ジュネーブにおける国際労働機関第 33 回総会で「1950 年における日本の労働情勢」を報告。労働行政全般にわたって好意的に報告。「職業訓練」の節は公共職業補導所についてである。ここでの「公共職業補導所」とは、原文では“public vocational training centers”であった『GHQ/SCAP Records』。なお、技能者養成についての言及は無い。[1-22]   |
| 7  | 4 閣議、「当面の失業対策について」を決定。①失業対策事業費の繰上支出、②対日援助見返資金の公共事業への吸収、③日雇失業保険制度の改正、④失業者多発地での公共事業の実施。『年鑑』   |
| 4  | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「日雇失業者に対する当面の対策について」(職発第 544 号)通達。閣議決定を紹介したもの。『時報』  |
| 11 | 日本労働組合総評議会〔総評〕結成大会(議長武藤武雄)。『年表』   |
| 12 | 労働省組織規程中改正(労働省令第 21 号)。涉外課を国際涉外課に改称。  |
| 17 | 第四回婦人労働者教育大会(東京都主催)。「時報史」   |
| 24 | GHQ、新聞協会代表に共産党と同調者の追放を勧告。いわゆる「レッドパージ」始まる。『年表』   |
| 26 | 職業安定法施行規則中改正(労働省令第 22 号)。職業安定局涉外課に TWI 担当の指導員 3 名、都道府県に 48 名の補導員を置く。[4-4-2]   |
| 27 | 東京都中央職業補導所開所。「時報史」  |
| 28 | 技能者養成審議会委員改選。労働者代表：滝田実(全織労組会長)、秋山喜蔵(産別会議幹事)、斉藤鉄郎(国鉄労組執行委員長)、進藤寅雄(東芝電気労組)、赤沢禎二(日本鋼管川崎製鉄所労組執行委員)。使用者代表：加藤威夫(三菱電機取締役)、安藤清太郎(全国建設業会会長)、中島英信(昭和光機工業監査役)、児玉貫一(日立製作所取締役)、今村五郎(日本麦酒調査室主任)。公益代表：淡路円治郎(日本労務研究会理事長)、国井喜太郎(日本工芸協会)、都崎雅之助(茨城大工学部長)、竹内房太郎(東京電気大教授)、大越諄(東大工学部教授)。会長一互選により淡路。『監督』 |
| 31 | 第 18 回技能者養成審議会を開催。①技能者養成審議会会長選出の件、②技能者養成専門委員会設置の件、③指定技能職種の追加に関する件、④指導員資格検定に関する件を審議。『監督』   |
| 8  | 3 9 日迄、補導員養成訓練講習会。「時報史」   |
| 5  | 統計法律第 10 条第 6 号第 4 項により、東京都杉並公共職業補導所統計科が指定される(統計委員会告示第 19 号)。(指定第 1 号)  |
| 10 | 警察予備隊令公布〔ポ政〕即日執行。8.23 第 1 陣約 7000 人入隊。『年表』  |
| 14 | 職場補導員規程廃止(労働省訓令第 9 号)。  |
| 15 | 19 日迄、補導員養成訓練講習会。「時報史」  |
| 18 | 政府、「鉄石炭合理化施策要綱」を決定。「十年史」  |
| 27 | 第 2 次米国教育使節団来日。『百年史』  |
| 28 | 特殊技能試験審議会。「時報史」   |
| 30 | 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格検定と自動車整備士検定との関係について」(基発第 791 号)通達。[5-3-21]   |
| 9  | 1 7 日迄職場、補導員養成訓練講習会。「時報史」   |
| 2  | 職業教育及び職業指導審議会、「大学入学試験について」要望。『産業』   |
| 5  | TWI についての講習会(岡山)。「時報史」  |
| 11 | 第 19 回技能者養成審議会を開催。①技能者養成専門審議会設置の件。従来の 6 部会の他に繊維、金属、精密機械、化学、検定調査、雑の 6 部会の追加を決定。②指定技能職種の追加に関する件。③技能者養成指導員資格検定に関する件。『監督』   |
| 11 | 17 日迄、職場補導員養成訓練講習会。「時報史」  |
| 11 | 中央職業安定審議会専門委員会職業補導部会。「時報史」  |
| 11 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事あて「失業対策事業の就労の適正化並に作業能率の向上について」(職発第 702 号)通達。『時報』   |
| 12 | 安全課長より各都道府県労働基準局長へ「汽罐溶接士実技試験について」通達。「時報史」   |
| 14 | 失業対策審議会、昭和 26 年度予算に失業対策費として 132 億円余を計上するように「意見」を公表。『雇用』   |
| 21 | ～ 30 日。労働省、第 1 回全国職場補導員研修会を開催。『十年史』   |
| 22 | 第 2 次米国教育使節団、マッカーサー宛報告書提出。(9.30 発表。〈民主教育〉の反共的役割を示唆)。『年表』  |
| 25 | ILO、アジア地域職業訓練講習会、インドで開催。翌年 1 月 06 日まで。日本から職員 4 名派遣。『ILO』  |
| 29 | 「労働省編一般職業適正検査」を制定してその取扱要領を通達。「十年史」  |
| 30 | 労働省職業安定局、『職業安定行政手引』を改正し、TWI「改善の仕方」を追加。[5-4-1]   |
| —  | 『ILO』で「第 33 回国際労働総会における成人職業補導勧告案の作成」について紹介。『勧告』集(6 月 30 日)では「職業補導」は「職業訓練」とタイトルが記されていた。  |
| 10 | 3 ラジオ労働の時間(働く年少者の保護)。「時報史」  |
| 6  | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「連合国軍関係労務の充足について」(職発第 754 号)通達。『時報』   |
| 9  | 14 日迄、補導員養成訓練講習会(広島、岡山)。「時報史」   |

|    |  |
|----|--|
|    | 17 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和26年3月学校卒業者の職業紹介について」。「時報史」                                 |
|    | 17 神奈川県立公共職業補導所設置規程（告示第510号）。[5-2-24]  |
|    | 26 28日迄、補導員養成訓練講習会(神戸)。「時報史」   |
|    | 28 技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件中改正（労働省令第30号）。300円を600円に改訂。[4-3-10]                        |
|    | 28 労働省労働基準局長、石川労働基準局長宛「技能者養成資格の疑義について」（基収第3、324号）通達。機械技術員養成所卒では資格が取れないと通知。[5-3-22] |
|    | 30 技能者養成に関してニューランド氏をかこむ懇談会。「時報史」   |
|    | — 米国内務省技能養成局ジョン・アール・ニューランド監察官、GHQの技能者養成関係顧問として来日。3ヶ月にわたり指導。『監督』                    |
| 11 | 1 7日迄、年少労働者保護運動。「時報史」  |
|    | 2 東京地区技能者養成懇談会。「時報史」   |
|    | 2 11日迄、補導員養成訓練講習会(八幡市)。「時報史」   |
|    | 6 15日迄、技能者養成懇談会(兵庫、大阪、京都)。「時報史」  |
|    | 6 11日迄、補導員養成訓練講習会(東京前橋京都)。「時報史」  |
|    | 7 文部省初等中等教育局長、各都道府県教育委員会教育長・各都道府県知事宛「中学校高等学校昭和25年度卒業生の職業指導について」（発初第108号）通達。『時報』    |
|    | 9 公共職業安定所予算基準審議会。「時報史」   |
|    | 13 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和26年3月学校卒業者の職業紹介について」（職発第775号の2）通達。[5-1-33]                 |
|    | 14 首相、失業対策審議会に対し、最近の情勢に即応せる失業問題解決の方策につき諮問。「十年史」                                    |
|    | 16 技能者養成主務担当官ブロック会議(富山、石川、福井、岐阜、三重、愛知)、同(鳥取、島根、岡山、広島、山口)。「時報史」                     |
|    | 16 22日迄、補導員養成訓練講習会(富山、神奈川)。「時報史」   |
|    | 18 技能者養成主務担当官ブロック会議(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)。「時報史」                                      |
|    | 20 技能者養成主務担当官ブロック会議(茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、長野)。「時報史」                             |
|    | 21 30日迄、技能者養成懇談会(福岡、長崎)。「時報史」  |
|    | 24 12月2日迄、補導員養成訓練講習会。「時報史」   |
|    | 24 技能者養成主務担当官ブロック会議(徳島、香川、愛媛、高知)。「時報史」   |
|    | 25 技能者養成主務担当官ブロック会議(北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟)。「時報史」                                |
|    | 25 労働省職業安定局、職業補導用教科書第九集として『機械工作法』を発行。  |
|    | 27 職業教育及び職業指導審議会、「職業指導教諭設置について」意見具申。『産業』   |
|    | 27 技能者養成主務担当官ブロック会議(福岡、佐賀、岩手、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)。「時報史」                                |
|    | 28 12月30日迄、全国職業補導所並びに共同作業所作品展示即売会(銀座三越)。「時報史」                                      |
| 12 | 13 金属、精密機械部会の委員15名を委嘱発令。『監督』   |
|    | 13 工芸第1・第2部会（専門審議会）を開催。①指定技能職種の追加改正について、②追加職種の教習事項の基準案について、③技能検定の方法について審議。『監督』     |
|    | 14 電気、機械部会（専門審議会）を開催。①指定技能職種の追加改正について、②追加職種の教習事項の基準案について、③技能検定の方法について審議。『監督』       |
|    | 15 第20回技能者養成審議会を開催。①指定技能職種の追加について、②追加職種の教習事項の基準について、③技能習得者の技能検定方法について。『監督』         |
|    | 31 技能者養成指導員指導書として初めて「漆工」、「鍛工」、「現図工」、「大工」、「家具工」が発刊される。いずれもB6版、51～81頁。『監督』           |
|    | — 「職業指導業務運営の刷新強化に関する件」通達。『十年史』   |

| 月 | 日  | 1951(昭和26)年   |
|---|----|---|
| 1 | 16 | 金属部会の専門審議会を開催。①指定技能の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について。2月22日にも同上について開催。『監督』  |
|   | 16 | 中央職業安定審議会職業補導部会。「時報史」   |
|   | 16 | アメリカTWI使節の指導による訓練講習会の開催について、発表。「時報史」  |
|   | 22 | 労働省職業安定局長・厚生省児童局長、都道府県知事宛「年少者（児童福祉施設収容児童等）の職業紹介について」（職発第29号）通達。職業補導所への入所斡旋等を指示する。[5-1-34]   |
|   | 23 | 第20回技能者養成審議会を開催。①指定技能職種の追加並びに改正について、②同上の教習事項の基準について、③技能検定方法について。『監督』  |
|   | 25 | 米講和特使ダレス来日。『年表』   |
|   | 31 | 日本商工会議所、「職業教育法の制定方要望」を発表。六・三制は普通教育が中心であると批判。[2-39]  |
|   | —  | 労働省、アハイオ州クリーブランドTWI協会の専門家を招く。会長 Lowell O.Mellen 「改善の仕方」担当、Dale R. Cannon 「仕事の教え方」担当、Raymond B.Richardson 「仕事の教え方」担当、Edward S.Scott 「人の扱方」担当。『TWI』 |
| 2 | 1  | 造船・車両部会の専門審議会開催。①指定技能職種の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について。『監督』  |
|   | 2  | 精密機械部会、電気部会、機械部会の専門部会を開催。①指定技能職種の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について。『監督』   |
|   | 2  | 労働基準局長、技能者養成審議会委員宛「化成関係技能職種追加指定について」意見聴取（基発第78号）。[2-40]   |
|   | 3  | 工芸第1部会、工芸第2部会、繊維部会の専門部会を開催。①指定技能職種の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について。『監督』   |
|   | 6  | 労働省組織規程中改正（労働省令第3号）。各種所掌業務を追加した。  |
|   | 9  | 建設部会の専門部会を開催。①指定技能職種の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について『監督』  |

|   |    |  |
|---|----|--|
|   | 12 | 技能養成指導官規程（労働省訓令第1号）公布。技能者養成の促進のため、労働省労働基準局に中央技能者養成指導官5名、各都道府県労働基準局に地方技能者養成指導官を労働大臣により任命。〔4-3-11〕                                 |
|   | 14 | 労働省労働基準局長、「技能者養成指導官規程の施行について」（基発第118号）通達。〔5-3-23〕  |
|   | 15 | 労働省労働基準局庶務課長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導官の任命について」（基庶発第21号）。指導官の任命権限を解説。『デジ』  |
|   | 16 | 第21回技能者養成審議会を開催。①技能検定方法について、②教習事項の基準について審議。『監督』  |
|   | 24 | 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導官実務講習会開催について」（基発第136号）。『デジ』   |
| 3 | 1  | 職業安定行政に用いる「産業名索引」を発行。「十年史」   |
|   | 5  | 労働省職業安定局、職業補導用教科書第10集として『自動車整備』を発行。  |
|   | 9  | 化学部会の専門審議会を開催。①指定技能職種の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について。3月22日、同上について開催。『監督』  |
|   | 12 | ILO、第2回ヨーロッパ監督者訓練専門家会議をジュネーブにて17日まで開催。『ILO』  |
|   | 26 | 第22回技能者養成審議会を開催。①教習事項の基準改正について、②技能検定方法について。『監督』  |
| 4 | 1  | 技能者養成規程中改正（労働省令第8号）。①養成職種を120に整理拡大する。②基幹産業部門関係職種の重視（金属、電気、機械、造船・車両、建設、化学等）、③全職種の教習事項の基準化、④技能者養成指導員については、検定制度による免許を原則とする。〔4-3-12〕 |
|   | 4  | 技能者養成指導員資格検定規則中改正（労働省令第9号）。指導員については「検定制度による免許制を原則とし」、検定規則を「合理的に改正」した。〔4-3-13〕  |
|   | 10 | 11日まで、全国職業安定主務課長会議を開催。昭和26年度失業対策方針等を指示。『年鑑』  |
|   | 16 | マッカーサー離日、衆参両院、感謝決議案を可決。『年表』  |
|   | 30 | 技能者養成指導員資格認定基準（労働省告示第8号）公布。指導員の選定確保上の過渡的措置として、一定の資格又は業務及び経験年数を有する者（該当する資格基準10項目）に対しては、無試験免許制度を導入。〔4-3-14〕                        |
|   | —  | 昭和26年度における「職業補導事業の特色」。1.補導種目の大幅転換、2.公共職業補導所の総合化、3.施設設備の拡充、4.臨時職業補導の新設充実、5.身体障害者補導種目の拡充『年鑑』                                       |
| 5 | 1  | リッジウェイ、占領下諸法規再検討の権限を日本政府へ委譲と声明。『年表』  |
|   | 4  | 「技能者養成規程に基づき、教習事項の基準」（労働省告示第9号）制定。昭和23年の教習事項の廃止。基準と明記し、120職種に拡大する。使用者による教習事項の変更を認める。〔4-3-15〕                                     |
|   | 6  | 19日迄、TWI訓練講習会。「時報史」  |
|   | 8  | 9日の両日、全国補導主務係長、補導所長東北地区ブロック会議。「時報史」  |
|   | 8  | 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程及び技能者養成指導員検定規則の一部改正施行について」（基発第346号）通達。〔5-3-24〕   |
|   | 12 | 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格認定基準について」（基発第347号）通達。〔5-3-25〕   |
|   | 14 | 15日の両日、全国補導主務係長、補導所長近畿地区ブロック会議。「時報史」   |
|   | 15 | 労働省組織規程中改正（労働省令第14号）。11都道府県労働基準局に、次長制を導入。  |
|   | 15 | 技能者養成指導官中国地区ブロック会議。「時報史」   |
|   | 16 | 技能者養成指導官東海北陸地区ブロック会議。「時報史」   |
|   | 17 | 18日の両日全国補導主務係長、補導所長九州地区ブロック会議。「時報史」  |
|   | 17 | 技能者養成指導官四国地区会議。「時報史」   |
|   | 18 | 技能者養成指導官九州地区ブロック会議、同北海道地区ブロック会議。「時報史」  |
|   | 21 | 25日迄、TWI訓練講習会。「時報史」  |
|   | 24 | 東京商工会議所、「労働基準法改正意見書」を発表。本法は封建的制度の打破を収めたが、理想的すぎるので、現実に併せるようにすべきと条項毎に要望。『東京』   |
|   | 28 | 労働省組織規程中改正（労働省令第16号）。労働省職業安定局に監督者訓練課を新設。従前では監督者訓練は職業補導課が所掌。〔3-37〕  |
|   | 29 | 「港湾運送事業法」（法律第161号）公布。港湾荷役業者の登録制を導入。  |
|   | 30 | 労働省、米国TWI社と訓練契約を締結。『行政二』   |
| 6 | 1  | 労働省設置法の一部改正（法律第177号）。昭和22年9月3日に公布された「労働教育審議会令」の廃止に伴う改正。〔3-38〕  |
|   | 1  | 労働省組織規程中改正（労働省令第17号）。〔3-39〕  |
|   | 5  | 失業対策審議会令（政令第195号）公布。〔3-40〕   |
|   | 11 | 産業教育振興法（法律第228号）公布。中学・高校等の産業教育への国庫補助。本法の対象は「学校教育法」の学校に限定され、産業界、産業に関する教育訓練は除外されている。   |
|   | 11 | 日経連労働法規委員会、「地方別業種別経営者団体の労働関係法令改正意見」を発表。〔2-41〕  |
|   | 14 | TWIを巡る座談会。「時報史」  |
|   | 15 | 結核回復者職業補導懇談会。「時報史」   |
|   | 20 | 『養成工の評価』を翻訳出版。『監督』   |
|   | 20 | 総評法規対策委員会、「労働基準法の改正は如何にあるべきか」を発表。使用者側の改正意見に反論したもの。技能者養成については無し。『三法』  |
|   | 21 | 職場補導員養成講習会に実地演習の実施を決定。「十年史」  |
|   | 21 | 国際労働機構（ILO）第34回総会、日本の加盟を承認。『年表』  |
|   | 21 | 政令諮問委員会、経済関係法規の検討を終わる。（独占禁止法の大規模緩和、事業者団体関係法令の廃止、財閥解体関係法令の原則的廃止などを決定。『年表』   |
|   | 28 | 労働省、労働白書（昭和25年度労働経済の分析）を発表。  |
|   | 29 | 失業対策審議会、内閣総理大臣宛第3号答申。昭和25年11月14日第2号諮問に対する答申。日雇労働者の救済を答申。『年鑑』   |
|   | 30 | 中央産業教育審議会令（政令第239号）公布。   |
|   | —  | 労働省婦人少年局の実態調査による全国の13カ所の造船関係大工場の700人余の働く年少者で、夜学に通って  |

|    |   |
|----|---|
|    | <p>いる者は技能養成工が 36.5 %、一般工が 38.6 %。『時報』</p> <p>— 労働基準局技能課、「わが国における技能訓練の必要性と技能養成指導官制度について」を公表。技能者を確保することは技能訓練として解説。『時報』</p>  |
| 7  | <p>1 文部省、『学習指導要領一般編（試案）』を改訂（小学校授業時間の増加、毛筆習字の復活、中学に日本歴史復活など）。『年表』</p> <p>1 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成第 13 条の規定に基く教習事項の基準について」（基発第 499 号）通達。改正した教習事項の運用について解説した。[5-3-26]</p> <p>2 7 日迄、職場補導員養成訓練講習会（大阪市）、同 6 日迄同講習会（福岡県）。『時報史』</p> <p>3 6 日迄、公共職業補導所時計修理工指導員講習会。『時報史』</p> <p>3 結核回復者専門公共職業補導所設置について発表。『時報史』</p> <p>5 米国対日工業教育顧問団来日。（8.25 報告書提出、産学共同、工業教育協会の設立などを示唆。）『年表』</p> <p>6 第 24 回技能者養成審議会を開催。技能者養成関係諸規則の改正について審議。『年鑑』</p> <p>9 13 日迄、第 1 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>9 政令諮問委員会、「労働関係法令の再検討」を答申。[2-42]</p> <p>10 職業安定局雇用安定課長、休暇時を利用して中学校生徒に校外職業実習を行わせる場合について指示『十年史』</p> <p>13 経済安定本部、経済白書（経済自立達成の諸問題）を公表。『年表』</p> <p>16 20 日迄、第 2 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>16 28 日迄、都道府県職場補導員再訓練講習会。『時報史』</p> <p>24 ラジオ放送労働の時間（職人かたぎ）。『時報史』</p> <p>30 8 月 3 日迄、公共職業補導所溶接科指導員講習会。『時報史』</p> <p>31 労働省労働基準局技能課、『米国に於ける技能者養成の紹介 2』を翻訳出版（世界書院）。コロンビア区戦時人員委員会訓練局技能者養成部編「機械工技能者養成基準」等、5 団体の人々の論考の翻訳。</p>  |
| 8  | <p>1 兵庫公共職業補導所設置（労働省告示第 16 号）。『職業安定法』第 27 条第 4 項に基づく設置。[3-41]</p> <p>1 職業補導課、「公共職業補導所におけるこれからの職業訓練」を『職業安定広報』に発表。「進みつつある職業補導」、「訓練内容の刷新」、「訓練設備の充実」、「補導生の選定」、「訓練方法の改善」、「指導員訓練の強化」、「産業界との協力」を解説する。職業補導と職業訓練をほぼ同義語として解説。</p> <p>1 4 日迄、「仕事の教え方」リーダー研修会、20 日迄同新規養成訓練、24 日迄「人の扱い方」新規養成訓練。『時報誌』</p> <p>6 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格認定基準に規定する『当該技能に関する学科又は科目の判定』について」（基発第 566 号）通達。『デジ』</p> <p>6 10 日迄、第 3 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>8 11 日迄、「仕事の教え方」補導員再訓練。『時報史』</p> <p>13 17 日迄、第 4 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>13 16 日迄、「仕事の教え方」補導員再訓練。『時報史』</p> <p>14 ラジオ放送労働の時間（塩をつくる人々）。『時報史』</p> <p>15 9 月 4 日迄、「仕事の教え方」都道府県職場補導員新規養成訓練講習会。『時報史』</p> <p>16 「TWI の現状と成果」を発表。『時報史』</p> <p>20 24 日迄、第 5 回公共職業補導所長研修会（労働省）、24 日迄公共職業補導所板金科指導員講習会。『時報史』</p> <p>25 労働省、基礎講習（10 時間）後の「追指導」（追跡・仕上指導）の方法に関する技術援助を開始（職発第 543 号）。『行政二』</p> <p>28 閣議、「行政の改革に関する件」を決定。総計 129,703 名の人員整理案を決定する。[2-43]</p> <p>30 労働省組織規程中改正（労働省令第 24 号）。ILO 復帰に伴い、大臣官房国際渉外課を国際労働労働課に改組。[3-42]</p> <p>— 日本経営者団体連盟、「監督者訓練諸方式の活用並に調整について」の意見を公表。各方式の実施状況を調査し、企業規模当の実態に即応した効果的訓練方式の樹立を期すとした。「TWI 方式」は、第一線監督者がそのまま実際に利用し得る、と評価。『日経』</p> |
| 9  | <p>1 東京商工会議所、「労働基準法改正意見」を発表。形式的監督を廃して合理的な行政項目を掲げ要望。『東京』</p> <p>3 7 日迄、公共職業補導所長研修会、同職業補導業務研修会。『時報史』</p> <p>4 労働省職業安定局職業補導課長より各都道府県労働主務部（局）長宛「公共職業補導所台帳の公民料の取扱いについて」（補発第 157 号）通達。[5-2-25]</p> <p>8 対日平和条約調印。（日本を含む 49 カ国が調印。ソ連・チェコ・ポーランド 3 国は新しい戦争のための条約であるとして調印を拒否）。'52.4.28 発効。『年表』</p> <p>8 日米安全保障条約調印。（全権吉田茂のみ調印）。'52.4.29 発効。『年表』</p> <p>10 14 日迄、第 7 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>11 労働大臣、中央労働基準審議会宛「労働基準法改正について」諮問。[2-44]</p> <p>17 21 日迄、第 8 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>21 26 日迄、全国職業補導展（神戸市）。『時報史』</p> <p>28 全国公共職業補導所、共同作業所作品展示審査打合せ会。『時報史』</p> <p>29 「全国職業補導展開催について、職業補導事業の現況」発表。『時報史』</p> <p>— 東京商工会議所、「労働基準行政に関する業界の実情並びに意見調査」を発表。技能者養成についての改革要望意見も記載される。[2-45]</p>   |
| 10 | <p>1 「技能者養成計画の報告」を翻訳出版。『監督』</p> <p>1 6 日迄、第 9 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>1 職業補導課、「経済興隆策を中心とする職業補導事業の転換」を『職業安定広報』に発表。職業補導の失業対策から経済成長策へ転換する「職業補導の根本方針」を宣明した。[2-46]</p> <p>2 7 日迄、第 3 回国職業補導展（東京銀座三越）。『時報史』</p> <p>5 行政整理案、123,052 人を決定。『年鑑』</p> <p>8 13 日迄、第 10 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>12 職業補導基準草案審査打合せ（労働省）。『時報史』</p> <p>12 労働関係法令審議委員会、労働省に設置。公益、労働者、使用者代表から構成。政令諮問委員会答申、閣議決</p>  |

|    |    |  |
|----|----|--|
|    |    | 定に基づき、労働基準法以外の労働関係法の改廃を審議。『時報』   |
|    | 16 | 労働省労働基準局長より「査察指導の実施について」（基発第705号）通達。[5-3-27]   |
|    | 16 | 労働省労働基準局長より「技能者養成促進指導の実施について」（基発第706号）通達。[5-3-28]  |
|    | 17 | 失業対策審議会、日雇い労働者健康保険の創設について「意見」を発表。『雇用』  |
|    | 22 | 27日迄、公共職業補導所長研修会。「時報史」   |
|    | 29 | 日本商工会議所、「労働基準法改正意見」を発表。理想主義になり、現実の判断を誤っているとしての改正意見。『日本』  |
|    | 31 | 職業安定法施行規則中改正（労働省令第28号）公布。TWI訓練組織の明確化。手数料の徴収。[4-4-3]  |
| 11 | 1  | 技能者養成審議会委員の改選。公益委員；桐原葆見（労研所長）、都崎雅之助（茨城大学工学部長）、藤本喜八（立大文学部教授）、国井喜太郎（日本工芸協会理事長）、淡路円治郎（日本労務研究所理事長）。労働者代表；斉藤鉄郎（国鉄労組大宮工場支部執行委員）、進藤寅雄（東芝鶴見工場労組執行委員長）、中野義明（浦賀ドック労組審査委員）、田原淳（旭化成東京労組幹事）。使用者代表；加藤威夫（三菱電機生産技術部長兼調査部長）、中島英信（中小企業研究所長）、児玉貫一（日立製作所勤労部長）、今村五郎（日本麦酒調査室主任）、作田カミ（高圧鋳物（株）社長）。会長；桐原葆見。『監督』 |
|    | 12 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業指導業務の刷新強化について」通達。職業指導業務運営の基本方針について指示。『十年史』  |
|    | 16 | 政令諮問委員会、「教育制度改革に関する答申」を決定（普通教育偏重の是正、職業教育の強化。教育委員任命制など）。『年表』  |
|    | 20 | 労働大臣、(第25回)技能者養成審議会宛「技能行政の運営について」諮問。[2-47]   |
|    | 26 | ILO事務局長、日本の再加盟申請書を受領。同日をもって、再加盟の実現へ。『十年史』  |
|    | 27 | 第26回技能者養成審議会、「技能行政運営上あい路となっている問題点について」調査検討。『監督』  |
| 12 | 1  | 日本経営者団体連盟、労働次官・労働省労働基準局長宛「技能者養成制度改正に関する意見」を提出。[2-48]   |
|    | 3  | 竹細工科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」   |
|    | 4  | 事務科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」  |
|    | 5  | 溶接科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」  |
|    | 5  | GHQの大学担当官フィリップ・ウェンデル・シェイは「教育基本法」について、「覚書」で「次のように配列すべきであると信じている。」として、「第1条改定案」のA案で、(教育は、人間を特別な職業の訓練に適合させながら、その職業の枠内で優れた[申し分のない、よく適合した、あるいは良い]個人的、社会的生活を達成させ易くする精神、意志、感情について修養を分かち与えることを目的とする。)と主張した。『五十年』  |
|    | 10 | 漆器科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」  |
|    | 11 | 第27回技能者養成審議会、技能行政運営上の各問題点の審議事項17項目を決定。[2-49]   |
|    | 19 | 第28回技能者養成審議会の開催。第27回審議会で決定した17事項のうち、①～④について審議する。『監督』   |
|    | 20 | 公民科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」  |
|    | 21 | 手芸科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」  |
|    | 25 | 労働省労働基準局長、労働省職業安定局長、文部省初等中等教育局長より都道府県労働基準局長、都道府県知事、都道府県教育委員会教育長宛「技能者養成制度の趣旨徹底について」（基発第833号）通達。[5-1-35]   |
|    | 27 | 労働省労働基準局長、工業技術庁長官・都道府県知事宛「技能者養成実施促進に関する協力について」（基発第843号）通達。技能者養成のために、技術指導機関施設の提供並びに関連学科及び実技等の教習について強力な人的援助協力を依頼。[5-3-29]  |
|    | 31 | 技能者養成指導員指導書として、「織機調整工」、「紡機調整工」、「鋳物工」、「仕上工」、「電機運転工」、「電機組立工」、「建具工」を出版。『監督』   |

| 月 | 日  | 1952(昭和27)年   |
|---|----|---|
| 1 | 29 | 身体障害者雇用促進協議会、労働大臣宛「身体障害者職業更生援護対策要綱」を提出。『時報』   |
| 2 | 2  | 『労働週報』、経営者団体の行政官庁へ技能者養成制度に関して意見具申を掲載。[2-50]   |
|   | 4  | 機械科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」   |
|   | 5  | 理髪科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」   |
|   | 6  | 時計修理科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」   |
|   | 7  | 製図科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」   |
|   | 7  | 労働基準局長、「技能者養成における関連学科の集団教育を実施する教育施設について」の通牒を起案。[5-3-30]                                 |
|   | 8  | 身体障害者共同作業所施設の設置について通達。「十年史」   |
|   | 8  | 公共職業補導所の自動車整備科修了生に、3級自動車整備士の受験資格が付与される。「十年史」  |
|   | 13 | 第30回技能者養成審議会を開催。労働大臣の諮問につき審議。『監督』   |
|   | 18 | ラジオ修理科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」  |
|   | 21 | 自動車修理科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」  |
|   | 27 | 第31回技能者養成審議会を開催。労働大臣の諮問につき審議。『監督』   |
|   | 28 | 「職業補導訓練方法観察要領」制定。「十年史」  |
|   | 29 | 木船科・事務科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」   |
| 3 | 5  | 自動車科職業補導基準諮問委員会、労働省にて開催。「時報史」   |
|   | 5  | 労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「製パン工技能者養成運営機関の設置について」（基発第129号）を起案。[5-3-31]                          |
|   | 14 | 電気科職業補導基準諮問委員会、労働省にて開催。「時報史」  |
|   | 15 | 中央労働基準審議会、労働大臣宛「労働基準法改正について答申。7月に改正される：手続きの簡素化、16才以上男子に坑内作業の技能者養成の認可、女子の深夜作業禁止の修正。『行政三』 |
|   | 20 | 建築科職業補導基準諮問委員会、労働省にて開催。「時報史」  |
|   | 29 | 第32回技能者養成審議会を開催。労働大臣の諮問につき審議。『監督』   |
| 4 | 1  | 閣議、「身体障害者の雇用促進に関する重要事項について意見を聞くため臨時に委員を委嘱するの件」を決定。身体障害者雇用促進中央協議会の設置。『行政三』               |
|   | 5  | 労働省職業安定局編『TWI研究』（月刊）、雇用問題研究会より発刊。   |



|    |   |
|----|---|
| 7  | ポッドキャストの受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律（法律第 75 号）公布。労務充足に関する昭和 20 年厚生省令 41 号、労務者の就職に関する昭和 21 年厚生省令第 2 号、労働団体に係る昭和 21 年厚生・運輸・内務省令第 1 号の廃止。                             |
| 8  | 労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格検定実施について」（基発第 204 号）。[5 - 3 - 32]  |
| 10 | 工芸第 1 部、工芸第 2 部、繊維部の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法の基準案について。『監督』  |
| 11 | 金属部会、電気部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法の基準案について。『監督』  |
| 12 | 精密機械部会、機械部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法の基準案について。『監督』  |
| 14 | 造船・車両部会、化学部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法の基準案について。『監督』   |
| 14 | 身体障害者雇用促進中央協議会の発足。「十年史」   |
| 15 | 建築部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法の基準案について。『監督』   |
| 15 | 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員研修について」（基発第 322 号）通達。[5 - 3 - 33]   |
| 17 | 労働省労働基準局長、高知労働基準局長宛「職業補導に於ける既往の教育を受けた者に対する取扱について」（基収第 1,386 号）通達。[5 - 3 - 34]   |
| 21 | 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格検定問題参考資料送付について」（基発第 335 号）通達。[5 - 3 - 35]   |
| 26 | 労働省組織規程中改正（労働省令第 7 号）。労政局の庶務課を労政課に改組。   |
| 28 | 対日平和条約、日米安全保障条約各発効。『年表』   |
| 30 | 労働省職業安定局職業補導課長、神奈川県労働主務部長宛「公共職業補導所台帳の作製について」（補発第 56 号）通達。[5 - 2 - 26]   |
| —  | 昭和 27 年度における「職業補導の重点」。1.組織の確立、2.臨時職業補導所の実施、3.身体障害者補導種目の拡充、4.内容の充実、5.補導種目の転換、6.補導期間の延長と訓練方法の改善。『年鑑』  |
| 5  | ILO 第 4 回鉄鋼委員会、「職業訓練・昇進及び福祉」をテーマにジュネーブにて 16 日迄開催。『ILO』  |
| 17 | 『労働週報』、「労働基準法の一部を改正する法律案」を紹介。[2 - 51]   |
| 22 | 第 33 回技能者養成審議会を開催。①就業可能業務及び防護方法の基準改正案について、②労働基準法改正に伴う鉱山に於ける技能者養成について『監督』  |
| 26 | 身体障害者雇用促進中央協議会、労働大臣宛「身体障害者職業更生に関する意見」を提出。身体障害者職業更生について実を挙げるように期待するとした。『行政三』   |
| 27 | 技能者養成規程中改正（労働省令第 10 号）。指定技能のうち、洋服裁縫工が洋服工、洋裁工の 2 職種に分離。指定技能 121 職種になる。[4 - 3 - 16]   |
| 28 | 労働省、身体障害者雇用促進中央協議会宛「身体障害者職業更生援護対策要綱（案）」を提出。職業補導訓練の強化等の施策を示す。[2 - 52]  |
| 28 | 教習事項の一部改正（労働省告示第 9 号）。洋服裁縫工を分割し洋服工と洋裁工にする。[4 - 3 - 17]  |
| 31 | 第 1 回技能者養成指導員資格検定の実施。『監督』   |
| 31 | 技能者養成審議会、労働大臣宛「技能行政の運営について」答申。「技能者養成に関し新たな法令を早急に制定する必要がある」と答申。[2 - 53]  |
| 6  | 3 職業安定法施行規則の一部を改正する省令（労働省令第 11 号）[4 - 1 - 12]   |
| 5  | 次官会議、「官庁公共企業体地方公共団体等における身体障害者雇用促進に関する件」を申し合せ。[2 - 54]   |
| 6  | 中央教育審議会設置法（文相の諮問機関）。6. 12 教育刷新審議会を廃止。『年表』   |
| 11 | 第 34 回技能者養成審議会を開催。答申に基づく今後の問題の運営方針について。『監督』   |
| 19 | 次官名及び局長名、官公庁に身体障害者の優先雇用を依頼。『十年史』  |
| 25 | 第 35 回技能者養成審議会を開催。「労働基準法」改正に伴う技能者養成規程改正について。『監督』  |
| 28 | ILO、「社会保障の最低基準に関する条約」を採択。『年鑑』   |
| 7  | 1 経済安定本部、独立日本の経済力と副題の 27 年度「年度経済報告」（経済白書）を発表。『経済』   |
| 23 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「戦傷病者を中心とする身体障害者の公共補導所利用促進について」（職発第 497 号）通達。[5 - 2 - 27]   |
| 31 | 国家行政組織法改正（法律第 253 号）。①各省外局下の委員会、庁、各省内の部の整理、②府省、庁の課の設置及び所掌事務の範囲はこれまで各大臣、外局長の権限であったが、それが政令事項となる。  |
| 31 | 行政機関職員定員法（法律第 254 号）公布。   |
| 31 | 経済審議庁設置法（法律第 263 号）公布。経済安定本部の廃止。  |
| 31 | 労働関係調整法等の 1 部を改正する法律（法律第 288 号）。附則 28 項による労働省設置法中改正。  |
| 31 | 労働省設置法中改正（法律第 281 号）。婦人少年局地方職員室を婦人少年室とし、労働省地方支分部局とする。[3 - 43]   |
| 31 | 「労働基準法の一部を改正する法律（法律第 287 号）。男子に限り、16 歳以上の年少者に坑内作業の技能者養成を認める（第 70 条）を新設。[4 - 3 - 18]   |
| 31 | 地方公営企業労働関係法（法律第 289 号）公布。附則 6 項による労働省設置法中改正。  |
| 31 | 労働省、労働白書を発表。『経済』  |
| 8  | 5 閣議、「昭和 27 年度予算の節約について」を決定。『行政三』   |
| 5  | 技能者養成規程中改正（労働省令第 16 号）。①指定技能の中で女子及び年少者の就業規則業務について養成実施上必要な限度で特例が認められる職種を拡大するために、別表第 3 「就業可能業務及び防護方法の基準の全面改定、②新たに 82 技能について就業可能業務及び防護方法を定め、従来の 15 職種についても再検討する。[4 - 3 - 19] |
| 11 | 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「身体障害者公共職業補導所における補導生（戦傷病者）の募集計画について」（職発 533 号）通達。身体障害者の雇用対策の重点は傷痍軍人の職業更正におくべきことを指示。[5 - 2 - 28]  |
| 20 | 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程の一部改正施行について」（基発第 612 号）通達。「時報史」   |
| 30 | 労働省組織令（政令第 393 号）制定。昭和 27 年 7 月 31 日国家行政組織法改正（法律第 253 号）により、課の設置、所掌事務は政令事項となる。[3 - 44]  |



|    |   |  |
|----|---|--|
| 9  | 6 | 中央産業教育審議会令の廃止（政令第406号）。  |
|    | 9 | 第4回全国職業補導展（於東京至14日）。『十年史』  |
| 16 |   | 第36回技能者養成審議会を開催。坑内における技能者養成と専門審議会委員の委嘱について。『監督』  |
| 19 |   | ILO第3回化学工業委員会が「職業訓練・労働時間」をテーマにジュネーブにて19日迄開催。『ILO』  |
| 20 |   | 労働省職業安定局、『職業補導提要（上）・（下）』を刊行。上巻＝職業補導に関する解説、下巻＝35職種の教程基準等を掲載。『戦後』  |
| 29 |   | 12月13まで、労働省、ヨーロッパ各地で行われたILO技能者養成講習会に、技能者養成関係者4名を派遣。『要覧』  |
| 10 | 1 | 愛知身体障害者公共職業補導所の設置（労働省告示第20号）。  |
|    | 2 | 第1回技能者養成専門審議会、金属及び石炭鉱山合同部会。「時報史」   |
| 10 |   | 建設部会の専門部会を開催。昭和27年度第二回技能者養成指導員資格検定について。『監督』  |
| 11 |   | 金属鉱山部会、石炭鉱山部会の専門審議会を開催。坑内における技能者養成に関する審議すべき事項について『監督』  |
| 15 |   | 金属鉱山部会、専門審議会を開催。金属鉱山において坑内の技能者養成に必要な技能種目、技能概要並びに養成期間について。『監督』  |
| 16 |   | 日経連教育部会、「新教育制度の再検討に関する要望」を発表。実業高等学校の充実、新制大学の画一性打破等を要望する。『日経』   |
| 16 |   | 全国職業補導展示即売会開催について新聞発表。「時報史」  |
| 17 |   | 22日迄、全国職業補導展示即売会（東京白木屋）。「時報史」  |
| 29 |   | 神奈川県労働部長より各公共職業補導所長宛「所外実習に伴う補導生出張旅費の取扱について」（二七職第122号）通達。[5-2-29]   |
| 30 |   | 石炭鉱山部会、専門審議会を開催。石炭鉱山において坑内の技能者養成に必要な技能種目、技能概要並びに養成期間について。『監督』  |
| 30 |   | 昭和27年度第二回技能者養成指導員資格検定始まる。「時報史」   |
| 11 | 5 | 労働省労働基準局長、労働省労働基準局長宛「昭和27年度第二回技能者養成指導員資格検定問題基準答案について」（基収第767号）通達。[5-3-36]  |
| 14 |   | 19日迄、全国公共職業補導所並びに共同作業所作品展示即売会（大阪）。「時報史」  |
| 15 |   | 労働省組織規程（労働省令第36号）制定。労働省組織令を受けた新たな規程。[3-45]   |
| 25 |   | 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成に対する地方公共団体等の援助について」（基発第811号）通達。[5-3-37]   |
| 12 | 1 | 3日迄、木工科指導要領制定諮問委員会。「時報史」   |
|    | 5 | 労働省労働基準局技能課長、「技能習得者の技能検定問題の調査について」（基発第842号）通達。[5-3-38]   |
| 6  |   | 労働省労働基準局長、労働省職業安定局長、文部省初等中等教育局長より都道府県労働基準局長、都道府県知事、都道府県教育委員会教育長宛「技能者養成制度の趣旨徹底について」（基発第826号）通達。昨年出した通牒の徹底を再度指示した。『デジ』 |
| 8  |   | 12日迄、機械科指導員講習会。「時報史」   |
| 9  |   | 衆議院労働委員会、「失業対策事業に就労している失業者の越年措置に関する決議」を可決。『行政三』  |
| 13 |   | 労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働部長宛「身体障害者職業障害部別職業補導種目選定基準の作成について」（補発第137号）[5-2-30]   |
| 23 |   | 「産業教育振興法施行規則」制定。（高等学校および中学校の産業教育に関する課程の施設および設備基準を定める。）『産業』   |
| -  |   | この頃、「[I] 技能習得者の技能検定の方法に関する規則」（労働省令案）及び「[II] 技能習得者技能検定実施要綱」が検討される。[4-3-20]  |

| 月  | 日  | 1953(昭和28)年  |
|----|----|--|
| 1  | 31 | 労働省、技能者養成指導員指導書を刊行開始。1月「染色工」『監督』   |
| 2  | 4  | 広島身体障害者公共職業補導所を1日に設置（労働省告示第4号）   |
|    | 5  | 第4回技能者養成専門審議会石炭部会、石炭鉱山において坑内の技能者養成を必要とする技能種目、養成期間、入坑条件及び防護方法について『監督』                                   |
|    | 8  | 東京都、第一回職場補導員研究会を開催（9日迄の2日間）。『TWI』  |
| 17 |    | 神奈川県告示第62号にて、「補導所及び養成所を各種学校に指定告示」（昭和23年6月神奈川県告示第247号）の廃止。  |
| 20 |    | 第5回技能者養成専門審議会石炭部会の開催。石炭鉱山において坑内の技能者養成を必要とする技能種目、養成期間、入坑条件及び防護方法について。『監督』                               |
| 23 |    | 豪州に於いて3週間職業訓練講習会開催される。次いでフィリピン、日本で5週間開催。各国の職業訓練の組織と運営、職業教育、職業指導並びに企業内における初歩的訓練、再訓練等について研究討議が行われた。『ILO』 |
| 27 |    | 閣議、「政府職員の欠員補充に関する件」を決定。身体障害者の採用による欠員補充は認可。『行政三』  |
| 28 |    | 労働省、技能者養成指導員指導書を刊行。2月「板金工」。『監督』  |
| 3  | 6  | 福井自動車整備公共職業補導所が二重整備工場に認定さる（運輸省告示第80号）。（認定第1号）  |
| 16 |    | 製紙科教程基準諮問委員会の開催。『要覧』   |
| 17 |    | 第6回技能者養成専門審議会石炭部会の開催。石炭鉱山において坑内の技能者養成を必要とする技能種目、養成期間、入坑条件及び防護方法について。『監督』                               |
| 20 |    | 被服部会の専門審議会を開催。昭和28年度技能者養成指導員資格検定について。『監督』  |
| 23 |    | 金属部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』  |
| 24 |    | 繊維部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』  |
| 24 |    | 金属鉱山部会の専門審議会を開催。金属鉱山において坑内の技能者養成を必要とする技能種目、養成期間、入坑条件、防護方法及び教習事項の基準について。『監督』                            |
| 25 |    | 機械部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』  |
| 26 |    | 技能者養成審議会第7回石炭鉱山部会において坑内の技能者養成を必要とする技能種目、養成期間、入坑条件  |

|    |   |
|----|---|
| 28 | 防護方法の基準、教習事項の基準、指導員の認定基準及び養成対象事業場について。『監督』<br>外務省、次官会議にて「国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明」を行う。<br>なお、ILOのパムフレットタイトルは"REPORT ON THE ASIAN WORKING PARTY ON APPRENTICE-SHIP European Study Tour, 1952"としていた。[2 - 55]  |
| 31 | 労働省、技能習得者用教科書の刊行開始。「製図基礎編」(全職種用)。『監督』   |
| —  | 失業対策審議会、「潜在失業に関する調査報告書」を公表。『雇用』   |
| 4  | 1 技能者養成審議会委員の改選。公益委員；桐原葆見(労研所長)、国井喜太郎(日本工芸協会理事)、都崎雅之助(茨城大学工学部長)、藤本喜八(立大文学部教授)、倉橋定(学校法人学習院常務理事)。労働者代表；斉藤鉄郎(国鉄労組大宮工場支部執行委員)、進藤寅雄(東芝鶴見工場労組執行委員長)、中野義明(浦賀ドック労組審査委員)、幸田孝(日本光学労組副組合長)、篠原光国(日本炭坑労組事務局長)。使用者代表；加藤威夫(三菱電機調査部長)、中島英信(中小企業研究所長)、児玉貫一(日立製作所勤労部長)、水室吉平(日経連理事)、作田力三(高圧鋳物(株)社長)。会長；桐原葆見。『監督』<br>7 第37回技能者養成審議会を開催。石炭鉱山における技能者養成について。『監督』<br>10 被服部会の専門審議会を開催。昭和29年度技能者養成指導員資格検定について『監督』<br>16 雇用安定課長、新卒未充足求人对策及び就職後の補導につき指示。「十年史」<br>17 金属部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』<br>17 日本におけるアジア地域職業訓練講習会開催について発表。「要覧誌」<br>18 5月23日迄。ILO、アジア地域職業訓練講習会(東京)を開催。「時報史」<br>20 繊維部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』<br>21 第38回技能者養成審議会を開催。石炭鉱山における技能者養成について。技能職種、養成期間、就業可能業務、防護方法の基準、教習事項の基準を決定し、労働大臣宛答申。『監督』<br>25 機械部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』<br>30 雇用安定課長、駐留軍離職者の対策につき指示。「十年史」<br>— 昭和28年度における「職業補導の重点」。①総合職業補導所(8都県9ヶ所)の新設。②共同作業所の設置、③技能検定の実施。『年鑑』<br>— 28年度における技能行政の運営方針、①徒弟制度的弊害排除の指導と基幹的産業部門の実施促進、②中小規模事業場の共同養成の指導援助、③技能者養成指導員の選定確保、④技能者養成指導員の資質向上。『要覧』 |
| 5  | 1 技能者養成規程中改正(労働省令第3号)。昭和27年7月労働基準法中改正に伴い、鉱山における機械化の進展を背景に、石炭鉱山関係の3職種が養成職種に追加。指定職種は合計124職種となる。[4 - 3 - 21]<br>1 技能者養成規程第13条の規定に基づく教習事項に関する件中改正(労働省告示第8号)。石炭鉱山直接夫・石炭鉱山内機電夫・石炭鉱山測量夫について定める。[4 - 3 - 22]<br>2 石炭鉱山技能者養成に関する技能者養成規程の改正について、発表。「時報史」<br>8 機械部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』<br>16 ILO第4回常設農業委員会がジュネーブで開催され、「農業における職業訓練」が議論される。『ILO』<br>18 公共職業補導所英文タイプ科指導員講習会の開催。以後、各科の指導員講習会、順次開催。『年鑑』<br>20 電気機械修理科指導員要領制定諮問委員会の開催。「時報史」<br>22 アジア地域職業訓練講習会閉会式。「時報史」<br>29 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程の一部改正施行について」(基発第415号)通達。[5 - 3 - 39]<br>31 労働省、技能習得者用教科書の刊行。「工業数学ME版」(機械関係職種)。『監督』<br>— 「西独における戦後の職業訓練対策」を『ILO』に紹介。ここでは教育省の基金で「あらゆる教育及び職業訓練」に援助されると紹介。『ILO』  |
| 6  | 2 職業補導所の資材基準設定。「十年史」<br>6 労働事務次官、各都道府県知事宛、「労働教育行政について」(発勞第14号)通達。[5 - 1 - 36]<br>10 追指導員養成講習会(仕事の教え方)。「時報史」<br>15 経理事務科指導員養成講習会(20日迄)。「時報史」<br>24 神奈川県労働部長、横須賀作業所長宛「作業所作業員の加工料の額承認について」(二八職補第231号の3)通達。[5 - 2 - 31]<br>26 ILO第4回常設農業委員会が「職業訓練・年少者雇用・農地改革」をジュネーブにて開催。『ILO』   |
| 7  | 1 職業安定局、「職業訓練の現況と展望と課題」を公表。[5 - 2 - 32]<br>24 労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働主務部長宛「自動車整備士受験資格について」(補発第69号)通達。[5 - 2 - 33]<br>27 8月1日迄、職業補導課長研修会の開催。「時報史」<br>27 朝鮮戦争休戦協定調印。『年表』   |
| 8  | 4 日経連、失業対策を含む労働8原則を決定。『日経』<br>14 青年学級振興法(法律第211号)公布。<br>18 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(法律第238号)公布。<br>20 神奈川県労働部長より各職業補導所長宛「公共職業補導所補導生旅客運賃割引書の取扱について」(二八職補第187号)通達。[5 - 2 - 34]<br>24 労働省、「労働白書」を公表。『経済』<br>31 労働省、技能習得者用教科書の刊行。「工業英語ウッド・ワーカーズ・リーダー」(建設関係職種)。3月「製図基礎編」(全職種用)等。『監督』<br>31 失業保険施設として行う共同作業施設の運営要領指示。「十年史」   |
| 9  | 4 閣議、労働問題協議会の設置を決定。『年鑑』<br>8 労働省組織令中改正(政令第272号)。公企体等仲裁委員会事務局に審査課、及び中央調停委員会事務局に調整第3課の新設。<br>10 11日の2日間、日本技能者養成協会主催、第1回全国技能者養成大会開催。336技能者養成所の関係者800余名参加。表彰式、研究発表、見学等を実施。『要覧』<br>14 25日まで。第3回ILOアジア地域会議が東京で開催。昭和25年セイロンでの第2回会議にはオブザーバーとして参加。6決議中、「年少労働行政の保護と職業準備に関する決議」。『要覧』   |

|    |   |
|----|---|
|    | 19 補導所作品展即売会の開催について、発表。「要覧誌」  |
|    | 21 東京商工会議所、「労働基準法改正意見書」を発表。技能者育成関係として、危険有害業務の制限を緩和を要望 [2-56]  |
|    | 23 30日まで第5回全国職業補導展の開催。「時報史」   |
|    | 24 ILO理事会、「年少労働者の保護と職業準備に関する条約」を採択 [6-5]  |
|    | 26 技能者共同養成費補助金交付規程(労働省告示第20号)公布。[4-3-23]  |
|    | 26 技能者共同養成費補助金交付申請書の提出締め切り日(労働省告示第21号)公布。11月30日と指定する。昭和28年度では164共同養成体に対し、国庫補助金約800万円が初めて交付。昭和29年度は、財政緊縮のため交付されず。昭和31年度から再開。 |
|    | 29 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者共同養成費補助金交付規程の施行について」(基発第646号)通達。補助金交付規程の運用について指示したもの。[5-3-40]                                  |
|    | 30 労働省、技能習得者用教科書の刊行。「金属材料」(金属機械関係職種)。『監督』   |
| 10 | 1 労働省組織令中改正(政令第317号)。「労働金庫法」(法律第227号)の公布に伴い、労働金庫の監督等に関する事務は労政局労政課がの所掌することになった。  |
|    | 1 労働事務次官、各都道府県知事宛「技能者養成に関する協力方について」(発基第87号)通達。中小企業の技能者養成にたいして補助金を出すようにした事に対して協力を依頼したもの。[5-1-37]                             |
|    | 7 労政局長、各都道府県知事宛「国民一般に対する労働教育の実施について」(労発222号)通達。国民一般に対する労働教育実施要領を定める。[5-1-38]  |
|    | 7 労政局長、各都道府県知事宛「労働学校の設置及び運営について」(労発223号)通達。[5-1-39]   |
|    | 17 労働省職業安定局監督者訓練課長、「職場補導員候補者の選定について」(訓発第48号)通達。[5-4-2]  |
|    | 17 労働省職業安定局監督者訓練課長、「職場補導員研修日程について」(訓発第49号)通達。[5-4-3]  |
|    | 25 労働省職業安定局、『職業安定広報』の臨時増刊号に「職業訓練の現況と問題点」を発表。「第四章 職業訓練の体系」で「学校における職業教育」を含めて構想する。[2-57]                                       |
|    | 26 労働部長、神奈川県身体障害者公共職業補導所長宛「神奈川県身体障害者職業補導所補導手当支給要綱の改正について」(二八職補第243号)通達。[5-2-35]   |
| 11 | 5 6日迄、全国公共職業補導所長会議。「時報史」  |
|    | 6 7日迄、全国身体障害者公共職業補導所長会議(東京・北海道他八都府県)。「時報史」  |
|    | 9 10日迄、全国職業補導所長会議(広島・島根他15県)。「時報史」  |
|    | 9 次官会議、「精神薄弱児対策基本要綱」を申し合せ。「十年史」   |
|    | 11 12日迄、全国職業補導所長会議(兵庫県・石川県他15県)。「時報史」   |
|    | 13 全国職業補導展、(於大阪、至18日)。「十年史」   |
|    | 16 駐留軍労働者の大量解雇に伴う情報の蒐集、就職あっ旋等について通達。「十年史」   |
|    | 17 第39回技能者養成審議会を開催。①技能者共同養成費補助金交付について、②基幹産業における技能者養成の促進について検討審議。『監督』  |
|    | 20 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「ソ連地区からの引揚者に対する職業援護について」(職発第745号)通達。[5-1-40]   |
|    | 27 学校教育法施行規則改正。(職業指導主事制度確立)。『産業』  |
| 12 | 8 労働省、失業保険福祉施設として総合職業補導所設置の方針決定。『雇用促進事業団十年史』  |
|    | 10 『職業辞典』の発行。約34,000職業名を掲げる。『年鑑』  |
|    | 16 労働省組織規程中改正(労働省令第16号)。  |
|    | 16 駐留軍離職者の就職あっ旋について具体的方案を通達。「十年史」   |
|    | 16 「公共職業補導所修了生の技能検定実施要領」通達。『十年史』  |
|    | 31 技能者養成指導員指導書「内燃自動車工」、「洋服工」を出版。『監督』  |
|    | 31 労働省、技能者養成指導員指導書を刊行。12月「電弧溶接工」。『監督』   |
|    | 一 この年、「失業保険施設設置要綱」を定める。宮城共同作業所等8所、群馬等8職業補導所、他に29年度設置する9職業補導所を明記。(12月8日か) [5-1-41]   |

| 月 | 日  | 1954(昭和29)年  |
|---|----|--|
| 1 | 15 | 閣議、「人員整理に関する件」決定。『閣議』  |
| 2 | 18 | 東京商工会議所、「労働基準法施行規則及び女子年少者労働基準規則中改正を要する事項」を発表。規則の弾力化を要望。『東京』  |
|   | 19 | 日本商工会議所、「労働基準法施行規則の改正に関する意見」を発表。規則の緩和的要望を要請し、本法も改正するように要望。『日本』                                       |
|   | 22 | 27日まで、労働省、公共職業補導生に対し、第1回技能検定を実施。機械製図、英文タイプ、和文タイプ、木工、板金、旋盤、仕上、電気機器修理、塗装、建築の10職種。『年鑑』                  |
|   | 22 | 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成修了者に対する労働安全衛生規則第44条に定める特殊技能者の免許について」(基発第91号)通達。[5-3-41]                  |
|   | 25 | 日本経営者団体連盟、中央基準審議会に「労働基準法関係諸規則改正に関する要望」を提出。技能者養成に関しては無し。「女子年少者労働基準規則関係」を同記。『日経』                       |
|   | 27 | 労働大臣、技能者養成審議会宛「技能者養成規程改正案要綱」を諮問。[2-58]   |
| 3 | 1  | 第40回技能者養成審議会を開催。「技能者養成規程改正案要綱案」につき審議。『監督』  |
|   | 5  | 労働省、青少年のための「職業指導指針」作成。『十年史』  |
|   | 8  | 第41回技能者養成審議会を開催。「技能者養成規程改正案要綱案」を審議。3.26.要綱案の審議を終わり、答申案作成のため、小委員会を設置。『年鑑』                             |
|   | 16 | 労働省組織規程中改正(労働省令第3号)。大臣官房に3名の参事官を置き、安全衛生研究所の課を再編。   |
|   | 26 | 第42回技能者養成審議会を開催。「時報史」  |
|   | 29 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共職業補導所におけるラジオ聴取料の免除について」(職発第170号)通達。ラジオ聴取料が免除されることを通知したもの。[5-2-36]               |
|   | 31 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共職業補導所修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について」(職発第178号)通達。「公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対する労働安全衛生規則第4百條但書 |

|   |  |
|---|--|
|   | の規定の適用について」（基発第 159 号）通達」について、試験が免除されることとなった事について指示したもの。[5-2-37]   |
| 4 | <p>5 技能者養成審議会小委員会を開催。3 月 8 日の設置決定による、「技能者養成規程改正案要綱」審議に基づき答申案作成のための委員会。『要覧』</p> <p>7 新規学校卒業者の就職後の補導について通達。「十年史」</p> <p>9 労働部長より横須賀共同作業所長宛「業務運営状況報告について業務運営状況報告について」（29 職補第 101 号）通達。[5-2-38]</p> <p>10 神奈川県労働部長、自動車整備平塚相模原公共職業補導所長宛「公共職業補導所修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について」（二九職補第 91 号）通達。[5-2-39]</p> <p>13 失業保険事業を実施するため啓成会総合職業補導所を設置（労働省告示第 20 号）。総合職業補導所の第 1 号。[3-46]</p> <p>14 総合職業補導所の組織について通達。「十年史」</p> <p>16 技能者養成審議会、「技能者養成規程改正に関する答申」。単独法制定の要望。[2-59]</p> <p>16 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「公共職業補導所補導生の災害補償について」（職発第 210 号）通達。[5-2-40]</p> <p>22 公共職業補導所を修了する補導生の技能検定について発表。「時報史」</p> <p>22 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「身体障害者公共職業補導所補導生補導記録について」（職発 231 号）通達。[5-2-41]</p> <p>30 中央労働基準審議会、労働大臣宛「労働基準法施行規則及び女子年少者労働基準規則の改正に関する答申」。技能者養成関係については言及なし。『時報』</p> <p>— 昭和 29 年度における職業補導。(1)技能者養成との連携強化、(2)総合職業補導所の拡充、(3)夜間職業補導の実施、(4)技能検定の実施。『年鑑』</p> <p>— 昭和 29 年度における技能者養成の「行政運営方針」。(1)基幹産業における養成促進、(2)中小企業における養成促進、(3)関係機関との提携、(4)指導員の資質向上、(5)徒弟制度の弊害排除。『要覧』</p>  |
| 5 | <p>7 失業保険施設として行う労働者簡易福利施設設置要綱決定。『年鑑』</p> <p>12 第 24 回中央職業安定審議会開催（無料職業紹介事業の許可について）。「十年史」</p> <p>20 労働者の福利施設、職業補導施設の増設について、発表。「時報史」</p> <p>31 職業補導の定義。「職業補導」とは、「技能の種類と程度を原因とする労務の需要と供給の不結合を解決するため職業に就こうとする労働者に対し特定の知識と技能を授けてその就職を促進し、他面これらの技能労働者を要求する産業に対しては必要な労働力を充足することを目的として行われる職業訓練をいう」。『年鑑』</p>   |
| 6 | <p>5 沼津総合職業補導所の設置（労働省告示第 29 号）。</p> <p>15 江東総合職業補導所の設置（労働省告示第 30 号）。</p> <p>15 神奈川県労働部長、各職業補導所長宛「神奈川県職業補導所補導生の災害補償について」（二九職補第 102 号）通達。[5-2-42]</p> <p>18 技能者養成規程の制定について、新聞発表。「時報史」</p> <p>19 女子年少者労働基準規則改正（労働省令第 13 号）。</p> <p>19 技能者養成規程の全部改正（労働省令第 14 号）。①公共職業補導所の指導員に技能者養成指導員の資格を付与②公共職業補導所の訓練受講者が技能者養成工になる場合、一部教習事項の免除、③教習事項の一部免除を受けた公共職業補導所修了生の労働契約期間の短縮、④技能者養成指導員資格検定規則（昭 24 令 31 号）の廃止 [4-3-24]</p> <p>29 「労働基準法施行規則の一部を改正する省令、女子年少者労働基準規則、技能者養成規程等の施行について」（基発第 355 号）通達。[5-3-42]</p>  |
| 7 | <p>1 技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する省令（省令第 15 号）公布。昭 25.1.15.令 4 号の全部改正。[4-3-25]</p> <p>1 技能者養成規程第 14 条の規定に基づき、教習事項の基準を定める件（労働省告示 33 号）。昭和 26 年告示第 9 号の教習内容は変わらず新設&amp;廃止。[4-3-26]</p> <p>1 技能者養成指導員の検定の学科及び実技の規程（労働省告示 34 号）公布。[4-3-27]</p> <p>1 共同作業所の設置（労働省告示第 35 号）。宮城、愛知共同作業所の設置。[3-47]</p> <p>2 労働省、「労働白書」の発表（潜在失業者の増加を警告）。『経済』</p> <p>2 労働省労働基準局長、「技能者養成教習指導について」（基発第 364 号）通達。[5-3-43]</p> <p>6 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛、「技能者養成と職業補導との提携協力について」（基発第 373 号・職発第 386 号）通達。「公共職業補導所修了生の技能者養成認可について」を添付。[5-3-44]</p> <p>7 職業補導研究発表全国大会。『年鑑』</p> <p>8 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「公共職業補導所補導生の災害補償について」（職発第 210 号の 1）通達。[5-2-43]</p> <p>8 労働省労働基準局長「技能者養成規程別表第二に定める養成職種に関する学科の判定について」（基発第 378 号）通達。[5-3-45]</p> <p>9 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「公共職業補導所修了生の技能者養成認可について」（基発第 385）通達。[5-2-44]</p> <p>17 労働省、公共職業補導生技能検定実施要領を指示。『年鑑』</p> <p>17 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「技能者養成制度との連携に伴う職業補導事業の運営について」（職発第 413 号）通達。[5-2-45]</p> <p>18 次官会議、「労働対策連絡協議会」の設置を決定。『行政三』</p> <p>20 閣議、「海外移住に関する事務調整について」を決定。農業移住者の募集・選考・訓練、現地技術調査—外務、農林共管。海外移住に関する事務の実施—日本海外協会連合会（海協連）。『閣議』</p> <p>21 神奈川県労働部長、公共職業安定所長宛「補導生に対する失業の認定について」（二九失第 259 号）通達。[5-2-46]</p> |
| 8 | <p>1 技能者養成審議会委員の改選。公益代表：桐原葆見（労働科学研究所所長）、倉橋定（学校法人学習院常務理事）、伏見三郎（都立武蔵工業高校長）、黒沢清（横浜国大経済学部教授）、大内経雄（立大文学部教授）。労働者代表：斎藤鉄郎（国鉄労組大宮工場調査課）、進藤寅雄（東芝鶴見工場労組執行委員長）、幸田孝（日本</p>  |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>光学従業員組合復委員長)、漆原光圀(日本口労事務局長)、花里泰明(日本鉄鋳産業労組連合会書記長)。使用者代表:加藤威雄(三菱電機生産技術部長兼調査部長)、中島英信(中小企業研究所長)、児玉寛一(日立製作所勤労部長)、氷室吉平(日経連理事)、作田力三(高圧鋳物(株)社長)。会長:桐原。『監督』</p> <p>2 大阪共同作業所の設置(労働省告示第42号)。</p> <p>3 閣議、「公共事業による失業者吸収措置の強化について」決定。失業者特別指導訓練現場が設置される。[2-60]</p> <p>5 職業指導の定義、目的、要領等について指針作成。「十年史」</p> <p>6 広島総合職業補導所の設置(労働省告示第43号)。</p> <p>9 14日まで第2回職業補導生技能検定の実施。製図、英文タイプ等11職種2,176人受験。合格率95%。『要覧』</p> <p>10 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共職業補導所における追指導の強化について」(職発453号)通達。6ヶ月の補導期間のものについては、6ヶ月を追補導とし、①通信による補導、②指導員の巡回、③スクーリング、④レポート提出、⑤補習生制度等の利用で再訓練等を指示。[5-2-47]</p> <p>21 駐留軍関係労務者の大量解雇に伴い就職対策を強化。『年鑑』</p> <p>25 千葉総合職業補導所の設置(労働省告示第44号)。</p> <p>25 関係省庁次官又は次長、各都道府県知事・関係出先機関宛「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」(閣議決定実施細目)(発職第102号)通達。閣議決定に基づき詳細について指示した。[5-1-42]</p> <p>25 職業安定局長、「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」(職発第473号)通達。公共事業等に対する「失業者吸収強化措置要領」を定む。[5-1-43]</p> <p>31 労働省職業安定局職業補導課長、各都道府県労働主務部長宛「公共職業補導所補導生に対する旅客運賃の学生割引適用について」(補発第57号)通達。6ヶ月の職業補導生に学生割引の適用に関する日本国有鉄道運賃日の取扱について指示したもの。[5-2-48]</p> |
| 9  | <p>3 孤児片親児に対する職業援護強化。「十年史」</p> <p>6 香川総合職業補導所設置(労働省告示第46号)。</p> <p>6 中共地区引揚者に対する職業援護強化を指示。「十年史」</p> <p>6 身体障害者の職業更生週間(12日迄)。「時報史」</p> <p>10 11日迄、日本技能者養成協会、第1回全国技能者養成大会を開催。1)336養成関係団体の800余名が参加。一橋講堂。2)目的、関係団体の相互協力、技能者育成の社会的認識の拡大。『監督』</p> <p>13 みなと寮・名古屋港設置(労働省告示第47号)。</p> <p>18 第6回全国職業補導展(於東京)、11月12~17日:大阪。「時報史」</p> <p>21 全国職業補導所長会議開催。「時報史」</p> <p>22 神奈川県労働部長、各公共職業補導所長宛「公共職業補導所補導生に対する身分証明書の発行について」(二九職補第261号)通達。[5-2-49]</p> <p>25 群馬総合職業補導所の設置(労働省告示第49号)。</p> <p>25 労働省職業安定局、「失業者特別指導訓練実施要領」を定め、期間2ヶ月で土木作業、ほ装作業、コンクリート作業、石割作業等に関する訓練を指示。『年鑑』</p> <p>27 職業安定局長「簡易職業紹介業務取扱要領」を通達。[5-1-44]</p> <p>28 失業対策審議会、内閣総理大臣宛「当面の雇用、失業対策に関する意見書」を提出。炭鋳地区失業者に職業補導を行い職業転換の推進の必要性等を述べる。「特別失業対策事業」を提案。[2-61]</p>  |
| 10 | <p>1 岐阜総合職業補導所の設置(労働省告示第51号)。</p> <p>5 閣議、「炭鋳失業者緊急対策としての鉱害復旧事業の繰り上げ追加施行について」を決定。[2-62]</p> <p>13 労働部長、各公共職業補導所長宛「生活指導要領の送付について」(二九職補第279号)通達。[5-2-50]</p> <p>14 教育課程審議会、高等学校教育課程改訂について答申。大幅な科目選択制を改め、生徒の進路と特性に応じた類型を作るなど。『百年史』</p> <p>18 理科教育審議会、「中学校職業・家庭科の改善」について答申。『百年史』</p> <p>20 労働大臣が定める無技能者についての失業者吸収率を70%とする区域及び事業を定める件(労働省告示第52号)公布。</p> <p>20 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「夜間職業補導の実施について」(職発第609号)通達。[5-2-51]</p>  |
| 11 | <p>10 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「夜間職業補導における訓練方法について」(職発第665号)通達。[5-2-52]</p> <p>12 18日迄、全国公共職業補導所作品展示即売会(大阪十合百貨店)。「時報史」</p> <p>12 労働省、「孤児・母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱」通達。昭和30年3月10日通達の別紙。[2-63]</p> <p>13 日本商工会議所、「労働基準法改正に関する意見」を発表。理想主義になり、現実の判断を誤るとしての改正意見。「技能者養成上の観点から年少者の危険有害業務についての就業制限を緩和すること」を要望。『日本』</p>  |
| 12 | <p>1 労働・文部事務次官、各都道府県知事・各大学学長宛「新規大学卒業者の就職促進について」(発職第147号・国大第230号)通達。[5-1-45]</p> <p>2 夜間職業補導の開始。これは昭和27年の行政整理に対処して行われた「臨時補導」と並んで、「早期就職促進のための短期的な補導」。『年鑑』</p> <p>8 技能者養成専門審議会の開催。繊維部会外4部会、延13回開催。技能検定について1954.12.10。『監督』</p> <p>8 東京商工会議所、「技能者共同養成機関の助成方に関する要望」を発表。[2-64]</p> <p>10 技能者養成専門審議会。「要覧誌」</p> <p>18 失業対策事業における特別事業の実施。「十年史」</p> <p>23 日経連、「当面教育制度改善に関する要望」を発表。法文系偏重の打破、専門教育の充実、6年制専科大学の設置。『日経』</p> <p>31 労働省職業安定局、『職業補導基準(技能標準・教程基準)-6か月・1年-』を刊行。4か月1、6か月18、7か月1、1か年34、計54職種の改訂教程基準を掲げる。『戦後』</p>  |

| 月 | 日  | 1955(昭和30)年                 |
|---|----|-----------------------------|
| 1 | 11 | 真駒内総合職業補導所の設置(労働省告示第2号)。    |
|   | 25 | 新規学校卒業者のための「職業講話集」を作成。「十年史」 |
|   | 28 | 神奈川・兵庫共同作業所の設置(労働省告示第3号)。   |

|   |    |  |
|---|----|--|
| 2 | 14 | (財)日本生産性本部の設立。会長石坂泰三。『年表』  |
|   | 14 | 第3回職業補導生技能検定の実施(至19日)。「十年史」  |
|   | 15 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「学校学生生徒旅客運賃割引証の取扱いについて」(職発第209号)通達。国鉄営業局長からの通知を案内。[5-2-53]           |
|   | 18 | 東京商工会議所、「技能者養成教育の振興に関する意見」を発表。[2-65]   |
|   | 19 | 愛知総合職業補導所の設置(労告示第5号)。  |
|   | 21 | 労働部長、各公共職業補導所長宛「補導生用学校学生生徒旅客運賃割引書の取扱いについて」(三〇職補第36号)通達。[5-2-54]                        |
| 3 | 2  | 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「公共職業補導所理容科並びに美容科に通信課程併設について」(職収第1749号の2)通達。[5-2-55]                  |
|   | 10 | 労働部長、各公共職業安定所長宛「孤児・母子家庭児童等に対する就職援護の実施について」(三〇職安第一四九号)通達。[5-1-46]                       |
|   | 19 | 日本経営者団体連盟、「技能者養成機関の助成に関する要望」を労働大臣に提出。[2-66]  |
|   | 25 | 内閣総理大臣、失業対策審議会宛「今後の雇用・失業対策について」諮問第3号。『年鑑』  |
|   | 26 | 「精神薄弱者の職業実態調査」、「身体障害者職業一覧表」作成。「十年史」  |
|   | 30 | 「身体障害者の職業問題」を作成。「十年史」  |
| 4 | 1  | 労働省組織規程の一部を改正する省令(労働省令第8号)。地方労働基準局の事務分掌の改定。[3-48]                                      |
|   | 1  | 労働大臣と神奈川県知事、総合職業補導所の運営に関し「委託契約書」を交わす。[5-2-56]  |
|   | 1  | 昭和30年度に於ける職業安定行政の重点。職業補導の拡充強化。内職公共職業補導所、家事サービス公共職業補導所の設置等。『時報』                         |
|   | 5  | 失業対策審議会、内閣総理大臣宛答申第4号。労働力の適応性の向上のために、職業補導の拡充等を答申。[2-67]                                 |
|   | 11 | 失業保険福利施設として総合職業補導所、共同作業所の設置(労働省告示第13号)。従来の個別設置告示を統合化する。[3-49]                          |
|   | 15 | 神奈川県総合職業補導所規則(神奈川県規則第34号)。[5-2-57]   |
|   | 18 | 『官報』記事訂正。4月11日労働省告示第13号中、「直駒内」は「真駒内」の誤植である。  |
|   | 18 | 労働部長、「補導生、共同作業所員に対する労務加配米の配給要領について」各所長宛(三〇職補第103号)通達。[5-1-47]                          |
|   | 20 | 労働部長、各(施設)長宛「補導生指導記録について」(三〇職補第14号2)通達。[5-2-58]  |
|   | —  | 失業対策審議会、「日本における雇用と失業に関する報告書の結び」を発表。将来の労働力需要に合わせた学校教育も考慮した職業補導と失業者の再訓練等を改善すべき等を述べる。『雇用』 |
|   | —  | 『公民』(雇用問題研究会)が『公民の話』に変わり新たに発行される。昭和27年9月の『職業補導提要』の基準に従った内容で、編者も一新される。「労働者の職業技術教育の課題」   |
| 5 | 1  | 「生産性向上と職業訓練」を『労働時報』に掲載。職業訓練は企業内訓練と企業外訓練に大別され、企業外訓練に学校教育、公共職業補導が入る、とする。                 |
|   | 2  | 神奈川県公共職業補導所設置規程中改正(神奈川県告示第330号)。川崎公共職業補導所製図科補導期間の1個年への延長等を告示。                          |
|   | 2  | 労働省、『官報』に「生産性向上と職業訓練」を掲載する。「生産性向上の必要性」、「職業訓練のいろいろ」、「就職を容易にする」、「300ヶ所の職業補導所」のタイトルで解説。   |
|   | 20 | 閣議、「海外移住に関する関係各省の事務調整について」を了解。労働省、雇用移民の登録、あっせん、技術補導及び募集に関する事務『行政三』                     |
|   | 24 | 閣議、「石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について」を決定。[2-68]   |
| 6 | 1  | 失業保険施設設置の一部を改正する告示(労働省告示第18号)。長野総合職業補導所の追加等の改正。[3-50]                                  |
|   | 6  | 「労働省編一般職業適性検査(第二)」を制定、その取扱要領を通達。「十年史」  |
|   | 7  | TW I「訓練計画の進め方」の訓練に関する技術援助実施要領通達。「十年史」  |
|   | 7  | 神奈川県知事、労働省職業安定局長宛「神奈川県身体障害者公共職業補導所の経営について」(三〇職補第151号)通達。[5-2-59]                       |
|   | 10 | 職業安定法施行規則の一部改正(労働省告示第19号)。生菓子製造を加える。[4-1-13]   |
|   | 15 | 労働省職業安定局、『体育科指導要領』を発行。B5版、30頁。NHKラジオ体操担当紅林武男氏執筆。「時報史」                                  |
|   | 16 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「体育科指導要綱の制定について」(職発第736号)通達。[5-2-60]                                 |
|   | 22 | ILO、「身体障害者の職業更生に関する勧告」(第99号)を採択。『要覧』   |
|   | 27 | 教育課程審議会、「高等学校職業課程における教育課程について」答申。『産業』  |
|   | 28 | 神奈川県労働部長より各職業補導所所長宛「補導所入所、修了、就職状況調査について」(三〇職補第166号)通達。[5-2-61]                         |
|   | 30 | 失業保険施設設置の件の一部を改正する告示(労働省告示第22号)。真駒内を北海道に改称。  |
|   | —  | 特別失業対策事業の実施。比較的労働能力の高い失業者に高度の事業効果を追求する事業で東京等9都市に出していた「特別事業」を整備した失業対策。『雇用』              |
| 7 | 4  | 労働省設置法中改正(法律第50号)。職業安定局に失業対策部を設置。施行昭和30年8月1日。  |
|   | 4  | 神奈川県労働部長、「昭和30年度事業計画について」各公共職業補導所長・各共同作業所長宛(三〇職補第171号)通達。[5-2-62]                      |
|   | 6  | 内閣総理大臣、経済審議会宛「経済自立と完全雇用のための長期経済計画」を諮問。『年鑑』   |
|   | 11 | 総理府に海外移住審議会を設置。『行政三』   |
|   | 15 | 神奈川県職業補導課長、神奈川共同作業所長宛「共同作業所月報の提出について」(三〇職補代91号)通達。[5-1-48]                             |
|   | 18 | 昭和30年分の技能者共同養成費補助金交付申請書の提出期限を定める告示(労告23号)。9月15日と定める。                                   |
|   | 26 | 労働・建設・運輸次官、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」(発職第89号)通達。[5-1-49]                                |
|   | 29 | けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法(法律第91号)公布。附則22項による労働省設置法中改正(法第91号)。施行昭和30年9月1日。                 |
|   | 30 | 労働省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第143号)。職業安定局失業対策部の設                                     |



|    |   |
|----|---|
|    | 置、8月1日開設。   |
| 30 | 労働省組織令の一部を改正する政令（政令第144号）。従来の失業対策課を廃止し失業対策部に企画・業務課を設置。雇用安定課に移民係、職業補導課に移民関係事務を追加。施行8月1日。[3-51]   |
| 31 | 労働大臣官房総務課、「総合職業補導所の運営要領」を起案。[5-2-63]  |
| —  | 日本産業訓練協会設立される。『TWI』の指導・支援活動等を行う。『TWI』   |
| 8  | 2 労働省、29年度「労働白書」を発表。緊縮政策によって、雇用の悪化、失業の増大がおり、これらが当面の重要な問題だと指摘。『経済』   |
| 5  | 失業保険法中改正（法律第132号）。第27条の2規定の付加により、総合職業補導所・共同作業所が法的根拠を持つことになった。附則14項による労働省設置法中改正 [3-52]   |
| 5  | 閣議、「特需等対策連絡会議の設置について」を了解。昭和33年5月01日の「駐留軍離職者等臨時措置法」による駐留軍離職者等対策協議会の設置により廃止 [2-69]  |
| 5  | 神奈川県知事、労働大臣宛「神奈川総合職業補導所経営委託費配布申請書」（三〇職補第198号の2）提出。[5-2-64]  |
| 8  | 閣議、臨時労働基準法調査会の設置を決定。『監督』  |
| 10 | 石炭合理化臨時措置法（法律第156号）公布。  |
| 10 | 家事サービス職業補導施設設置要綱・内職職業補導施設設置要綱制定。「十年史」   |
| 10 | 石炭鉱業合理化臨時措置法（法律第156号）公布。昭和30年9月1日から5カ年の時限立法。低能率炭鉱の買上、堅抗開発、抗口整理等の合理化。  |
| 12 | 職業安定局長、都道府県知事宛「簡易職業紹介業務の実施運営について」（職発893号）通達。簡易職業紹介業務取扱要領を定む。定食までの暫定的職のための職業紹介について指示した。『年鑑』  |
| 16 | 労働・外務次官、各都道府県知事・日本海外協会連合会会長宛「雇用移民の取扱について」（発職第109号）通達。海外へ移住する労働者の移民事務について定めた。『行政三』   |
| 17 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「体力検定の実施について」（職発第913号）通達。体力検定実施要領を定む。[5-1-50]   |
| 22 | 第4回職業補導生技能検定の実施（至27日）。「十年史」   |
| 27 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（法律第179号）公布。技能者共同養成補助金交付についても適用。  |
| 30 | 労働省、「駐留軍労務者の大量解雇に伴う就業対策について」を通達。『行政三』   |
| 9  | 5 失業保険福祉施設の設置（労働省告示第32号）制定。総合職業補導所、宿泊所と共同作業所を「福祉施設」として統一する。[3-53]   |
| 7  | 特需対策連絡会議、駐留軍労務者の失業対策を協議。「十年史」   |
| 7  | 内閣総理大臣、失業対策審議会宛「当面の失業対策について諮問（諮問第4号）。『年鑑』   |
| 9  | 神奈川県労働部長、各公共職業補導所長宛「職業補導所補導生の災害補償について」（三〇職補第225号）通達。[5-2-65]  |
| 12 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「失業者特別指導訓練の実施の推進について」（職発第1,022号）通達。失業者特別指導訓練実施要領を定める。[5-1-51]   |
| 14 | 技能者養成専門審議会の開催、建設部門。「時報史」  |
| 21 | 日本商工会議所、「労働基準法改正に関する意見」を発表。改正検討中の労働基準法への意見を発表。この中で、「技能者養成関係」として、「技能者養成については、生産性向上の観点から、別途単独法を制定して、その積極的な助長を図ること。（法律第70条乃至74条）を要望。『日本』 |
| 23 | 技能者養成専門審議会の開催、機械部門。「時報史」  |
| 26 | 労働省労働基準局長「技能者養成指導員研修について」（基発第605号）通達。[5-3-46]   |
| 27 | 労働部長、各公共職業補導所長宛「入所、修了式等次第について」（三〇職補第244号）通達。[5-2-66]  |
| 10 | 7 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「作業指導票の作成利用について」（職発第1,092号）通達。[5-2-67]  |
| 15 | ILO、日本駐在員事務所をILO東京支局に拡充。『要覧』  |
| 17 | 企業整備による人員整理の際身体障害者が不利とならないよう、雇用主の理解と協力を求め、職場確保に努めるよう通達。「十年史」  |
| 21 | 「中学校職業・家庭科の学習指導要領の改訂」について通達。『百年史』   |
| 26 | 働く年少者の保護運動について発表。「時報史」  |
| 28 | アジア地域職業訓練技術会議（於ラングーン、至12・8日）。「十年史」  |
| 11 | 11 第7回全国職業補導展開催（於大阪、至16日）。「十年史」   |
| 16 | 神奈川県労働部長、各職業補導所長宛「職業補導所補導生の災害補償について」（三〇職補225の2号）通達。[5-2-68]   |
| 17 | 全国職業補導所長会議。「十年史」  |
| 18 | 全国身体障害者公共職業補導所長会議。「十年史」   |
| 22 | 技能者養成専門審議会の開催。「時報史」   |
| 12 | 1 労働省職業安定局監督者訓練課、『TWI研究』誌に「新しい管理者訓練について」を発表。「問題解決法」はTWI訓練についての「追指導方法」とも言えると紹介。  |
| 5  | 労働省、『職業の手引』を印刷刊行。職業経験のない者が就職できる101職業を解説。都道府県公共職業安定所に配布。『行政三』  |
| 5  | 文部省、『高等学校学習指導要領』（一般編）発行。昭和31年度から実施。「試案」の文字が消え、コース制度を採用。『百年史』  |
| 8  | ILO東京支局開局。「十年史」   |
| 9  | 技能者養成専門審議会の開催。「時報史」   |
| 9  | 労働省職業安定局長・中小企業庁長官、各都道府県知事・中小企業団体連盟会長宛「昭和30年度新規大学卒業者の就職促進について」（職発第1307号企庁5,521号）通達。[5-1-52]  |
| 14 | 技能者養成専門審議会（金属）。「時報史」  |
| 16 | 技能者養成専門審議会（機械工芸）。「時報史」  |
| 20 | 技能者養成専門審議会（工芸部門）。「時報史」  |

|    |   |
|----|---|
| 21 | 失業対策審議会、内閣総理大臣宛第5号答申。昭和31年度以降、「臨時就労対策事業」を創設、従来の「失業対策的公共事業は打ち切り、生活保護制度対策、新規学校卒業者対策、中小企業対策等を答申する。『年鑑』 |
| 23 | 閣議、「経済自立5ヶ年計画」を決定。初めて「完全雇用の達成」を目標に設定。職業補導を「産業の要請する優秀な技能労働者の育成に位置付ける。[2-70]                          |
| 26 | 東京商工会議所、「労働基準法改正に関する意見」を労働大臣宛建議。基準を実情に合わせる事、18歳以下の就業規則の緩和を建議。『東京』                                   |
| 27 | 閣議、「審議会等の整理に関する件」を決定。失業保険審査会等の整理統合が行われる。『閣議』  |
| 31 | 技能者養成指導員指導書の刊行、石炭坑内直接夫、鉄工、製かん工、木型工、造船ぎ装工、石炭坑内機電夫、ガス溶接工、洋裁工、陶工、印刷工。『監督』                              |
| 31 | 30年度：技能者養成指導員指導書の刊行。機械工、機械組立工、機械工作法、仕上作業法、機械製図、通信機組立工、合成樹脂工、左官。『監督』                                 |
| —  | 下期より、輸出船ブーム始まる<神武景気>(～57年上期)。『年表』   |

| 月 | 日  | 1956(昭和31)年   |
|---|----|---|
| 1 | 12 | 中央青少年問題協議会、「定時制高等学校に学ぶ働く青少年の教育保護福祉対策要綱」を決定。[2-71]   |
|   | 13 | 技能者共同養成費補助金交付規程改正(労働省告示第2号)。昭和30年8月27日補助金法(法律第179号)の公布に伴う改正。[4-3-28]  |
|   | 13 | 昭和30年度分技能者共同養成費補助金に係る状況報告書の提出期限を定める件(労働省告示第3号)。1月13日と定める。   |
|   | 13 | 神奈川県労働部長より職業補導所長宛「職業補導所修了生名簿の提出について」(三一職補第11号)通達。[5-2-69]   |
|   | 27 | 技能者養成専門審議会の開催(機械部門)。「時報史」   |
| 2 | 1  | 技能者養成審議会委員の任命辞令。公益代表：桐原葆見(労研所長)、倉橋定(学習院常務理事)、伏見三郎(大召工場支部執行委員長)、黒沢清(横浜国大教授)、大内経雄(立大文学部教授)。労働代表：齋藤鉄郎(国鉄労組大工場支部執行委員長)、進藤寅雄(東芝鶴見工場工具課)、幸田孝(日本光学機械部)、漆原光国(日本炭労務局長)、花里康明(日本鉄鋼業産業労組連合会副委員長)。使用者代表：加藤威雄(三菱電機(株)取締役生産技術部長)、中島英信(中小企業研究所長)、児玉寛一(日立製作所取締役勤務部長)、高戸三六(三井造船取締役玉野造船所所長代理)、中山三郎(日経連理事教育部長)。1956. 3. 13. 第45回総会選挙により会長桐原、会長代理倉橋。『監督』 |
|   | 1  | 技能者養成専門審議会の開催、金属部門。『要覧』   |
|   | 3  | 閣議、「特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について」を了解。[2-72]   |
|   | 3  | 労働省職業安定局長・調達庁労務部長、各都道府県知事宛「駐留軍及び国連軍労務被解雇者の就業対策について」(職発第105号・調労発第142号)通達。[5-1-53]  |
|   | 10 | 技能者養成専門審議会(機械部門)。「時報史」  |
|   | 13 | 第5回職業補導生技能検定実施(至18日)。「十年史」  |
|   | 13 | 労働省職業安定局長、都道府県知事宛「総合職業補導所自動車整備科修了生の自動車整備士技能検定試験受験資格について」(収第147号)通達。[5-2-70]   |
|   | 17 | 技能者養成専門審議会。「時報史」  |
|   | 20 | 身体障害者公共職業補導所の入所選考基準制定。「十年史」   |
|   | 28 | 駐留軍等離職者の応急就業対策の樹立について通達。「十年史」   |
| 3 | 5  | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「両親または片親を欠く児童等の職業紹介の強化について」(職発第303号)通達。『年鑑』   |
|   | 8  | 技能者養成専門審議会。「時報史」  |
|   | 9  | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「夜間職業補導基準の制定について」(職発第322号)通達。[時報誌]  |
|   | 13 | 第45回技能者養成専門審議会の開催。1)技能者養成一般について審議、2)1956. 2. 1. 委員改選に伴い会長、会長代理の選挙、会長：桐原葆見、会長代理：倉橋定。『要覧』   |
|   | 13 | 技能者養成審議会の開催。「要覧誌」   |
|   | 15 | 全国職業補導所長会議開催。「十年史」  |
|   | 15 | 技能者養成審議会の開催。「時報史」   |
|   | 17 | 「受刑者職業訓練規則」(法務大臣訓令：矯正甲第268号)公布。受刑者に対する技能の習得・向上のための職業訓練を適正、組織的に実施するため訓練の内容方法等の規則を定めた。  |
|   | 19 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和31年度職業補導事業について」(職発第360号)通達。『要覧』  |
|   | 20 | 技能者養成審議会の開催。「時報史」   |
|   | 27 | 労働・厚生・農林・運輸・建設次官、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」(発職第41号)通達。『年鑑』   |
|   | 27 | 労働省職業安定局長・厚生省公衆衛生局長・林野庁長官・運輸省港湾局長・建設省計画・河川・道路局長、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」(職発第392号)通達。『年鑑』   |
|   | 30 | 労働省職業安定局長より各都道府県知事宛「補導所入所、修了、就職状況調査について」(一部改正)(職発第463号)通達。[5-2-71]  |
|   | 31 | 労働省組織令の一部を改正する政令(政令第70号)。給与課と技能課を福利課に統合。[3-54]  |
| 4 | 1  | 職業安定局、『労働時報』誌に「総合職業補導所について」を寄稿。都道府県の中心施設と記す。  |
|   | 1  | 口頭職業技能検査、検討開始。「十年史」   |
|   | 2  | 神奈川県労働部長より各職業補導所長宛「職業補導用教科書の取扱について」(三一職発第84号)通達。[5-2-72]  |
|   | 4  | 「労働省組織令及び労働省組織規程の一部改正について」(発総第9号)。『要覧』  |
|   | 5  | 労働次官、各都道府県知事宛「臨時就労対策事業の実施について」(職発第44号)。「要覧誌」  |
|   | 7  | 労働部長、共同作業所長宛「神奈川県共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱の制定について」(三一職補第87号)通達。[5-1-54]   |
|   | 13 | 労働省設置法等の一部を改正する法律(法律第68号)制定。労働基準局の労災補償課を廃止し、労災補償部を新設、本省附属機関として労働衛生研究所を設置。   |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>21 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業補導用代用教科書の指定について」(職発第 463 号) 通達。[5-2-73]</p> <p>24 簡易家事サービス職業補導施設々置要綱制定。「十年史」</p> <p>24 閣議、「呉地区国連軍引揚に伴う対策について」を了解。単なる離職者対策ではなく総合的な雇用失業対策の確立。[2-73]</p> <p>24 神奈川県労働部長、職業補導所長宛「補導生用労務加配用普通外米の配給割り当て要領について」(三一職発第 105 号) 通達。[5-2-74]</p> <p>26 神奈川県労働部長、職業補導所長宛「職業補導所の実習並びに実習製作品処理要綱について」(三一職発第 108 号) 通達。[5-2-75]</p> <p>26 神奈川県労働部長、(各施設長) 宛「予算経理状況報告について」(三一職発第 109 号) 通達。[5-2-76]</p> <p>28 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「体力検査実施要領の一部改訂について」(職発第 486 号) 通達。体力検査要領の一部改訂。握力測定項目の追加。[5-1-55]</p> <p>30 ILO 第 6 回鍛工委員会が 5 月 11 日迄イスタンブールで開催され、「労働力募集と職業訓練」が議論された。『ILO』</p> <p>一 島根、岡山総合職業補導所開設。『事業』</p> |
| 5  | <p>9 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「駐留軍及び国連軍関係離職者の就業対策について」(職発第 528 号) 通達。[5-1-56]</p> <p>10 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「身体障害者公共職業補導所補導生補導記録の一部改正について」(職発第 530 号) 通達。[5-2-77]</p> <p>11 労働部長、共同作業所所長宛「神奈川県共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱の実施について」通達。(三一職補第 121 号) [5-2-78]</p> <p>11 労働部長、「神奈川県身体障害者職業補導所における実習収入金の分割後納制の承認について」(三一職発第 121 号の 2) 通達。[5-2-79]</p> <p>17 完全失業者、106 万人。『行政二』</p> <p>21 公共企業体等労働関係法中改正(法律第 108 号) 公布。附則 23 項により労働省設置法中改正。公共企業体等仲裁委員会と調停委員会は公共企業体等労働委員会に統合。</p> <p>24 労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「特別失業対策事業又は臨時就労対策事業に使用される日雇労働者に対する労働基準法律第 20 条の適用について(基発第 324 号) 通達。『時報』</p>   |
| 6  | <p>4 労働保険審査官及び労働保険審査会法(法律第 126 号) 公布。附則 4 項により労働省設置法中改正。失業保険審査会設置。</p> <p>5 政府調査団、「呉地区国連軍引揚に伴う対策について」閣議報告。離職者の就業のため補導施設の新設・拡充の措置等を報告。『年鑑』</p> <p>14 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「駐留軍及び石炭山関係離職者の就職促進について」(職発第 690 号) 通達。[5-1-57]</p> <p>26 ILO 第 39 回総会、「農業における職業訓練に関する勧告」(第 101 号) を採択。[6-6]</p> <p>27 労働省職業安定局長・調停庁労務部長、各都道府県知事宛「駐留軍及び国連軍関係離職者対策本部の設置について」(職発第 737 号・調発第 1043 号) 通達。『年鑑』</p>  |
| 7  | <p>12 労働省、30 年度「労働白書」を公表。『経済』</p> <p>13 技能度測定口頭試問作成委員会発足。「十年史」</p> <p>17 経済企画庁、経済白書(日本経済の成長と近代化)を公表。(技術革新による発展を強調。「もはや戦後ではない」が流行)『年表』</p> <p>18 炭鉱労働者を西炭炭鉱へ客員労働者として技術習得のため 500 名以内派遣することの合意文書成立。「十年史」</p> <p>27 労働省組織令中改正(政令第 246 号)。労災補償部の課として、管理・補償の 2 課を設置。</p> <p>27 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(政令第 248 号) 公布。附則 7 項による労働省組織規程中改正。</p> <p>27 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「公共職業補導所台帳の整備について」(職発第 825 号) 通達。[5-2-80]</p> <p>27 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能養成工にして定時制高校生徒たる者にかかる技能者養成の教習事項の取扱について」(基発第 504 号) 通達。[5-3-47]</p> <p>31 公共企業体等労働関係施行令(政令第 249 号) 附則 22 項による労働省組織規程中改正。</p>   |
| 8  | <p>1 労働省組織規程中改正(労働省令第 16 号)。労働衛生研究所に職業部(二課)、労働環境部(二課)を設置。</p> <p>6 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「代用教科書の取扱について」(職発第 854 号) 通達。[5-2-81]</p> <p>14 神奈川県労働部長、小田原公共職業補導所長宛「小田原婦人公職職業補導所美容科における実習モデルとなる者及びその者から徴収する料金について」(三一職補第 222 号) 通達。[5-2-82]</p> <p>16 第 6 回職業補導生技能検定実施。「十年史」</p> <p>16 労働省、失業対策の抜本策として雇用安定法(仮称)の制定を準備。『年鑑』</p> <p>25 東京商工会議所、「中小企業振興対策の確立に関する意見」を建議。「7. 中小企業の経営、技術指導の強化」にて「技能養成…における指導機構を整備強化」すること等を要望。『東京』</p>  |
| 9  | <p>1 総合職業補導所の建物の規模基準及び設備基準制定。「十年史」</p> <p>9 労働省、雇用政策の積極化を検討。「雇用対策基本法案」要綱をまとめる。『年鑑』</p> <p>12 日本商工会議所、国会・政府・政宛に「中小企業振興基本策の樹立実施とその財源の確保に関する建議」として「中小企業振興基本法案要綱」を建議。この中で「経営、技術の向上」として「中小企業の…技能養成…を整備強化すること」を提起。『日本』</p> <p>21 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「日雇労働者の常用化促進について」(職発第 973 号) 通達。</p>  |
| 10 | <p>1 公共企業体等労働関係法施行令(政令 306 号) 制定。地方調停委員会及び事務局支局の設置。</p> <p>1 労働基準局、『労働時報』誌に「技能者養成の展望」を公表。「職業訓練における技能者養成の立場」として論述。</p> <p>5 労働省職業安定局長職業補導課長、神奈川県労働主務局長宛「職業補導用代用教科書の承認申請手続きについて」(補発第 60 号) 通達。[5-2-83]</p> <p>6 労働省、生産性向上運動を施策に採り上げる方針決定。『十年史』</p> <p>19 モスクワで日ソ国交回復に関する共同宣言、貿易発展及び最恵国待遇相互許与に関する議定書各調印。12. 12 発効。『年表』</p>  |

|    |    |  |
|----|----|--|
|    | 19 | 閣議、「石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について」を了解。[2-74]   |
|    | 22 | 土建総連、全国板金協組、全日本洋服協組、日本洋裁組合、全国パン協組、岩手技能協会、長野技養協会の代表が参議院会館に参集し、全国共同技能者養成協議会発起人会を結成、技能者養成単独法立法化について検討を進める。協議会は11月設立。『33年』 |
|    | 25 | 労働省職業安定局職業補導課長、神奈川県労働部長宛「職業補導所の事業状況の報告について」(三一職補第313号)通達。[5-2-84]  |
|    | 27 | 身体障害者雇用促進中央協議会、労働大臣宛「身体障害者の職業更生に関する意見」を提出。1.職種の留保、2.官公庁の雇用の促進、3.身体障害者の職業補導所の充実強化、4.作業訓練委託制度の実施、5.作業設備等への国庫補助。[2-75]    |
|    | 30 | 神奈川県公共職業補導所等に関する規則(規則第79号)。[5-2-85]  |
|    | 30 | 神奈川県共同作業所等に関する規則(規則第80号)。[5-2-86]  |
| 11 | 1  | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「石炭鉱業合理化臨時措置法の施行に伴う離職者対策について」(職発第1,111号)通達。『年鑑』  |
|    | 2  | 「日本人鉱山労働者のルール炭鉱業における期限付就労に関する口上書」が日独政府間に交換さる。「十年史」   |
|    | 5  | 中学、高校生用として「職業の知識」作成。「十年史」  |
|    | 5  | 10日迄、婦人雇用に関する専門家会議がジュネーブで開催され、「パートタイム・高齢婦人の雇用・職業指導と訓練」が議論された。『ILO』   |
|    | 6  | 第8回全国職業補導展(至11日於東京)。「十年史」  |
|    | 7  | 労働省、港湾労働対策協議会を設置。会長：石井照久。労働省に港湾労働対策協議会設置要綱を定む。『年鑑』   |
|    | 9  | 日本社会党、中小企業政策要綱を決定。労働政策の一つとして、技能者養成法の制定を掲げる。『行政三』   |
|    | 9  | 第8回全国職業補導展(至14日於大阪)。「十年史」  |
|    | 9  | 日本経営者団体連盟、「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を発表。「勤労青少年の技能教育の刷新」を要望。「(現行)制度を積極的に助長する建前の単行法の制定されることが急務」とする。[2-76]                   |
|    | 16 | 簡易家事サービス公共職業補導所の補導生の入所あつ旋、修了生の職業紹介の要領を通達。「十年史」   |
|    | 17 | 労働省職業安定局職業補導課長、神奈川県労働主管部局長宛「自動車整備士技能検定規定の一部改正について」(補発第71号)通達。[5-2-87]  |
|    | 22 | 失業対策審議会、内閣総理大臣宛答申第6号。「失業対策」から「雇用政策」への転換。[2-77]   |
|    | 30 | 全国共同技能者養成協議会の結成。共同技能者養成の重視、単独法の法制化の要求。『行政三』  |
|    | 30 | 中央産業教育審議会、「高等学校における工業教育振興について」答申。『産業』  |
| 12 | 3  | 技能者養成専門審議会の開催。「時報史」  |
|    | 3  | 労働省職業安定局長、東京・神奈川・愛知・大阪・兵庫・福岡・都道府県知事宛「当面における港湾労働対策について」(職発第1,193号)通達。『年鑑』   |
|    | 3  | 神奈川県労働部長より各職業補導所長宛「補導生補導記録の一部改正について」(三一職補第348号)通達。[5-2-88]   |
|    | 4  | 衆議院商工委員会中小企業に関する小委員会、技能者養成に関する問題につき、参考人より意見聴取。各参考人より、積極的な技能者養成促進策の樹立が要請される。『監督』  |
|    | 5  | 各種学校規程(文部省令第31号)公布。  |
|    | 6  | 総合職業補導所補導生に災害補償制度適用。「十年史」  |
|    | 7  | 日本社会党、「中小企業政策要綱」を発表。技能者養成法の制定を掲げる。『年鑑』   |
|    | 11 | 総合職業補導所長会議。「十年史」   |
|    | 12 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「ソ連地域からの引揚者の就職促進について」(職発第1,220号)通達。『年鑑』  |
|    | 17 | 公共職業補導所長会議(千葉、岐阜、広島至21日)。「十年史」   |
|    | 18 | 国連総会、日本の国連加盟案を全会一致で可決。『年表』   |
|    | 20 | 東京商工会議所、「技能者養成振興に関する意見」を発表。[2-78]  |
|    | 31 | 労働省、大量失業の緊急対策に「雇用基本法案」を立案。「十年史」  |
|    |    | (この頃)労働省職業安定局『職業補導基準』(6ヵ月、1年)を発行。『戦後』  |

| 月 | 日  | 1957(昭和32)年   |
|---|----|---|
| 1 | 11 | 技能者養成規程の施設の指定(労働省告示第1号)。総合職業補導所を技能者養成の施設として教習事項、養成期間が免除される。[4-3-29]                             |
|   | 14 | 労働事務次官、「団結権、団体交渉その他団体行動に関する労働教育行政の指針について」(発労第1号)通達。[5-1-58]                                     |
|   | 17 | 労働大臣官房に職業訓練審議室を設置。『解説』  |
|   | 22 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「総合職業補導所の技能者養成規程第15条第2項の施設としての指定について」(職発第59号)通達。1月11日の告示第1号の周知のための通達。[5-2-89] |
|   | 25 | 神奈川県労働部長、共同作業所所長宛「共同作業所所則(内規)基準の制定について」(三二職補第28号)通達。[5-1-59]                                    |
| 2 | 1  | 第7回職業補導生技能検定実施(至7日)。「十年史」   |
|   | 1  | 技能者養成審議会委員の改選。会長：桐原、副会長：倉橋。『監督』   |
|   | 7  | 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「職業補導用代用教科書の承認申請に対する決定について」(職発第104号)通達。[5-2-90]                                |
|   | 12 | 労働事務次官、各都道府県知事宛「昭和31年度における一般失業対策事業の高率補助について」(発職27号)通達。『行政三』                                     |
|   | 15 | 閣議、「雇用審議会設置法案」を決定。『行政三』   |
| 3 | 4  | 技能者養成専門審議会の開催、鋳物工の技能試験基準について。『監督』   |
|   | 15 | 職業安定法施行規則中改正(労働省令2号)。監督者訓練の手数料、受講資格規定等の廃止。[4-4-4]   |
|   | 19 | 技能者養成専門審議会機械部会の開催。機械検査工の技能試験基準について。『要覧』   |
|   | 25 | 職業小辞典発行。「十年史」   |
|   | 25 | 技能者養成専門造船車両部会の開催。舟大工の技能試験基準について。『監督』  |

|   |   |
|---|---|
|   | 27 第46回技能者養成専門審議会の開催。試験、技能者養成一般について。『監督』  |
|   | 28 技能者養成専門審議会建設部会の開催。『要覧』   |
|   | 29 労働省設置法中改正（法律第9号）。大臣官房に官房長を置く改正。  |
|   | 29 技能者養成専門審議会電気部会の開催。電気運転工の技能試験基準について。『監督』  |
| 4 | <p>1 労働省組織規程中改正（労働省令第6号）。職業衛生研究所の職業病部を2課から4課に、労働環境部を2課から3課に拡充。</p> <p>1 『T W I 研究』誌に「職業安定法施行規則の一部改正について」を公表。労働省令第2号（4月1日施行）の紹介。訓練指導員の資格は訓令で付与すること、受講手数料を廃止したこと、受講資格の撤廃等の改正をしたので注意を喚起した。[5-4-4]</p> <p>4 次官会議、「石炭鉱業、塩業及び駐留軍関係失業者多発地域対策について」申合せ。翌日閣議に報告。『要覧』</p> <p>4 労働省職業安定局職業補導課長、各都道府県労働主務（局）部長宛「補導生指導要録、補導生指導手帳の改訂及び補導所体操用レコードについて」（補発第18号）通達。[5-2-91]</p> <p>5 閣議報告。石炭鉱業、塩素、国連軍関係失業者多発地域対策について。[2-79]</p> <p>8 神奈川県労働部長、神奈川県身体障害者職業補導所長宛「補導手当の支給額改定について」（三二職補第110号）通達。[5-2-92]</p> <p>15 雇用審議会設置法（法律第61号）制定。失業対策審議会の廃止。雇用対策への転換の始まり。</p> <p>15 雇用審議会令（政令第66号）公布。</p> <p>19 神奈川県労働部長、施設長宛「代用教科書の取扱について」（三二職第126号）通達。[5-2-93]</p> <p>22 労働省、閣議に「失業者多発地域対策について」を報告。[2-80]</p> <p>22 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「身体障害者公共職業補導所補導生指導記録作成要領の改正について」（職発第327号）通達。[5-2-94]</p> <p>23 昭和32年度分の技能者共同養成費補助金交付申請書の提出期限を定める件（労働省告示第14号）公布。5月20日に定める。</p> <p>23 労働・農林・運輸・建設次官、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」（発職第75号）通達。『年鑑』</p> <p>23 労働省職業安定局長・林野庁長官・水産庁長官・運輸省港湾局長・建設省計画局長・河川局長・道路局長、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」（職発第328号）通達。『年鑑』</p> <p>25 労働省職業安定局長・調達庁労務部長、各都道府県知事宛、駐留軍関係離職者について職業補導の拡充、求人求職連絡交換会の開催等の対策を通達。『要覧』</p> <p>30 神奈川県労働部長、施設長宛「補導所入所、修了、就職状況調査実施要領の一部改正について」（三二職補第134号）通達。[5-2-95]</p> <p>一 新潟、栃木総合職業補導所開設。『事業』</p> |
| 5 | <p>1 労働省職業補導課、『T W I 研究』誌に「職業安定法施行規則の一部改正と、それに伴う監督者訓練業務の今後の運営の方針について」を公表。先月号で紹介した事が4月4日付けで都道府県知事に職発第268号で説明したことを紹介する。[5-4-5]</p> <p>9 神奈川県労働部長、施設長宛「身体障害者公共職業補導所補導生指導記録作成要領の改正について」（三二職補第135号）通達。[5-2-96]</p> <p>9 技能者養成専門審議会。「要覧誌」</p> <p>20 労働福祉事業団法（法律第126号）公布。7月1日発足。附則第22条により労働省設置法中改正、大臣官房に労働福祉事業団管理官1名を設置。[3-55]</p> <p>20 神奈川県労働部長、施設長宛「『神奈川県身体障害者職業補導所補導手当支給要綱』の一部改正について」（三二職補第160号）通達。[5-2-97]</p> <p>21 中央青少年問題協議会、内閣総理大臣宛「勤労青少年教育対策要綱」を提出。技能者養成施設の拡充を要望。[2-81]</p> <p>22 東京商工会議所、「理数科、科学、技術教育振興に関する要望」を公表。戦後教育は法文系中心であり、産業界が要望する科学、技術教育、産業教育を重視するように「4. 社会人となって既に働いている科学、技術者に対し、短期間の大学中心の啓発、訓練教育制度を採用すること。」等を要望。『東京』（編注：22日は推測日）</p> <p>31 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律（法律第145号）公布。</p>  |
| 6 | <p>1 労働福祉事業団法に基く非常勤職員の指定に関し決定（人事院公示第4号）。[3-56]</p> <p>1 『労働時報』巻頭の「時評」に「職業訓練政策」が掲載され、技能者の養成、技能訓練、技能労働者の確保の長期的職業訓練政策が必要と提起。</p> <p>12 内閣総理大臣、雇用審議会宛「政策の目標とすべき完全雇用の状態並びにこれを目標としてとるべき雇用及び失業に関する施策の大綱について」（諮問第1号）諮問。『行政三』</p> <p>13 労働福祉事業団設立委員の発令。「時報史」</p> <p>14 経済審議会総合部会第1回会合（新長期経済計画の検討開始）。「十年史」</p> <p>19 日本商工会議所、国会・政府・政党宛に「労働基準法の改正に関する意見」を建議。臨時労働基準法調査会が、当面同法の改正を行わないとしているのは、実態に即していない、として実情に適する改正を要望。『日本』</p> <p>19 神奈川県労働部長、施設長宛「『神奈川県身体障害者公共職業補導所及び神奈川県共同作業所における給食実施要綱』の制定について」（三二職補第202号）通達。[5-2-98]</p> <p>20 労働部長、神奈川県横須賀共同作業所長宛「作業所作業員の加工料の額承認について」（三二職補第206号）通達。[5-2-99]</p> <p>24 労働省、31年度「労働白書」（賃金格差拡大）を公表。『経済』</p> <p>28 労働福祉事業団法施行令（政令第161号）公布。[3-57]</p> <p>30 「昭和32年度総合職業補導所建設計画」が起案される。千葉、愛知、岐阜（28年度）、北海道、福島、埼玉、神奈川、長野、山口、高知、小倉、八幡（29年度）、栃木、島根（30年度）、宮城、新潟、八王子&lt;保留&gt;、岡山、徳島（31年度）、茨城、青森、山形、静岡、石川、富山、滋賀、大阪、兵庫、高崎、鹿児島（32年度）の各施設別の建設計画、予算が上司に伺われる。『デジ』</p>   |
| 7 | <p>1 労働福祉事業団法登記令（政令第162号）公布。</p> <p>1 労働福祉事業団法施行規則（労働省令第14号）公布。第2条に、職業訓練施設等を都道府県に委託できるこ</p>   |

|    |  |
|----|--|
|    | と等を規定。<br>1 労働福祉事業団監理官監督規程（労働省訓令第3号）。[3-58]<br>1 労働事務次官から労働福祉事業団理事長宛「労働福祉事業団法の施行について」（労働省発監第1号）[5-1-60]<br>1 職業補導課、『TWI研究』誌に「職業安定法施行規則の一部を改正する省令及び援助関係申請書等の記載要領について」を発表。[5-4-6]<br>19 港湾労働対策協議会、労働大臣宛「港湾労働対策に関する意見」を提出。技能訓練機関の設置等を建議。[2-82]<br>19 労働福祉事業団監理官、労働福祉事業団理事長宛「労働福祉事業団法の業務に関連し事前に連絡を要する事項について」（監発第1号）通達。[5-1-61]<br>22 技能度測定口頭試問（旋盤工外7職種）を制定しその取扱要領を通達。「十年史」<br>31 労働省組織令中改正（政令第245号）。婦人少年局に庶務課を新設、大臣官房に参事官2名、国際担当審議官1名を設置。<br>31 労働省組織規程中改正（労働省令第17号）。事務局に調査官補を置くことができる。  |
| 8  | 2 内閣総理大臣、経済審議会宛「わが国経済の安定的発展のための長期経済計画如何」を諮問。『年鑑』<br>7 労働部長、神奈川共同作業所長宛「作業員の加工料の額承認について」（三二職補第262号）通達。[5-2-100]<br>8 第8回職業補導生技能検定実施（至14日）。「十年史」<br>27 閣議決定により、「臨時職業訓練制度審議会」が設置される。『解説』<br>- 日本生産性本部、『技能教育国内使節団報告書』を発行。東京芝浦電気、日立製作所、日本光学工業、三菱造船、旭化成工業の5社と神戸市立産業高等学校を視察し、「技能者教育は技能者養成規程による教育のみを考へられ勝ちであるがもつと広く考え、大学卒業者も高等学校卒業者も含めて技術者、技能者すべての技能の発達を科学的手段で考え」るべきと纏めている。10月に別冊Ⅱ『団員所属各社の技能教育概況』を発行、別冊Ⅲ『全国概況』は未見。[2-83]  |
| 9  | 12 昭和32年度以降の予算から支出される技能者養成費補助金の交付に関する事務を委任した件（労告22号）。技能者養成費補助金を都道府県労働省労働基準局長等へ、失業対策事業費補助金を都道府県知事に委託した。<br>12 労働大臣、臨時職業訓練制度審議会委員15名、幹事10名を任命。「最近の産業及び雇用の情勢に対処する職業訓練制度の確立について」諮問。[2-84]<br>17 第9回全国職業補導展開催（於東京、至20日）。「十年史」<br>20 総理府「特需等連絡対策会議」駐留軍関係離職者対策に職業補導の拡充、転職あつ旋の強化等決定。「十年史」<br>22 労働省職業安定局長、都道府県知事宛「結核回復者の職業更正措置の強化推進について」。『年鑑』<br>24 臨時職業訓練制度審議会第2回会議。『時報』<br>24 閣議、「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」を決定。これまでの駐留軍離職者関係諸対策を集大成した。「職業補導の拡充」を第一に掲げる。[2-85]<br>25 労働大臣、雇用対策審議会宛「現下の雇用失業情勢に即応する当面の雇用失業対策について」（諮問第1号）。『行政三』<br>30 総理府総務長官、「離職者対策推進本部の設置について」（総審202号）。『年鑑』  |
| 10 | 1 労働福祉事業団が管理する福祉施設を定める件（政令第301号）。「職業訓練施設」として総合職業補導所を整理する。啓成会、及び江東総合職業補導所の削除（移管）。[3-59]<br>1 職業訓練審議室が『労働時報』誌に「職業訓練の現状と問題点」を寄稿。技能者養成も職業補導も新しい時代の要請に応じ総合的職業訓練制度が必要、と整理する。[2-86]<br>7 職業安定局長、都道府県知事宛「盲人に対する職業援護対策の推進について」通達。『年鑑』<br>10 臨時職業訓練制度審議会第3回会議。『時報』<br>21 駐留軍離職者の大量発生に対処するため駐留軍離職者対策本部を設置し、具体的対策を強力に推進するよう通達。「十年史」<br>22 中央産業教育審議会、文部大臣宛「中堅産業人の養成について」建議。『産業』<br>23 調達庁長官、神奈川県知事宛「軍施設内ニオケル在籍労務者ノ職業訓練ノ実施ニツイテ」（調達乙発第75号）通達。自動車整備、自動車（四輪車）運転、電気溶接、電気、塗装の職業補導計画を指示。『神奈川県立公文書館所蔵』<br>23 神奈川県労働部長より各職業補導所長宛「要綱の一部改正について」（三二職補第351号）通達。[5-2-101]<br>31 日本教職員組合、「全国教育研究集会」の報告書『日本の教育』に「（中卒者が）職を定めることはおよそ不可能になる。……このような場合には、親たちの職業意識の指導が必要だし、じっさいに、それらの子どもを職業補導所に送って、職業技術を身につけさせることが有効である」と記す。<br>- 総合職業補導所11か所移管。『事業』 |
| 11 | 1 労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正（政令第314号）公布。埼玉：昭和30年4月開所、総合職業補導所5箇所移管。[3-60]<br>11 中央教育審議会、「科学技術教育の振興方策について」答申。『産業』<br>22 中央産業教育審議会、「中堅産業人の養成について」建議。産業界との連繋等を建議。『産業』<br>22 科学技術庁、「職業訓練要綱案に対する意見」を提出。技能検定に疑義を表明。[2-87]<br>25 経済審議会、内閣総理大臣宛「新長期経済計画について」答申。『要覧』<br>25 雇用審議会、労働大臣宛に諮問第1号答申。第4その他の措置：1職業訓練制度 職業補導、技能者養成等現に行われている施策について、これらを一層有効適切ならしめるため、再検討することは必要あると考えるがその際には、将来の技術、技能者の需要、現在及び将来の労働力供給事情並びに学校の職業教育等他の制度との関連をも十分考慮していくべきである。[2-88]<br>30 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「承認代用教科書の申請について」（職発第962号）通達。[5-2-102]<br>30 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛通牒「指定代用教科書について」（職発第963号）通達。[5-2-103]<br>- この頃、関係省庁との事務の調整が難航し、職業訓練法案の作成も絶望かと思われた、と審議室長（渋谷）は述懐している。『解説』<br>- 総合職業補導所5か所移管。『事業』  |
| 12 | 4 第47回技能者養成審議会を開催。職業訓練制度について。『監督』<br>6 臨時職業訓練制度審議会、労働大臣宛「職業訓練制度の確立について」答申。「職業訓練法」制定を要請。[2-   |



|    |   |
|----|---|
|    | — 88]   |
| 6  | 理事長、各総合職業補導所長宛「訓練生の所外実習の取扱について」(労働福祉発第 357 号) 通達。[5-2-104]  |
| 12 | 日本経営者団体連盟、「科学技術教育振興に関する意見」を公表。技能者養成に対する免税措置を要望する。『日経』   |
| 14 | 神奈川県企画渉外部長、港渉外労務管理事務所長宛「基地内職業補導講習の実施について」通達。自動車運転課程、自動車整備課程、ラヂオ技術課程、溶接課程、電気課程、塗装課程、経理事務課程についての職業訓練実施要領を通達する。『神奈川県立公文書館所蔵』 |
| 17 | 閣議、「新長期経済計画」を決定。完全雇用状態への接近を最終目標。『年鑑』  |
| 26 | 労働省職業安定局長、知事及び労働福祉事業団理事長宛「総合職業補導所に対する委託料の基準について」(職発第 1,030 号) 通達。[5-2-105]  |
| 27 | 閣議、「港湾労働審議会の設置について」を決定。労働省に設置。『行政三』   |
| 28 | 労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令の一部を改正する(政令第 352 号)。宮城、神奈川、長野、沼津、愛知、高知総合職業補導所等 7 箇所の管理、日吉臨時宿泊所の管理を規定。                          |
| 31 | 日本政府、中近東・アフリカ技術協力計画、中南別技術協力計画に基づく援助を開始。『要覧』   |

| 月 | 日  | 1958(昭和33)年  |
|---|----|--|
| 1 | 13 | 理事長、各総合職業補導所長宛「労働福祉事業団総合職業補導所委託料基準について」(労働福祉発第 23 号) 通達。[5-2-106]  |
|   | 17 | 神奈川県公共職業補導所等に関する規則の一部改正(神奈川県規則第 5 号)。鶴見公共職業補導所にタイル科の増設等の決定。  |
|   | —  | 総合職業補導所 7 か所移管。『事業』  |
| 2 | 11 | 日本共産党中央機関紙「アカハタ」、「吹き込む「生産性向上」」と題した「職業訓練法案」への論評を掲載。『33 年』   |
|   | 13 | 資料室、「職業訓練法(案)」を公表。『時報』   |
|   | 18 | 「職業訓練法」、新聞発表。「時報史」   |
|   | 20 | 業務担当理事、各総合職業補導所長宛「通学定期乗車券発売対象施設としての指定手続きについて」(労働福祉発第 153 号) 通達。[5-2-107]   |
|   | 21 | 政府、第 28 回通常国会へ「職業訓練法案」を提出。『解説』   |
|   | 24 | 労働省職業安定局長、労働福祉事業団理事長宛「総合職業補導所の溶接科修了生に対する溶接士試験の取扱について」(職発第 137 号) 通達。[5-2-108]  |
|   | 28 | 労働大臣、衆議院社会労働委員会で「職業訓練法案提案理由」の説明。[2-90]   |
|   | —  | 土建総連等、「職業訓練法案」は特に「労働組合の行う職業訓練」に関する規定が無いことに強く不満を表明。『33 年』   |
|   | —  | 土建総連、「職業訓練法について」を公表。労働省・与党に、①労働組合の行う職業訓練を職業訓練法に明記せよ、②学校教育法との関連を明記せよ、③身体障害者以外の公共訓練生にも手当を支給せよ、④中央職業訓練審議会の委員の構成を労・使・学識の 3 者同数とせよを要求。『33 年』  |
| 3 | 7  | 業務担当理事、各総合職業補導所長宛「総合職業補導所における訓練生等の取扱について」(労働福祉発第 188 号) 通達。[5-2-109]   |
|   | 20 | 労働省組織規程中改正(労働省令第 1 号)。地方基準局の名称変更。  |
|   | 25 | 理事長、各総合職業補導所長宛「溶接科修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について」(労働福祉発第 240 号) 通達。[5-2-110]   |
|   | 31 | 衆議院、「職業訓練法案」に修正事項を付して可決。[2-91]   |
|   | 31 | 教育課程審議会、文部大臣宛「高等学校通信教育における職業科目の実施拡充について」を答申。『産業』   |
|   | 31 | 労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正(政令第 56 号)。[3-61]   |
|   | —  | 日本社会党、土建総連の 2 月の要求を取り上げ政府に要求。『33 年』  |
| 4 | 16 | 人口問題審議会、「潜在失業対策に関する決議」。『年鑑』  |
|   | 17 | 土建総連、「政府は職業訓練法を何故出してきたのか」を公表。臨訓審答申の中央職業訓練審議会の構成について「労働官僚の統制強化である」、職業訓練部を職業安定局に設けることに「労働者保護の労働基準行政から戦時中の動員局一勤労働員署の変形である安定局、県安定課に行政機関が移行統一されることにより、統制行政、ファッション的運営が強化されている」と批判。『33 年』 |
|   | 19 | 労働・農林・運輸・建設各次官、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」(発職第 87 号) 通達。『年鑑』   |
|   | 19 | 労働事務次官、知事宛「昭和 33 年度臨時就労対策事業の実施について」(発職 88 号) 通達。『年鑑』   |
|   | 21 | 次官会議、「失業者多発地域対策について」申し合せ。[2-92]  |
|   | 21 | 「高等学校学習指導要領一般編(昭和 31 年)」を一部改正(職業科目の実施拡充)。『産業』  |
|   | 22 | 参議院、附帯決議を付けて「職業訓練法」を可決。[2-93]  |
|   | 22 | 労働大臣、閣議へ「失業者多発地域対策について」を報告。[2-94]  |
|   | 28 | 中央教育審議会、文部大臣へ「勤労青少年教育の振興方策について」答申。定時制課程に在学する生徒が技能者養成施設において職業技術教育を受ける場合は、これを当該高等学校の教科の一部を履習するものと見なすこと等を答申[2-95]   |
|   | 28 | 農業・水産・工業又は商船に係わる産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(法律第 103 号) 公布。  |
|   | —  | 宮城、茨城、徳島総合職業補導所開設。『事業』   |
| 5 | 2  | 日本労働協会法(法律第 132 号) 公布。創立昭和 33 年 9 月 15 日。  |
|   | 2  | 「職業訓練法」(法律第 133 号) 公布。[4-5-1]  |
|   | 2  | 「労働基準法」の一部改正。(職業訓練法附則第 5 条)。[4-3-39]   |
|   | 2  | 「職業安定法」の一部改正。(職業訓練法附則第 6 条)。[4-2-4]  |
|   | 2  | 「失業保険法」の一部改正。(職業訓練法附則第 7 条)。[4-1-14]   |
|   | 2  | 「地方財政法」の一部改正。(職業訓練法附則第 8 条)。一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所を規定。  |
|   | 2  | 「労働省設置法」の一部改正。(職業訓練法附則第 10 条)。[3-62]   |

|   |    |  |
|---|----|--|
|   | 2  | 「身体障害者福祉法」の一部改正。(職業訓練法附則第11条)。「職業補導」を「公共職業訓練」に改めるように規定。  |
|   | 2  | 「最低賃金法」の一部改正。(職業訓練法附則第13条)。「職業訓練を受ける者」を規定。   |
|   | 2  | 神奈川総合職業補導所印及び神奈川総合職業補導所長印を昭和33年4月1日から廃止した。(神奈川県告示第285号)。   |
|   | 15 | 神奈川県労働部長、各職業補導所長宛「職業補導所安全週(旬)間の実施について」(三三職補第141号)通達。[5-2-111]  |
|   | 16 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業訓練法の制定に伴う技能者養成関係事務の移管について」(職発第391号)通達。「時報史」   |
|   | 17 | 駐留軍関係離職者等臨時措置法(法律第158号)公布。駐留軍関係離職者等対策が閣議決定・閣議了解の形式から法律形式を採ることになる。第10条に「職業訓練等についての特別措置」を設定し、同離職者への職業訓練の受講推進の措置を規定した。  |
|   | 17 | 駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令(政令第131号)公布。  |
|   | 26 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業訓練法制定に伴う準備事務について」(職発第416号)通達。1.教科基準はとりあえず、従来の基準を準用、2.新教科基準は中訓審の議を経て新たに設定。[5-2-112]  |
|   | 31 | 労働省組織令中改正(政令第154号)。日本労働協会の所掌を労政局労働教育課が担当。  |
| 6 | 5  | 労働次官、各都道府県知事宛「都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会の基準について」(発職第105号)通達。『年鑑』   |
|   | 5  | 神奈川県労働部長より(各施設長)宛「職業訓練法の要点及び施行に伴う当面の措置事項について」(三三職補第158号)通達。[5-2-113]   |
|   | 9  | 理事会、「総合職業訓練所訓練生災害手当支給要綱」を決定。[5-2-114]  |
|   | 21 | 神奈川県労働部長、労働省職業安定局職業補導課長宛「神奈川新身体障害者公共職業補導所の経営委託契約について」(三三職補第29号の2)伺。[5-2-115]   |
|   | 25 | 労働福祉事業団、「総合職業補導所の名称変更に関する件」(達第6号)。[5-2-116]  |
|   | 27 | 閣議、「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」の取扱い等について了解。[2-96]  |
|   | 30 | 労働省組織令中改正(政令第194号)。「職業訓練法」制定に伴う職業補導課の職業訓練部昇格。これに伴い、管理・指導課を設置。指導課は公共職業訓練、企業内職業訓練を所掌。技能者養成審議会令の廃止。[3-63]   |
|   | 30 | 職業訓練法の施行期日を定める政令(政令第198号)公布。7月1日と定める。[4-5-2]   |
|   | 30 | 職業訓練法施行令(政令第199号)公布。[4-5-3]  |
|   | 30 | 総理府総務長官、各都道府県知事宛「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」(総審第128号)通達。再就職促進のため基地の施設内において約8千人の職業講習を実施したほか、一般又は総合職業訓練所において職業訓練を受けた者を含め、昭和33年度中に再就職した者は1万5,087人に及んだ。[5-1-62]  |
|   | 30 | 日本教職員組合、「全国教育研究会」の報告書『日本の教育』に「技能者養成施設の整備拡充 中卒就職希望者の職業訓練のため、現在の職業補導所または技能者養成所を拡充整備する。」と記す。  |
| 7 | 1  | 職業訓練法施行規則(労働省令第16号)公布。公共基礎訓練(1年以下)65職種、公共専門訓練(1年)18職種、企業内訓練124職種の教科基準を規定。附則第6条により労働省組織規程中改正、技能者養成事務は各都道府県知事に。「技能者養成規程」及び同規程に関する告示の廃止。[4-5-4]   |
|   | 1  | 職業安定法施行規則の一部改正(「職業訓練法施行規則」附則第4条)。[4-2-5]   |
|   | 1  | 失業保険法施行規則の一部改正(「職業訓練法施行規則」附則第5条)。  |
|   | 1  | 労働省組織規程の一部改正(「職業訓練法施行規則」附則第6条)。[3-64]  |
|   | 1  | 労働福祉事業団法施行規則の一部改正(「職業訓練法施行規則」附則第7条)。[3-65]   |
|   | 1  | 国が設置する身体障害者職業訓練所(労働省告示第21号)。[4-5-5]  |
|   | 1  | 職業訓練指導官規程(労働省訓令第3号)公布。昭和36年6月15日、42年7月10日、52年5月01日、52年12月2日改正、県労働基準局から知事部局主管課へ移管。[4-5-6]   |
|   | 1  | 労働次官、各都道府県知事宛「職業訓練法の施行について」(発職第116号)通達。『通達I』   |
|   | 1  | 神奈川県一般職業訓練所設置条例(条例第19号)。[5-2-117]  |
|   | 1  | 労働省労働基準局長、各都道府県知事宛「職業訓練法等の施行について(基発第416号)通達。『通達I』  |
|   | 5  | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業訓練法の施行について」(職発第535号)通達。『通達I』  |
|   | 7  | 職業訓練法施行に伴う会議。「時報史」   |
|   | 10 | 労働省、「労働白書」を公表。『経済』   |
|   | 11 | 神奈川県一般職業訓練所等に関する規則(規則第68号)。[5-2-118]   |
|   | 19 | 第1回世界青年労働者会議、「青年労働者の要求綱領」を採択。働く権利と共に職業教育(工場における見習を含む)等の要求を掲げる。『職業教育と労働者』、1962、大月書店。  |
| 8 | 25 | 「職業訓練指導員免許を受けるため修了しなければならない職業訓練指導員の訓練等及び職業訓練指導員試験の免除を受けることができる旨等の範囲を定める件」(労働省告示第22号)公布。  |
|   | 27 | 中央職業訓練審議会委員の発表。「要覧誌」   |
| 9 | 1  | 労働大臣、中央職業訓練審議会委員を任命。学識経験者：会長内田俊一(前東京工業大学学長)、江下孝(労働福祉事業団理事)、大内経雄(立教大学教授)、国塩耕一郎(元茨木県知事)、栗原浩(埼玉県知事)、佐々木重雄(慶應義塾大学教授)、鳳誠三郎(東京大学教授)、三島衛七(東京大学名誉教授)。事業主代表：岡松成太郎(日本商工会議所参与)、児玉寛一(株式会社日立製作所常務取締役)、小林隆徳(全国建設業会専務理事)、清水鷹治(新三菱重工業株式会社常務取締役)、乗富丈夫(日本光学工業株式会社常務取締役)、林泰(富士製鉄株式会社取締役)。労働者代表：石黒一正(鉄鉱労連副委員長)、加藤護郎(総同盟神奈川金属副組合長)、野口勝一(電機労連副委員長)、宮田口蔵(清水建設職員組合副委員長)、古田明(全国金属中央執行委員)。特別委員：奥野誠亮(自治庁財政局長)、久田太郎(科学技術庁計画局長)、内藤誉三郎(文部省初等中等教育局長)、松尾金蔵(通商産業省企業局長)、馬場靖夫(中小企業庁指導部長)、水品政雄(運輸省船舶局長)、稗田治(建設省住宅局長)。なお、職業訓練基準部会、技能検定部会、再訓練部会が設置された。『要覧』 |
|   | 2  | 労働大臣、中央職業訓練審議会宛「職業訓練法律第10条の規定に基く公共職業訓練の基準及び同法律第14条に基く事業内職業訓練の基準について」、「職業訓練法に基く技能検定の実施について」諮問。『要覧』  |
|   | 15 | 労働部長、各職業訓練所長宛「所則の内規の制定について」(三三職訓第238号)通達。[5-2-119]   |
|   | 20 | 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「総合職業訓練所の運営について」(職発第693号)通達。『通達I』  |

|    |    |   |
|----|----|---|
|    | 29 | 中央産業教育審議会、「高等学校における工業教育振興について」答申。中堅産業人の計画的養成の為に改善を建議した。『産業』                                     |
| 10 | 1  | 労働省職業訓練部、『T W I 研究』誌に「職業訓練法と監督者訓練」を発表。[5-4-7]   |
| 11 |    | 理事長、各総合職業訓練所長宛「総合職業訓練所の運営についての都道府県知事の指導監督について」(労働福祉収第 2,593 号) 通達。[5-2-120]                     |
|    | —  | 青森、富山、石川、静岡、滋賀、大阪、宮崎、鹿児島総合職業補導所開設。『事業』  |
| 12 | 23 | 東京タワー完工式(高さ 333 m)。『年表』   |
| 27 |    | 労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令中改正(政令第 358 号)。失業保険福祉施設簡易宿泊所を横浜、京都、広島、大牟田に、労働福祉館を大阪、徳山、福岡、田川、鹿児島に創設。 |

| 月  | 日  | 1959(昭和34)年以降  |
|----|----|--|
| 2  | 7  | 1959(昭和 34)年：神奈川県公共職業補導所等に関する規則の一部改正(神奈川県規則第 9 号)。神奈川県総合職業補導所を削除。  |
| 3  | 2  | ：「職業訓練法施行規則中改正」(労働省令第 8 号)公布。4 月 1 日より施行。  |
| 3  | 24 | 1960(昭和 35)年：中央職業訓練審議会、「技能労働者等の再訓練に関する答申」。『広報』   |
| 4  | 1  | 1961(昭和 36)年：中央職業訓練所開所。「職業訓練法」第 7 条に規定されていたが設立が遅れていた。『事業』  |
| 4  | 1  | ：「北九州総合職業訓練所所則」制定。[5-2-121]  |
| 6  | 2  | ：「雇用促進事業団設置法」(法律第 116 号)制定。労働福祉事業団の職業訓練、雇用関連事業を継承する。   |
| 10 | 31 | ：「学校教育法」の一部改正(法律第 168 号)。技能連携制度のための条文等が追加された。[4-1-15]  |
| 6  | 27 | 1962(昭和 37)年：ILO 第 46 回期総会、「職業訓練に関する勧告」(第 117 号)採択。種々の職業訓練に関する勧告を統合。原則として「経済活動のあらゆる分野における雇用(最初のものであると否とを問わない。)又は昇進のための準備又は再訓練を目的とするすべての訓練(この目的のために必要とされる一般的、職業的及び技術的教育を含む。)について適用する。」とした。[6-7] |
| 12 | 11 | ：ユネスコ第 12 回総会、「技術・職業教育に関する勧告」採択。「国際労働機関の総会が、その第 46 回会期において、職業訓練に関する勧告を採択したことに注意し、「職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。」とする。[6-8]  |
| 2  | 1  | 1965(昭和 40)年：中央職業訓練所、職業訓練大学校と改称。   |
| 12 | 16 | 1966(昭和 41)年：国連総会、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を採択。「世界人権宣言」の文化面の詳細な権利規程。「労働の権利」に「職業の指導及び訓練に関する計画、政策及び方法を含む。」と規定。『条約』  |